

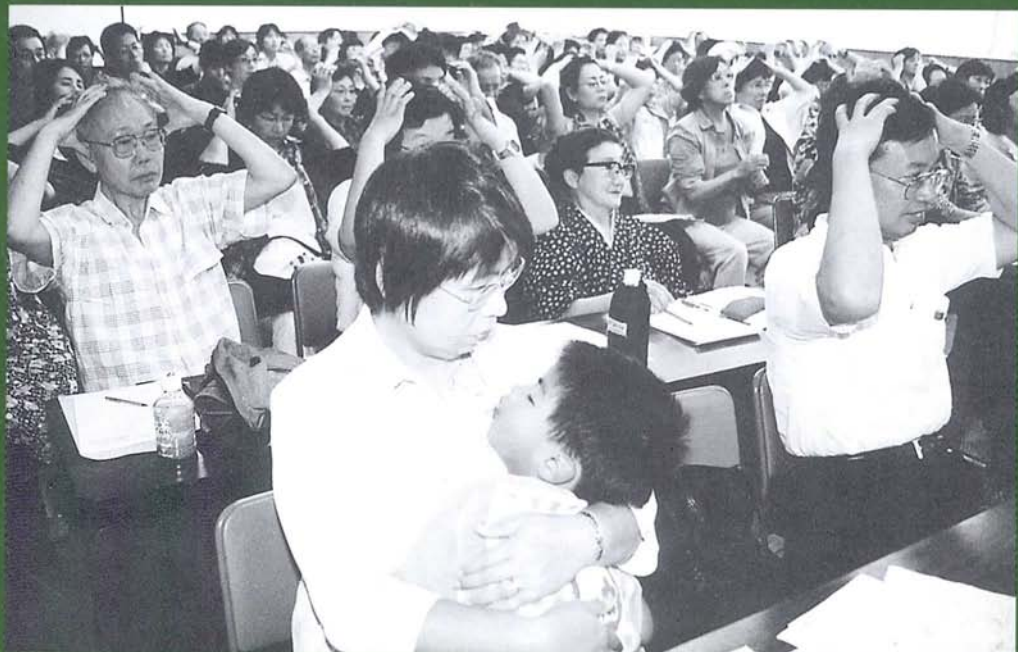


298号

東海発

# さわやかに老いる

- 安川寿之輔 “イマジン”の壮大な「夢」に高齢者差別の解消を展望しよう  
高橋ますみ 「向老学」—老いに向かうプロセスを問う—  
柳澤つや子 「自立を目指す高齢期の経済事情」の一考察  
青木 みか 健やかな長寿を目指して  
中井さち子 東洋医学からみたお灸の効果  
江川 美晴 「オムツ」体験で感じたこと  
高齢化社会をよくする女性の会・大阪 介護保険制度見直しに対する提言書  
竹上 順子 子育て施策に当事者の声を  
小俣 光子 黄土高原の小さな村の性暴力 1  
本間 裕子 「粘土だんご」で地球を緑に 2



頭もみもみ体操で脳の活性化（第5回向老学大会会場風景）

この ひろい宇宙に  
たったひとつの地球

その大きな地球に  
たった一人のわたし  
そして あなた

かけがえない地球  
かけがえないわたし  
かけがえないあなただから

たいせつに たいせつに しよう  
あなたも  
わたしも

地球も

この ひろい宇宙に  
たったひとつの地球  
たった一度きりの人生だから  
思い切り  
のびやかに生きよう

だれもが だれをも  
ふみしだくことなく  
胸の奥まで深く息をし  
ああ 生きていてよかったねと  
ほほえみあえる地球にしよう

へあごらへ 人と人の出会うひろば  
へあごらへ 人と人の共に生きるひろば

# 「老い」を創造する

## — 向老学の試み —

現在、人類の高齢化は、地球規模で進み、日本は、その最先端を走っています。平均寿命は世界一。女性のそれは八五・三歳、男性は七八・三二歳です。

ところが、終戦の年、一九四五年の平均寿命は、女性三七・五歳、男性二三・六歳でした。男性たちは戦死、国内では原爆や空襲で市民たちは命を失いました。戦争は、市民の寿命を確実に縮めました。

我が国は高齢化社会（六五歳以上が七%から一四%に至る期間）を、わずか二四年間で通過しましたが、欧米諸国は平均で八〇年ほどかかっています。そして私たちは現在、高齢化社会を経て、超高齢社会（総人口の二〇%以上が高齢者）に突入しました。

長寿社会出現の条件は、長期に継続する「平和」と物資の豊かさ、医療の進歩と充実が不可欠だと考えられます。

人類の長い歴史の中でこの長寿社会に「生」を受けた私たちは、「老い」を卑下することなく「老い」をプラス志向で受けとめ、生き方を創造していく責任があると思います。

向老学は、それを模索し、知恵を寄せ合い、学習・研究し合う市民立の「学会」です。

（高橋ますみ）

# さわやかに老いる 目次

巻頭言「若い」を創造する——向老学の試み	高橋ますみ	1
「イマジンの壮大な「夢」に高齢者差別の解消を展望しよう	安川寿之輔	4
「向老学」——老いに向かうプロセスを問う	高橋ますみ	11
「自立を目指す高齢期の経済事情」の一考察	柳澤つや子	13
健やかな長寿を目指して——食生活の心得	青木 みか	22
東洋医学からみたお灸の効果	中井さち子	36
鍼灸効果を電子顕微鏡で追跡する	中井さち子	39
老いの生きがい	伊藤 元	44
「オムツ」体験で感じたこと	江川 美晴	46
介護保険制度見直しに対する提言書	高齢化社会をよくする女性の会・大阪	49

■めじゃーなりすとのめ 子育て施策に当事者の声を……………	72	竹上 順子
■あごらめいと 筋金入りボランティアの「出張本屋」さん……………	74	柳澤つや子
■沖縄から ボーリング調査強行を許さない……………	76	浦島 悦子
■笑って怒って5 大人たち 世界を歪ませ 子を殺し……………	73	橋本 勝
■黄土高原の小さな村の性暴力1……………	81	小俣 光子
■「粘土だんご」で地球を緑に2……………	96	本間 裕子
じつくり読もう教育基本法1……………	100	ふるかわひろし
■読書室……………	102	
■TOPICS……………	106	
■会と催し……………	110	
■あじろのあじろ……………	113	
■目次で見る三〇年……………	119	

# ”イマジンの“の壮大な「夢」に

## 高齢者差別の解消を展望しよう

安川寿之輔

はじめに—定年制は典型的な差別であり、将来はアナクロニズムとして消滅する

差別とは、本人になんら責任のない理由によつて、排除、区別、序列付けなどが行われることである。この場合の本人に責任のない理由が、人種、国籍、宗教、性、社会的身分等の違いであることは、よく知られている。

人が加齢とともに生物学的に老いるのは誰にも共通の自然な事象である。共通な老いは本人の責任ではない。したがつて、生物学的な「老い」を理由に、高齢者が一律の年齢で労働権を剥奪されるのは、典型的なエイジズム（年齢）差別である（子どもが生物学的な「幼さ」を理由に社会的・文化的に差別され、「保護」の名のもとに管理や抑圧の対象とされる事象もエイジズム差別である）。人間は本来、社会的な存在であり、社会的な分業労働への参加をとおして（晩年の成長発達の可能性を含めて）自らのアイデンティティを確立・確認する。その機会の剥奪は、最大の基本的人権の蹂躪である。

定年制と限らず、高齢者を社会的・文化的に差別する（「敬老パス」の場合は、一律「優遇」）事象は、高齢者はみな一様であり、他の世代の者とは違うというステレオタイプの人間観を前提にしている。エ

イジング差別も、「黒人（在日韓国朝鮮人、女性、貧民、障害者）は……である」という偏見の場合と同様に、すべての高齢者は同質であるという差別的な人間観を前提にしている。「黒人は黒人である。一定の諸関係のもとで彼は初めて奴隷となる」（マルクス『賃労働と資本』）という文章が示唆するように、人種や性が異なることは自然的差異であり、その差異そのものはなら差別を意味しない。「一定の諸関係」こそが、これらの差異を差別に転化させるのである。にもかかわらず、いったん、社会に差別事象ができあがってしまうと、私たちは差異が差別の原因であると誤解を始めるのである。

日本の学生の大半は、黒人差別を肌色の違いによる差別と誤解している。肌の違いが差別の本質的要件であるならば、黒人は永遠に差別から解放されないではないかと指摘して、書名自体が黒人差別は「色二非ズ」という有吉佐和子の『非色』（角川文庫）を読ませると、ようやく彼らは自分の勘違いに気づき始める。差異は差別の原因（じつは口実）に執拗に使われるが、差異と差別は本来、別のものである。それでは、「若い」という単なる生物学的な差異を差別に転化する「一定の諸関係」とはなになのか。

## I 労働能力の差異の極限的縮小—技術革新と分業の進展

加齢とともに人は肉体的な能力を低下させ、一般に労働能力を減退させる。労働能力にハンディキャップをもつ高齢者を一定・一律の年齢で労働市場から排除し、老齢年金の対象に位置づけることは高齢者「保護」の施策であり、差別の措置とは一般に考えられていない。なぜか。近代民主主義社会の基本的原理である能力主義の原理を宣言した「フランス人権宣言」第六条は、人間の平等を実現するために、「能力」以外の条件による差別を禁止するとともに、能力による区別・選別は差別でないと認定

した。「労働による所有」というラディカルな思想によって貴族・僧侶の特権を批判したルソーは、同じ平等の原理で「社会の損失を二倍にし」「何もしないのに国家から支払いを受けている」障害者は「泥棒」と同じ存在であるとまで主張して、労働能力にハンディキャップをもつ障害者の差別・排除を当然視していた。

つまり、能力主義を原理とする近代民主主義社会では、成人労働者に対比して労働能力において一定のハンディキャップをもつ女性、障害者、高齢者、子どもなどは自立できない保護の対象と考えられてきた。ところが近年、「ノーマライゼーション」「アフーマティブ（ポジティブ）・アクション」という新たな原理が登場し、近代社会の能力主義の原理そのものは是正・手直しが始まりつつある。

なにか現代社会にこの異変をもたらしたのか。この社会変革を引き起こしているのは、労働現場における技術革新と分業の進展である。

技術革新による機械を伴う分業が進展すると、労働の工程が多数の部品の供給と組み立てからなる多くの労働過程に分割されることになり、その結果、個々の労働者の筋力や能力の違い、熟練の違いが製品に反映されなくなり、誰がやっても同じ製品がそれも短期間のうちに大量の生産が可能となる。男女共同参画社会をもたらしつつある「静かで長い女性革命」は、筋力と熟練を不要とする技術革新と分業の進展を背景とする大幅な女性労働の社会的進出を基礎とする女性の全社会的規模での「労働権」の確立と、「男は仕事、女は家庭」という長年続いた「性別役割分業」社会の打破・崩壊を意味する。同じ革命は高齢者（や障害者）の労働力化をも可能にし、定年制による老人のリタイアメント（退職）を不要・無意味にし始めている。具体例に基づいて確認しよう。

日本のトップ企業のトヨタでは、「工具片手に組み立てライン／工場ではつらつとトヨタウーマン」と



いう写真入り記事（一九九三年）に見るように、技術革新によって筋力や熟練が基本的に不要になった組み立てラインでは、高校家政科卒の女性が半年後には一人前の仕事をこなしているのである。くわえて同じトヨタでも九州の新しい工場では、最初から女性と老人の労働力をラインに大幅に導入することを前提にしたラインの設定に変更・工夫されており、近年では、「少子高齢化に伴う将来の労働力不足に備えて、トヨタ、工場抜本改革／高齢者や女性視野／身長差、体力差カバ／改善に二億円投資」（一九九九年）等と報道されるように、同じ女性（高齢者）革命の波が本場の愛知県工場にも波及しているのである。

かつて日本の企業は、男性社員を「モーレッツ社員」として安んじて搾取するために、「居心地のよい強制収容所」に閉じ込められた「専業主婦」の存在を必要として、「女性よ家庭に帰れ！」「家庭を愛の場、憩いの場にせよ！」と呼びかけて、「家庭科女子必修制」をはじめとする女性差別の日本の学校教育を力強く支えていた。その同じ日本の企業が、きびしい国際競争や「平成不況」、少子化を引き金にして、引き続き利潤追求のための経済的合理性から、（家庭科女子必修に固執した文部省よりも早く）むしろ女性・高齢者革命を推進する側につくようになった。その結果が、近年のリストラ、年功序列・終身雇用制の見直しや年俸制・能力主義賃金体系などによる労働者の低賃金政策となった。つまり、女性革命が進展し、妻も（老人も）働くことが普通になる男女共同参画（生涯学習）社会に移行すると、企業は安心して（成人男性）労働者の生涯賃金を低くすることが出来るのである。

## Ⅱ イマジンの壮大な夢に差別の解消を展望しよう！

ジョンとヨーコの「イマジン」は、人間社会から「宗教」と「国家・戦争」と私的所有の三者が消滅す

る「夢」を歌った。「POSSSESSIONS」を「私的所有の多寡をめぐる競争」と理解して、人間が私的所有の多寡をめぐる争いや競争から解放される場合を想定すれば、飢えや強欲は姿を消し、国と国とがあい争う戦争も不要となる。「お国のため」の戦死や、他国民殺戮の義務（徴兵制）からも解放されれば、人間は毎日が自分自身の人生の主人公になることによつて、「魂の救済」をもとめる必要からも解放される。その結果、教会や教団としての「宗教」組織も姿を消し、人間は「天国」や「地獄」の想念からも解放されるだろう。つまり、イマジンの夢の解決の順序は、私的所有の争いの克服↓国家と戦争の廃棄↓宗教の消滅となる。最も解決困難な課題は、能力主義を基本原理としている社会の私的所有をめぐる競争の克服であらう。

技術革新と分業の進展による筋力や熟練の不要化をもたらす社会変革は、個人の労働能力の差異を極限的に縮小していく。この革命が能力主義是正のアフアーマティブ・アクションとノーマライゼーションの新たな原理の導入を可能とすることによつて、女性、高齢者、障害者、黒人など膨大な数の被差別者集団Ⅱ「二流市民」を労働市場に導入し、彼らの自立を可能にする。くわえて、困難な戦争の廃絶が進めば、何百万もの兵士という若くて有能な人材が、人殺しの訓練から生産労働に振り向けられることになる。全社会的規模における人間の労働力としての自立は、国内市場の劇的で大幅な拡大をもたらし、社会全体の生産力の飛躍的な上昇と必要労働時間の大幅な短縮を可能とする。

同じ資本主義体制のもとで、日本の労働者の必要労働時間は、わずか一世紀の間に一日16時間↓12時間↓8時間と半減し、さらに6時間以下への短縮も可能となっている。これにさらなる技術革新と分業の進展に加えて、子どもを除くすべての人間の労働力化が進めば、16↓12↓8↓6時間がさらに↓5時間↓4時間……へと短縮しうることは、容易に展望することができよう。また、不況対策の「ワークシェ

アリング」(独のフォルクス・ワーゲン社の一日労働時間は四時間余)に代わる多くの人の仕事の分かち合い(若者の就職難の解消)で、一人当たりの労働時間はさらに短縮する。

働く女性は、現在なお家事労働との両立に悩まされている。しかし、フルタイムの労働時間が一日4時間前後になれば、男性も家事を共同で担うこと(当然の生活者の自立)に無理はなくなり、(女性の)家事負担の悩みなどは雲散霧消する。つまり、フルタイムの労働時間が短縮されるからこそ、全社会的規模での女性の労働参加が可能となり、その結果がまた社会全体の必要労働時間の大幅短縮を促すのである。

私的所有の多寡をめぐる競争を最終的に不要とするには、無限に近い「豊潤な富」の蓄積が必要となる。「南北問題」「エネルギー資源問題」「生態系の危機」など無数の難問の棚上げを許容してもらおう。さらなる技術革新と分業の進展と全社会的規模の労働力化に支えられた生産力の飛躍的發展に裏付けられた「豊潤な富」に近づいた人類は、いよいよ、能力主義による配分という最大のハードルを克服する最後の挑戦にいとむことになる。その可能性を、極限的に縮小された必要労働時間の視点から考察しよう。

### おわりに——「必要労働時間」の極限的縮小による人間評価の基軸の転換

一日二四時間から睡眠や食事時間を差し引いた約一三時間前後の生活時間のなかで、会社や職場での必要労働に費やす極限的にはゼロに近づく時間のもつ意味は、大きく変化する。

これまで私たちは「あの人はずごい」と、ひとりの人間の能力や価値を評価する場合には、その人間

が社会的必要労働において發揮する労働能力や業績（日本では學歷や職種）を不動で暗黙の評価対象としてきた。ところが、その時間が極限的に縮小すると、その時間内のその人物の労働能力の評価が、その一人の人間の全体的な評価にしめる比重は、当然大幅に後退する。つまりこれは、ジョンたちが「イマジン」で希求した、私的所有の多寡をめぐってあい争うことのない世界、人間がただ人間そのものとして、ひとつの個性や人格をもった人間そのものとして共に生きることのできる世界である。人は自らの能力のままに自由に生きながら、欲望や必要のままに享受を許されるユートピアへの接近である。

何千年にもわたって、性の違い、人種や肌の違い、遺伝的素質に一定関係する生来の能力の違い（これが一番重い）、容姿の違い（ミスコン）など、自然的差異でしかないものを、特別意味のある相違や価値と誤解し、人間をその差異において、なによりも労働能力において、社会への貢献度によって評価するという、私的所有の發生以来変わることなく、それこそが正義の原則として続けられてきたケチで偏狭な人間評価の基準・視座が、つまり「能力主義」の原理による人間の評価が、そこにおいてはじめて崩壊する。そして、「差異はあれど差別なし」という人間の無差別平等性の思想が、この時点にいたって資本の意向や支配イデオロギーの手垢をぬぐい去られ、初めて誰しもの常識となる。つまり、私的所有の多寡とかかわって長年にわたりつくり強いられてきた優越感≡劣等感、差別≡被差別の強固な意識、自己の不自由、疎外感、心理的抑圧、コンプレックスなどという「自己疎外」事象を他に転嫁する代償行為としての一切の「差別」（意識と行為）から人は解き放たれ、「魂の救済」を求めめる必要からも解放される。さまざまな能力においてハンディキャップをもっている圧倒的多数派の人間にとつて、気づいてみると、もともと近代社会の「能力主義」の原理は、本人に責任のない）差別の原理そのものだったのである。

（名古屋大学名誉教授、不戦兵士・市民の会）

# 「向老学」

— 老いに向かうプロセスを問う

高橋ますみ

配偶者の死後も「生きいきと生活している人」男性二・四% 女性六三・二%。

これは国保中央会が、勤続一五年以上のベテラン保健師六〇〇人に依頼し、五八四人から回答を得た結果で、五年前に発表されました。

「向老学」は、人が生まれ、老い、死に至るプロセスを、人間の尊厳を保ちつつ主体的に生きていく社会をどう創造するかを研究することを目的にしています。

一九七五年の国際女性年に三年さきがけて、〈あごろ〉は、女性の生き方、および社会のありようを問いつづけ、問題提起をしてきました。

はたして、男性たちは、いかがでしょうか。

定年後の男性たちには、粗大ゴミ、産業廃棄物、濡れ落葉、恐怖の「ワシも族」（妻の外出に付いて来たがる）等々の変遷を辿りました。男性の生き方にも問題がありそうです。「生涯学習」を男女共学にする試み。向老学はその目的の一端を担っています。

毎月第二水曜日、午後一時半からは、名古屋市男女平等参画推進センターで、「向老学サロン」を開き、毎月テーマを決めて、誰かが、研究発表、施設見学会などを催しています。

「なぜここは『女』が主導権をとって司会をするのか」

「次回からは順番を決めてやりましょう」

「お茶は出ないのか」

「交代でお茶当番を決めましょうか」

「男性も？」

「男性に入れていただくお茶が楽しみ！」しばらくの沈黙。

「飲みたい人が自分で持ってきてくればいい。ボクはペットボトルを買ってくる」

「うん、そうしよう」変な解決で落着き！

「ちよつとこれコピーして」とある男性会員はさりげなく言う。

「コピーの仕方は教えてあげるからご自分でなさって」とやんわり突き返したのは柳澤つや子さん。男女それぞれのカルチャーショックを乗り越えて、男女の性差を超えて仲間意識も育ち合ってきて五年目です。

男性も心から豊かな老後を送るためには、料理、後片づけ、掃除洗濯、身だしなみなどなど、自分でできるように。本音で語り合う仲間づくりも大切。コミュニケーション能力、とくに聴く能力を開発し相づちを打つ習慣をつくること。共鳴感も表現できるように。とくにオレ様意識を捨てその他大勢になり得る心と態度も大切です。そんなことがごく自然に習慣化し、性別を超えた仲間意識が育っていくことを願っています。

できることなら各地で向老学の小さなグループが生まれグループネットワークで日本列島を包み込めたら、と楽しい夢を描いております。男女平等推進をそんなことから地域社会で始められてはいかがでしょうか。

(日本向老学会事務局)

# 「自立を目指す高齢期の経済事情」の二考察

「国民年金生活」と「生活保護受給生活」を比べてみると

柳澤つや子

現在六五歳以上を高齢者と言う、その人口は約二、四八四万人で、全人口の一九・五%を占め、超高齢社会である。一〇年後には二五%以上になり、四人に一人は六五歳以上となるだろう。六五歳は国民年金満額受給年齢である。

ここで国民年金についておさらいをしてみたい。平成一六年四月の『国民年金のあらまし』（名古屋健康福祉局保険年金課刊）によると、「国民年金は自営業の方だけでなく、会社員（厚生年金加入者）や公務員（共済組合加入者）と、その配偶者などすべての人に加入していただき、働く世代が納める保険料と、国からの負担金を財源として、すべての人に共通の基礎年金を支給し、高齢の方々の生活を支えるという『世代と世代の支え合い』の制度です。また、厚生年金や共済組合に加入したことがある人には、それぞれの制度から上乘せの年金が支給されます」とある。

国民年金加入者は、第一号被保険者Ⅱ二〇歳以上六〇歳未満の自営業、家事手伝いなど職に就いていない人や学生・生徒、第二号被保険者Ⅱ厚生年金のある会社に勤める会社員や共済組合に加入している

公務員など（二〇歳未満の人と六〇歳以上六五歳未満の人を含む）、第三号被保険者Ⅱ（二〇歳以上六〇歳未満の人で二号被保険者に扶養されている配偶者（会社員や公務員の妻または夫）に分けられている。二〇〇三年三月末、社会保険庁調べ、第一号被保険者は一、〇九九万人で三一・九%、第二号被保険者は一、二二四万人で三五・六%、第三号被保険者は一、一一七万人で三一・五%）

国民年金はすべての人に共通の基礎年金、つまり強制加入（一九八六年より）であるにもかかわらず、一号被保険者の約四〇%が未納者である。強制加入といっても加入しない場合は、年金が受けられないというだけで、何らペナルティはない。しかし、事故や病気などで障害者になった場合、たとえば加入して保険料を一か月分払ったその直後に障害者になったとしても、その人は生涯において障害者年金を受けることができる。（もちろん先天的障害のある人や二〇歳未満で障害者になった場合は保険料を納めなくても一生障害者年金を受給できる。）

二〇〇六〇歳までの四〇年間保険料を納めて、六五歳になったとき満額の年金を受ける。二〇〇四年度の保険料は一か月一三、三〇〇円で過去二年間変わっていない。しかし、受給年金額は物価にスライドされるので、一昨年度は一か月六七、〇一七円だったのが、昨年度は六〇〇円減額の六六、四一七円、さらに今年度は二〇九円減額の六六、二〇八円（年額七九四、五〇〇円）である。では、ここで六五歳になった一号被保険者が一か月六六、二〇八円で生活ができるかどうか、できるとしたらどのような心構えや工夫があるのかを考えてみたい。

次に、保険料を納めなかった、つまり未加入者は六五歳になったとき当然無年金であるが、社会保障の「最後の安全網」といわれる生活保護を受けることができる。二〇〇三年度に生活保護を受けた世帯数は、一か月平均九四一、二七〇世帯。生活保護を受けた人は一か月平均一、三四四、三二七人（朝日新聞



二〇〇四・九・三〇、夕)で、およそ一〇〇人に一人が生活保護を受けていることになる。生活保護を受けただけのような暮らしが可能なのか。また、国民年金生活者と比較した場合はどのようなものであるか、事例を基にして検討してみたい。

## 「国民年金」で暮らすには…名古屋市内で生活のA子さんの場合

A子さんは現在六五歳。三年前、夫と死別し一人暮らしである。子どもにはめぐまれなかった。夫は歯科医であったが病弱なため、持ち家はかなわず借家で開業していた。しかし、夫の医療費で貯蓄もわずかになってしまったため、夫の死後は今までの借家から市営の単身高齢者用住宅に移った。歯科医は自営業であるから、A子さんも夫も国民年金の第一号被保険者である。Aさんは二〇歳から六〇歳まで国民年金に加入していたので、満額の二〇〇四年度の年金額は前述した年額七九四、五〇〇円、月額六六、二〇八円を受給できる。国民年金だけでどのような生活が可能であろうか。

A子さんの生活費 一か月 六六、二〇八円

表(1)

住宅費	市営・県営の単身高齢者用住宅の家賃は一万円以下もある 一〇、〇〇〇円
食費	病院や施設では平均一日七八〇円見当となっている 八〇〇円×三〇日＝二四、〇〇〇円
電気代	クーラー、扇風機、こたつ、石油ストーブも含む 三、〇〇〇円

ガス代	二、五〇〇円
水道代	一、五〇〇円
国民健康保険料	最低基準の保険料は年間四〇、八一一円。 A子さんの場合は市民税非課税であるから七〇%減となる。 四〇、八一一円×〇.三〇二二、二四三円(年間) 月額は一、二二四三元÷二二〇一、〇二〇円
介護保険料	市民税非課税であるから介護保険料は第二段階で、年額二八、三七〇円。 月額は 二八、三七〇円÷二二〇一、三六五円
電話料	三、〇〇〇円
NHK受信料	半年 七、六五〇円 月額は 七、六五〇円÷六〇一、二七五円
新聞代	朝刊のみ 三、〇〇〇円
医療費	三割負担 五、〇〇〇円
衣料・日用雑貨	二、五〇〇円
交際費	三、〇〇〇円
教養娯楽費	一、五〇〇円
雑費	一、〇〇〇円
貯蓄	一、五四八円
合計	六六、二〇八円

# A子さんの生活状況とその心構えや工夫について

## (一) 住宅

市営または県営の単身高齢者用住宅がよい。家賃一万円以下のところもある。独り住まいでも民間のように追い出しを受けることはない。持ち家の場合では固定資産税や修理費がかかるので払うことが困難である。

## (二) 敬老手帳と敬老パス

名古屋市では六五歳になった人に敬老手帳と敬老パスを支給

敬老手帳 ・健康増進、医療費の節約に役立つ（医療費が五、〇〇〇円であるから病氣予防に留意）。

各区のスポーツセンターやプールを無料で利用できる。

・歴史、科学など教養を深め、文化を養い、余暇を楽しむ。

名古屋市の施設である東山動植物園、名古屋城、名古屋市博物館、名古屋市美術館、

名古屋市科学館などが無料で利用できる。

敬老パス ・年間使用料一、〇〇〇円払えば市バス、地下鉄が全線利用できる。自分の地図を作つて、ハイキング、ボランティア活動、生涯学習の参加、寺参りなどを実践する。

## (三) 生活上手

・ベランダでプランターや、植木鉢で栽培できる野菜や花、木を生活の中で活かす。

朝顔やゴーヤのような蔓のものを植えてスダレの代わりにすると、室温が下がるのと花や実を楽しむことができる。ハーブティヤ山椒の木の葉田菜を味わう。

・豊かな一日を過ごすために——図書館の利用、生涯学習やボランティア活動の参加で積極的な生き方を構築（自分探し、生きがい、自己実現）。

・創作の楽しみ——フリーマーケットやリサイクルショップを利用して得意の洋裁を活かす。

(四) お付き合い上手

冠婚葬祭などの交際費は、金額より真心を相手に伝える。(手作りものやペランダで栽培した花を贈るなど)。近隣の人とコミュニケーションを図って、生活の事情を伝え、本音でおつきあいできるようにすることも必要。たとえば、寝込んだ時など支え合う。棚を作ったり、重い物を運んだり、ちよつとした部屋の修理など互いに手伝いあえる信頼関係や人間関係をつくる。できればパソコンを利用させてもらってメル友を拡げること。

このようにA子さんは限られた金額の中で、健康で明るく豊かな生活を送りたいと懸命に努力していることがわかる。

## 「生活保護」で暮らすには…名古屋市内で生活のB子さんの場合

B子さんは六五歳で身寄りもなく一人暮らし。国民年金に加入しなかったので無年金である。病弱なため働くこともできない。そのため生活保護を受けているが、生活保護が受けられるのは概ね①財産・貯蓄がないこと、②二親等以内で扶助してくれる人がいない、③傷病で働くことができない、④リストラや失業などの場合である。B子さんにはどのような生活が可能であろうか。

B子さんの生活経費 一か月

(生活扶助Ⅰ類) 三六、一〇〇円 + (生活扶助Ⅱ類) 四三、四三〇円 + (住宅費) 三五、八〇〇円

Ⅱ (生活保護費) 一一五、三三〇円

表(2)

住宅費	(限度額)	三五、八〇〇円
生活扶助Ⅰ類 (三六、一〇〇円)	・食費 一日一、〇〇〇円×三〇 ・衣服費	三〇、〇〇〇円 六、一〇〇円
生活扶助Ⅱ類 (四三、四三〇円)	・電気代 クーラー・扇風機・こたつ・石油ストーブ ・ガス代 ・水道代 ・新聞代 ・電話料 ・NHK受信料 半年 七、六五〇円 ・交際費 ・教養娯楽費 ・雑費 ・パソコン通信費 ・貯蓄	五、〇〇〇円 四、〇〇〇円 二、〇〇〇円 三、九二五円 五、〇〇〇円 一、二七五円 五、〇〇〇円 八、〇〇〇円 四、六八二円 三、〇〇〇円 一、五四八円
合計		一一五、三三〇円

(一) 市営または県営の単身高齢者用住宅に住んでいるが、住宅費は三五、八〇〇円が限度額。持ち家の場合は住宅費は支給されないが、固定資産税は免除される。持ち家は財産に入らないのかという疑問があるが、原則として現在住んでいる家は売らなくてもよいことになっており、ケース・バイ・ケースによる。

(二) 敬老手帳と敬老パス

A 子さんの場合と全く同じである（敬老パスの年間利用料一、〇〇〇円を払う）。

(三) 生活扶助Ⅰ類は主に食費と衣服費で三六、一〇〇円。

(四) 生活扶助Ⅱ類の四三、四三〇円は、国民健康保険料および介護保険料を差し引いた分である。医療券が支給されるので医療費の負担はない。したがって、四三、四三〇円は表(2)にあるように光熱費、教養娯楽費、通信費、交際費などである。

## 国民年金生活者よりも有利な生活保護受給者

表(1)・(2)で明らかかなように、国民年金生活者より国民年金を納めない無年金者である生活保護受給者のほうが有利である。(a) 住宅費がある。(b) 持ち家も可能で、しかも固定資産税は免除される。(c) 国民健康保険料と介護保険料は天引きされているから、支給額の中から納めることはない。(d) 医療費がかからない。(e) 食費や光熱費、教養娯楽費、通信費、交際費などに余裕が見られる(一〜三月は暖房費として月額三、〇九〇円余分に支給される)。パソコンを使用することも可能である。(f) 介護サービスを利用した場合の高額介護サービス費は一月あたり一五、〇〇〇円を超えた分を支給。食費の負担は

一日あたり三〇〇円。以上が生活保護受給者の有利な点である。

それに比べ国民年金生活者は単純計算して被給付額が生活保護受給者より四八、九一三元（月額）少ない。(a)家賃は一万円以内が限度。(b)持ち家の場合は固定資産税を納め、修理費も自己負担で困難。(c)国民健康保険料と介護保険料を納めなくてはならない。(d)医療費は三割負担。(e)食費や光熱費、教養娯楽費、通信費、交際費などは節約の限界である。(f)介護サービスを利用した場合の高額サービス費は一か月あたり二四、六〇〇円を超えた分を支給。食費の負担は一日あたり五〇〇円。以上が国民年金生活者の実情である。

国民年金を四〇年間納めた人より全く納めないで生活保護を受ける人のほうが所得が多いということに矛盾している。また、一般母子世帯より生活保護を受けている母子世帯のほうが所得が多いことも指摘されている（朝日新聞、二〇〇三年七・一三）。未納者が四割いることは、これらの矛盾が一つの理由と言える。せめて国民年金や一般母子世帯の所得が生活保護費以上でなければ、矛盾解決にはならないと思う。

日本国憲法第二五条の「国民の生存権・国の社会保障的義務」に明記されているように、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とある。生活保護法第一条「この法律の目的」は、日本国憲法第二五条に規定する理念に基づき……最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。第三条「最低生活」は、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬ、とある。いままでもなくあらゆる人の基本は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことであるが、現状では高齢期を自立して生活することは本当に可能であろうか。

# 健やかな長寿を目指して

## — 食生活の心得 —

青木みか

### 一、生活習慣病の予防

#### (一) 生活習慣病の由来

以前は、中高年の罹りやすい病気を「成人病」と一括していた。しかし一九九六年末の公衆衛生審議会で、成人病は若い頃からの生活習慣に因って発症することが認められ、「生活習慣病」と改名された。それまで予防医学上、発病を予防する一次予防、早期発見と早期治療を目的とする二次予防、リハビリテーション等による社会復帰を目的とする三次予防に分類した場合、成人病対策では二次予防を重視していた。しかし「成人病」が「生活習慣病」と認定されて以来、一人ひとりが生活習慣を改善し健康増進に努める一次予防対策を新たに導入したのである。そして生活習慣病に糖尿病・肥満・高脂血症・高血圧・高尿酸血症・循環器疾患・悪性新生物(がん)・歯周炎などが包含されるようになった。

二〇〇二年の死因別死亡確率は、がん(男性三〇%、女性二一%)・心疾患(男性一五%、女性一九%)・脳血管疾患(男性一三%、女性一六%)で、これらは中高年者の三大疾患となっている。厚労省では仮に三大疾患が克服されれば平均寿命は八〜九歳延び、男性は八七・〇七歳、女性は九三・三三歳になると



試算している。

今日は循環器疾患・がん・肥満の予防について、とくに食事との関連を考察してみようと思う。

## (二) 循環器疾患

脳卒中といわれる脳梗塞・脳出血・くも膜下出血および心筋梗塞などの循環器障害は、動脈硬化に由来する場合が多い。人は血管から老いるといわれるが、動脈硬化を誘発し促進する因子として高脂血症・高血圧・糖尿病・肥満・ストレス・運動不足・加齢・家族歴・喫煙などがあげられる。高脂血症は血液一〇〇ミリリットル中総コレステロール二二〇ミリグラム以上またはトリグリセライド(中性脂血)一五〇ミリグラム以上の状態をいうが、この場合、動脈の粥状硬化を招いたり、血栓をつくって脳や心臓血管を梗塞する。

食事の注意点としてまずあげたいことは摂取する油脂の質と量に配慮し、植物性天ぷら油・動物性脂肪・魚油をバランスよくとることである。とくに魚油は不飽和脂肪酸が多く、血中コレステロールを下げる効果があるため一日一回は魚をとりたい。魚油のカプセルなどで不飽和脂肪をとりすぎると活性酸素を増やすことが懸念されるため魚類を増やして、牛脂・豚脂など飽和脂肪を抑えるほうが安全である。食塩は一人一日あたり一〇グラム以下になるよう指示されているが、国民栄養調査の結果、数年来一二グラム前後の横ばいが続いている。高血圧は四〇歳前半から急増し、患者は男子約五二%、女子約四〇%におよび、食塩感受性高血圧は全体の約三割といわれている。

高脂血症予防のために奨めたい食事として、ビタミンA・Cが豊富な緑黄色野菜。ビタミン・ミネラル・繊維素を含む根菜類や淡色野菜・海藻類。良質なたん白質を含む牛乳・乳製品や大豆・大豆製

品がよく、脂身をのぞいた肉類もよい。高コレステロール血症の場合は卵は一日二個に制限されているが、良質のたん白源であり、栄養価の高い食品である。

### (三) 悪性新生物(がん)

部位によっても多少相違するが、がんの食事寄与率五〇%弱、たばこの寄与率は三〇%、ウィルス・焦げ・塩に由来するもの一〇%といわれる。従来死亡率一位であった胃がんは一九六〇年来減少し、大腸・乳腺・肺・肝・膵臓がんが増加しつつある。とくに大腸がんと乳腺がんは食事の欧米化が原因とされ、その寄与率三五%といわれる。

タバコが原因のがんは多く、喉頭がんの九六%をはじめ肺七二%、次いで口腔と咽頭、食道・膀胱・肝、膵、脾、胃二五%の順となっている。二〇〇一年における二〇歳以上の喫煙率は、男子五二%(米国二六%)、女子一四・一%(米国二一%)。先進国ではロシアがトップであるが、日本はその他の諸国をぬいている。また六一歳以上の男子の喫煙率は就業者四七%、非就業者三九%。男子ではがん死の三人に一人がタバコ、女子では一〇人に一人がタバコが原因とされている。

がん発生の目安にタバコ指数が用いられる。これは(一日当たりの喫煙数)×(吸い続けた年数)で示される。たとえば一日一〇本を五〇年間継続すれば指数五〇〇となるが、四〇〇以上の場合肺がんリスクが高くなる。

またタバコはがんの誘因になるばかりでなく、他の呼吸器、消化器疾患の原因にもなり、妊婦が喫煙した場合、早産、妊娠合併症の危険度が高くなるとともに胎児・新生児への影響や異常出産も認められている。とくに喫煙者の吸う主流煙より周囲に広がる副流煙(受動喫煙)のほうが有害な化学物質が多

く含まれる。近来、公共スペースだけでなく、飲食店やオフィスでも全面禁煙が増えているが、タバコ対策は米国に三〇年遅れているといわれる。

国立がんセンターが提示しているがん予防二二か条は次のとおりである。

- (一) バランスのとれた栄養をとる
- (二) 毎日、変化のある食生活をとる
- (三) 食べ過ぎを避け、脂肪は控えめに
- (四) お酒はほどほどにする
- (五) たばこはやめる
- (六) 緑黄色野菜をたっぷり、ビタミンや食物繊維を多くとる
- (七) 塩辛いものは少なく、熱いものは冷ましてから食べる
- (八) 肉や魚の焦げた部分を避ける
- (九) カビの生えたものには注意
- (十) 日光に当たりすぎない
- (十一) 適度にスポーツをする
- (十二) 体をいつも清潔に

#### (四) 肥満

摂取エネルギーが消費エネルギーを越えると余分は体脂肪として蓄積され、循環器疾患や糖尿病の原因となり、下半身にかかる負担が増すと、膝関節痛や腰痛も併発しやすい。

肥満度はBMI (Body Mass Index) ⅡⅡを標準として算出しⅡ五以上を肥満としている。日本ではウエスト男性八五センチ、女子九〇センチ以上を肥満の目安としている。二〇〇一年の国民栄養調査の結果、男性三〇～六九歳、女性六〇歳以上で各約三〇%に肥満がみられ、二〇年前の一・五倍に増加している。

一般に食欲は脳視床下部の摂取中枢と満腹中枢が作用して調整される。すなわち食事によってブドウ糖が吸収され血中糖濃度が上がると摂取中枢が抑制されて満腹中枢が働く。しかし「早食い」の場合、この調整以前に多量の食事をとってしまう。そのためよく噛んでゆっくり食べ満腹中枢が働くまでの時間をかせぐと食事は減る。また咀嚼自体が神経を刺激して脳内のヒスタミンを増やすが、これが食欲を抑えたり内臓脂肪の分解を促す作用もある。

よく噛んで食べることで間食や夜食をぬくこと、適当なスポーツで過剰のエネルギーを消費することが、肥満抑制の要点であるが、ダイエットを試みる場合は、まず糖質を控え熱量を減らし、たん白質、ビタミン・ミネラルは所要量を十分にとるべきで、菓子類の代わりに牛乳・乳製品・野菜・海藻類をとればよい。

## 二、「寝たきりと痴呆」の予防

「長生きはよいが寝たきりと痴呆にだけはなりたくない」という言葉をよく聞く。二〇〇二年の平均寿命は男性七八・三三歳、女性八五・二三歳であるが、WHOの発表による二〇〇〇年の健康寿命は男性七一九歳、女性七七・二二歳であるから、統計上、人生の終末期において男性七年、女性八年は自立不可

能となる。自立不可能といつても範囲は広い。たとえば二〇〇四年初めに介護保険制度の「要支援」から「要介護5」に設定されている人は約三八四万人にのぼり六五歳以上の一五%余りにあたるが、痴呆はその約半数を占める。八五歳以上では四五%が自立困難となるが、寝たきり状態は一部である。

「寝たきり」の主な原因として、男性では脳卒中（二六%）、老衰（約一〇%）のほか、神経痛けが・心臓病・骨折・パーキンソン病等があげられ、女性では骨折（約一七%）・脳卒中（一八%）・眼疾患・心臓病・神経痛・パーキンソン病などがあげられるが、男女とも心身の衰えや廃用症候群と推察される原因不明のものが約二〇%とされている。

脳や心疾患などの循環器疾患の予防については前記一（二）のとおりであるが、骨粗しょう症と廃用症候群および痴呆の予防について述べよう。

## （二）骨粗しょう症

骨量が一生のうち最も多い二〇〜四四歳の日本人の平均値の七〇%未満になった場合を、骨粗しょう症といっている。

骨はたん白質のコラーゲンでできた繊維の束をカルシウムとリンその他のミネラルによって固めているが、古い骨は骨破壊（骨吸収）によって溶かされる一方、骨芽細胞による骨形成が営まれ、たえず新陳代謝を繰り返している。一年で約三〇%が生まれ変わるが、破壊される量を作る量を上回ると骨粗しょう症となる。女性ホルモン、エストロゲンは破骨現象を抑えているが、閉経期以降、骨粗しょう症になりやすく、その患者は今日、日本女性で約八〇〇万人、男性で約二〇〇万といわれ、七〇代女性では二人に一人が症状を呈して骨折しやすくなっている。高齢者の骨折で最も多いのは背骨の圧迫骨折、つ

いで手首、三番めは大腿骨頸部骨折で、年一二万人にものぼるが、ほとんど七五歳以上で、女性が四分の三におよぶ。手術後、適切な時期にリハビリをしないと歩行困難をまねいて寝たきり状態となる。

予防として大切なことは、骨形成の最盛期の一五〜三〇歳代に、カルシウムをはじめ必要な栄養成分を十分にとることである。牛乳や乳製品・大豆や大豆製品・小魚・海藻・野菜等は、カルシウム源としてよい。一般に中高年者は吸収率が悪い上、需要が高いため一日あたりの所要量は八〇〇ミリグラムと決められている。供給源となる食品に留意し、カルシウム強化食品を用いるとよい。またビタミンDはカルシウムの吸収をよくし骨芽細胞の働きをも助ける。干し椎茸・鮭・卵黄・なまり節・マサバ・サンマ・マイワシなど青魚に多く脂溶性で脂身にとけている。また皮下にある前駆体は紫外線でビタミンDに変わるから適当な日光浴もよい。ビタミンKや葉酸も重要であるため緑葉野菜も欠かせない。ダイエットは熱量素とともに必要な栄養素も欠乏しやすく、若い頃の食事制限は骨粗しょう症を早めることになる。運動は骨芽細胞を活性化し、運動の刺激によつて骨量が増加することは認められている。

以上のように骨を丈夫にするためにはカルシウム・日光・運動の三要素が必要であるが、骨粗しょう症の進行を抑えるために女性ホルモン補充法がある。以前はこれによる乳がん・子宮がん発症の副作用が指摘されたが、最近SERM（選択的エストロゲン受容体作動薬）が認可され、副作用の心配はなくなったという。しかし日本では米国のようにホルモン療法は普及していない。骨粗しょう症に対して生薬として宿命的な諦めを抱く私は、転倒防止にせめて脚の筋力を強化したいものと望んでいる。

## (二) 廃用性徴候群

一般に加齢とともに「寝たがり老人」になりやすい。とくに日本の高齢者は依存性が高いといわれ、

寝たきり老人の二〇〜三〇%は原因不明で自立の氣力をなくした者、とくに女性に多いとのこと。寝癖がついて起きられないのは本人や周囲の人の氣力で自立可能となろう。

心因性に基づく症状は広範囲に及ぶ。たとえば会社人間としてひたすら仕事に熱中してきた人が定年を迎えた時の虚無感や、子どもの養育に専念した女性が子離れの後に感じる空巣徴候群など、時に閉じこもりやうつ状態を招く。二〇〇三年の厚生統計協会の調査によると、六五歳以上でストレスのある人は四〇%余に及び、その原因として「することがない」「生きがいがない」「話し相手がない」などをあげている。

一方、中高年者の自殺者は交通事故死をしのぐ。二〇〇三年の男子平均寿命は前年に比し〇・〇四年の延びにすぎない。自殺者(約三万二千人)の死因は社会的・経済的要因もある。心身症やうつ病の治療は精神医学者や心理学者の適正な指示に随うべきであるが、ストレスからくる不安や焦燥感・虚無感などは、自己の氣力でカバーできる面も多い。ボランティア活動に生きがいを見いだして再起し、生き生き人生を謳歌している人も多い。

廃用性徴候群の予防としてとくに注意したいことは障害時の食事である。食道や神経性疾患のほか脳血管障害の後遺症などで摂食不能となり、チューブ栄養を余儀なくされる場合がある。しかしチューブ使用の習慣がつくと、咀嚼する力もなくなり、食事の楽しみも消え痴呆状態となるので、できる限り速やかに経口投与に戻すことが望ましい。嚥下障害の症状に応じてゼラチンやトロメリンなどを添加してプリン状・ペースト状・ゼリー状・ポタージュ状・粥状など柔らかさを調整すればよい。多くの市販品も出回っている。また脳血管障害で後遺症が残る場合は、片手で食事のできる特殊スプーンや固定皿など福祉器具を利用すればよい。できる限り残存機能を活かすことがリハビリとなり、心身の自立へと連

なり、再起を促すことになる。

### (三) 痴呆の原因と予防

痴呆発症の原因として、日本では四割が脳血管障害、三割がアルツハイマー、二割が両者の混合、一割がその他といわれている。脳血管障害については既述したので、アルツハイマーについて、今日、解明されている点を記述してみよう。

現在、日本の痴呆患者約一五〇万人中アルツハイマーは約四〇万人余り、六〇歳以上で急激に増加する。症状は記憶を司る脳の海馬、記憶の保存と思考を司る大脳新皮質の死によって生じるが、脳神経細胞の外側、たん白変性物質のアミロイドが蓄積し、茶色の老人斑を生じる。そのため記憶力・方向感覚・コミュニケーション能力・論理的思考が低下する。原因は解明されていないが、危険度は女性が高く、女性ホルモン（エストロゲン）やアスピリン（抗炎症剤）で進行を抑制する場合もある。

アルミニウムの過剰摂取が一因として話題になった時期もあるが、明確でない。

食事はビタミンC・Eやフラボノイド・テルペノイドなどのポリフェノール・赤紫色素のアントシアニンなどの抗酸化物質がよく、イチヨウ葉のエキスで脳神経細胞の損傷が抑えられるという報告もある。

治療法の試みとして、ここ数年来、注目されているのは、グループホームである。これは中程度の痴呆の高齢者が小規模の集団で仕事を分担しながら共同生活を営むもので、症状の進行が抑えられ、好評で全国的に増加しつつある。すなわち脳神経細胞は再生するので感受性を高めて細胞の損傷を補い、感動による刺激で脳の活性化を計るよう、周囲の者は病気への偏見を捨てて患者の立場を理解して対応すれば徘徊や妄想もなくなるという。



財団法人ボケ予防協会の提示する「ボケ予防一〇か条」は次のとおりである。

- (一) 塩分と動物性脂肪をひかえて、バランスのよい食事を
- (二) 適度な運動で足腰を丈夫に
- (三) 深酒とたばこをやめ、規則正しい生活を
- (四) 生活習慣病の予防、早期発見、治療を心がける
- (五) 転倒に気をつける
- (六) 興味と好奇心を持つ
- (七) 考えをまとめて表現する習慣をつける
- (八) こまやかな気配りをしたよい人づきあい
- (九) いつも若々しくおしゃれ心を忘れない
- (十) くよくよせず明るい気分で生活を送る

本年(二〇〇四年)一〇月には京都で国際アルツハイマー病協会による第二〇回の会議が開催され、七〇か国余から二三〇〇人余が参加して、最先端の研究をふまえた予防・治療の討議がされるといふ。とくに患者自身の体験する物忘れへの不安、いらだち、悩みなどの発表がとり入れられるため、医療介護の専門家の立場から総合的な新しい知見が生まれることが期待されている。

### 三、食生活指針

(一) バランスのとれた食事とは

生命活動を維持するのに必要なエネルギーを供給する炭水化物(糖質)・脂質・タン白質を三大熱量素代謝を円滑にさせる無機質(ミネラル)・ビタミンを保全素といい、これらを五大栄養素という。中高年者において熱量素の割合は糖質六五%、タン白質一五%、脂質二五%程度が望ましく、ビタミン・ミネラルも十分量含むような食事が、バランスのとれた食事とされてきた。しかし二〇世紀の終わり頃、生活習慣病予防の見地から第六の栄養素として繊維素、第七の栄養素として抗酸化物質があげられるようになった。繊維素は、便通を整えたり大腸がんを予防するほか、血中コレステロールを下げる。抗酸化物質を含む食品は、体内の活性酸素を抑制して細胞の老化を予防するため重視されるようになった。

一九八五年厚生省の食生活指針として栄養をバランスよくとるため一日三〇品の食品摂取を指示され、この言葉が日本中独り歩きした観もあったが、その後、厚生省、農水省、文科省の連携のもと二〇〇〇年に策定された食生活指針は次の一〇項目からなっている。

- (一) 食事を楽しみましょう
- (二) 一日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを
- (三) 主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを
- (四) ごはんなどの穀類をしっかりと
- (五) 野菜、果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせ
- (六) 食塩や脂肪は控えめに

- (七) 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を量
- (八) 食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も
- (九) 調理や保存を上手にして無駄な廃棄を少なく
- (十) 自分の食生活を見直してみよう

## (二) サプリメントか伝統食か

沖縄は一般に長寿県として知られている。本年(二二〇〇四年)敬老の日に発表された人口一〇万人あたりの二〇〇歳以上の長寿者は全国平均一八・〇五人であるが、沖縄は四七・〇七人で最高。一九七三年以降三二年連続で一位である。しかし男性の平均寿命は一九九〇年には五位、二二〇〇年には二六位に転落した。しかも三〇〜四〇代の動脈硬化性疾患による死亡率は全国のワースト5にノミネートされている。この原因として、伝統食の後退、欧米食の普及をはじめ、マイカーによる運動不足、機械化に伴う労働不足などがあげられている。とくに二〇〜五〇代の肥満者の割合は全国平均の倍近くになっているが、伝統的な生活習慣を守ってきた老年層の男性に肥満はなく、六五歳以上の男性の平均余命は依然として日本のトップを保っている。女性も同じ傾向を示し、平均寿命は一位とはいえ、五〇歳未満の死亡率は全国平均より高い。すなわち近代化した若年層の弱点を老年層がカバーしているような状態である。

最近スロークライフという言葉がもてはやされ、手作りのよさや伝統的な生活や食事が見直されている。土地を耕し土の香に親しみながら自ら栽培し収穫した作物を、天の恵みと感謝しながら食卓に供する生活を謳歌する人びとも増えている。しかし数年来、食品界におけるサプリメントの普及は著しい。これは合理性のみを追求し必要な栄養素を凝縮させた宇宙食に由来するものといわれる。私自身、食品

の条件は「美味しく栄養価があつてあまり高価でないもの」としているので、サプリメントを食品に包含することをためらうが、厚労省の規定など出ないうちに一般に普及し、デパートでも健康食品コーナー・薬局・化粧品売場などで販売されている。

省みれば健康食品という言葉が登場して以来、その後は増加しつづけ、一九九九年には四七品目一七〇〇件に達し、効果も疑問視されるようになった。そのため二〇〇一年に厚労省は保健機能食品制度をつくり、「栄養機能表示」を公表した。とくに厚労省が許可した特定保健用食品三〇〇品目にはトクホのマークを付け、栄養成分や保健用途の表示を義務つけた。一方ビタミン・ミネラルなどが国の定めた基準に含まれているものを栄養機能食品（規格基準型）とした。これらに該当しないのが一般食品で、いわゆる従来の健康食品をも含むことにした。この規定が徹底しないうちにサプリメントブームとなった。すなわちビタミン・ミネラルをはじめ、アミノ酸・繊維素その他の栄養素を入れた錠剤・粉末・カプセルや美味しく味つけしたドロップ・ゼリー・ドリンク・クッキーなどなど、製薬会社で製造されたサプリメントは氾濫している。二年前の調査では毎日飲んでいる人が女性二四%、男性一七%となっているが、その後も年々増加の傾向にある。

「あなたの健康の秘訣は？」と問われて「朝食をサプリメントで済ますことです」と答えている有名な人をテレビ画面でみたことがある。欠食するのよりはよいが、子どもを囲む食卓で各種のカプセルや錠剤などを並べて二〜三分で食事終了というのではあまりにも佻びしい。食事は楽しい会話とともによく噛んで全身の機能を活性化させながら長年にわたつて培われてきた食文化を満喫する場としたい。サプリメントはあくまでも栄養補助剤である。偏食や外食・欠食の栄養分の不足を補う程度でよい。

### (三) 寿も食事も平和のたまもの

戦争中は国勢調査も困難で、正確な基礎資料がなく、厚生省報告からも省かれていたが、一九三五年男子四六・九二歳、女子四九・六三歳であった平均寿命は、一九四七年に五〇歳を越えた。その後、年々増加し、二〇〇二年には、前記のとおり男子七八・三三歳、女子八五・二三歳となった。その理由に医学の進歩、環境衛生の改善、結核死の激減、感染症や乳幼児死の減少をはじめ、国民全般の健康志向、食生活の改善などなど多くの要因が考えられるが、私はまず「六〇年間にわたる平和の貢献」を痛感する。かつて戦争に浪費された莫大なエネルギーが国民生活の向上にあてられるようになった結果である。

二〇〇二年、約三三〇〇トンの食料が海外から輸入され、自給率は五〇％を割り、家畜飼料は一〇〇％近く輸入している。この事実だけでもわれわれの豊かに見える食生活は、砂上の楼閣に等しい。戦争は飢餓に直結する。

今日なお戦雲の絶えない世界情勢、一部の権力者のため一般市民や子どもたちが犠牲となる痛々しい現実、貴重な文化遺産は一瞬に灰燼に帰してゆく。

貧富の差、宗教、民族、国家、性の差を越え、互いの人権を認め合って共存してゆきたい。また美しい自然を保護し、天然の恵みに感謝しながらすべての生物との共生を望みたい。五千年來、培ってきた文化を承継し、さらに光を添えるためにも全知全能を傾けて平和を守りぬきたい思いである。

#### 参考文献

- (一) 厚生労働省監修『厚生労働白書』平成一五年版
- (二) 財団法人厚生統計協会編『国民衛生の動向』第五〇巻第九号、通巻七八四号(二〇〇三年)
- (三) 佐藤和人、本間健、小松龍史編『臨床栄養学』第二版、医歯薬出版K・K(二〇〇三年)

(名古屋女子大学名誉教授)

# 東洋医学からみたお灸の効果

中井さち子

この世に人間として生まれた以上、避けて通れない生・老・病・死。その病気のうち、食事、運動、精神的ストレス、睡眠、休養などを中心に、日頃の生活習慣（不摂生）が原因で起こる病気を生活習慣病と言います。高脂血症、高血圧、糖尿病、肥満等、生命に関わる病気の引き金になりやすく、早い段階から予防に取り組むことが大切です。

皆様は、ご自分の健康管理や、病気予防をどのようにお考えでしょうか。今回は、東洋医学の中から、とくにお灸の効果について、お話したいと思います。

## 1. お灸と生活習慣病

お灸と聞くと、どのようなイメージをもたれるでしょうか？

テレビでおなじみの「水戸黄門」で、黄門様が悪人を前に「灸をすえてあげなさい」というセリフがあります。また、折檻として扱うなど、お灸は悪者扱いにされることが多いのですが、本当にそうでしょうか。

## 2. お灸の歴史

東洋医学は歴史が古く、伝統療法として今日まで引き継がれております。

東洋医学（鍼・灸・漢方）の治療法は、中国各地の風土的特色と密接に関係しながら、発達してきました。灸は、広大な中国大陸の中でも、北方の風寒い高地で発達したとされています。野外生活を樂しみ、寒さからくる病気に効果があつたようです。

私は、約三〇年前、滋賀県日中友好使節団員の一人として訪中しました。その時、湖南省長沙市の国立博物館で、前漢時代の漢稜、馬王堆から出土した副葬品の中に、中国最古の灸の医学書や漢方品があり、深い感銘を覚えて東洋医学に興味をもち、明治鍼灸大学・同大学院に進学、研究を進めてまいりました。

中国の唐の時代の、孫思邈『千金要方』（七世紀）にも、「呉や蜀へ旅行するときは、ツボに灸をすえ、マラリヤや伝染病などを予防する」とあります。

日本でも、古くから、養生・健康保持の目的で、灸治療は民間で行われてきました。

芭蕉『奥の細道』（一七〇二年）の冒頭に、「足の三里」に灸をすえて旅に出たとあり、「病気にかかりたくないなら、三里のツボをかわかすな」というくらい、お灸は足の疲労回復や消化器系の働きに効果があるとされてきました。中国でも日本でも、灸の材料の艾もぐさは、旅には欠かせない必需品で、救急袋に入れる最も大事なものであつたようです。

### 3. 灸の効果の期待

(1) 痛みを伴う整形外科的疾患にも効く

1 知覚神経の刺激伝達の緩和の期待

2 血液循環が良くなり、老廃物質も除かれ、したがって痛みもとれてくる。

3 冷え性の苦痛も緩和できる。

(2) 内臓疾患にも効く

4 胃腸、肝臓や腎臓などの内臓の疾患にも、お灸は効果があります。内臓器官に病気になる兆しや病気が生じた場合、皮膚表面上の特定の場所に変化が現れます。これを反応点(いわゆるツボ)と呼んでいます。そのツボにお灸をすえることで効果が現れてくるのです。

(3) 解剖学からみたお灸の効果

人間の体は約六〇兆個の細胞からできているといわれています。細胞の一つ一つにはそれぞれの機能や形態があります。形態の変化に伴って機能が変化すれば、本来の働きができなくなります。

病気とは、細胞の形態と機能が変化することで細胞自身が機能しなくなったため、とも考えられます。

たとえば、肝臓では、グリコーゲンを貯蔵する働きがありますが、形態が変化することにより、グリコーゲンが貯蔵できなくなります。しかし、このような場合、お灸をすえることによって、形態のこわれた細胞自身が修復し、細胞が回復していきます。つまり、自然治癒していくのです。免疫力効果も期待できます。

灸は身を焼くものにあらず 二二二に光明をとすものなり 弘法大師

(鍼灸学博士／トライデントスポーツ健康科学専門学校専任講師／(財)国際科学研究財団研究員)



# 鍼灸効果を電子顕微鏡で追跡する

中井さち子

## 1. はじめに

東洋医学の鍼灸療法は、きわめて優れており、最近、脚光を浴びていることは周知の事実である。日本でもこの鍼灸療法は、古くから伝統医学として、国民の医療の主流をなし、国民の健康管理に当たってきたのであるが、明治維新の際、医療の主流から外れた。そのため鍼灸は〈医療類似行為〉とされ、また漢方は、〈民間療法〉として、細ほそながらその命脈を保ってきた。

東洋医学が医療の主流から外れた原因の一つは、これが「科学性に乏しく、実証的裏づけが少ない」とされていたためである。

私たちは、動物実験を介してこの東洋医学の鍼灸の優れた効果について実証すべく、今回ラットに糖尿病発症薬であるストレプトゾトシン（STZと略す）を投与して糖尿病を発症させるとともに、そのラットに灸療法を施して、発症した糖尿病性肝傷害が修復されるか否かについて、超微形態学的、形態計測的に証明しようと試み、好結果を得たので、ここに報告する次第である。

## 2. 実験材料と方法

本実験は、ウイスター系雄性ラット（初期体重約一〇〇g、四四匹）を用い、これを四群に分けて実験を行なった。

STZ投与八時間後（血糖値はSTZ投与後まず下降し、やがて継続的に高血糖を示す時期）から施灸を行った。艾は重さ約一mg、底面積〇・七八mm、高さ約三mm、空中最高燃焼温度一四九・九±九・九℃であった。

動物はSTZ投与一か月後にエーテル麻酔下に処理して、すみやかに肝組織を採取。型のごとく処理して、光学顕微鏡的、電子顕微鏡的に観察し、その試料をもとにして、形態計測や統計処理を行なった。

### 3. 実験結果

#### b 超微形態変化および討論

#### a 一般所見

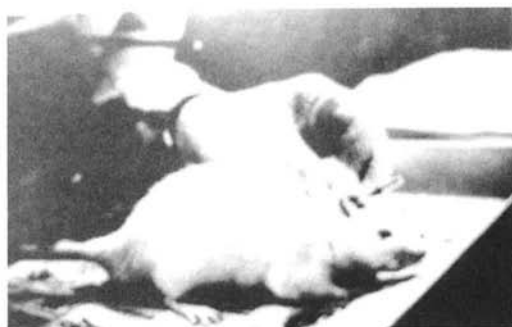
群	数	基本的な処置	結果
1群	10匹	対照群として無処置のまま飼育	普通のラットと同じ成長状態
2群	14匹	STZ単独投与群（肝障害群） STZを50mg/kg体重の割合に実験第1日目に1回、生理食塩水に溶解して腹腔内に注射した。	80%が第3週から毛の光沢が失われ、黄色傾向。大半が下痢傾向。動作は緩慢。尿酸血は急激な上昇、4週目には1匹死亡。屠殺時の血糖値は対照群の倍以上。
3群	10匹	第2群同様のSTZ投与+天門穴施灸群 糖尿病発症と思われる8時間後から頭頂部の天門穴に施灸、半米粒大の艾を毎回5回ずつ、週3回の割合で12回。	体重は対照群に劣らず増加。毛並みも同様に正常。尿酸値が一度は高くなるが、5例が第4週目から陰性となる。屠殺時の血糖値は対照群と変わらず。
4群	10匹	第2群同様のSTZ投与・天平穴施灸群 糖尿病発症と思われる8時間後に腰背部の最下位胸椎と第1腰椎との間の正中線上の天平穴に施灸半米粒大の艾を毎回5回ずつ、週3回の割合で12回。	体重は対照群に劣らず増加。毛並みも同様に健康。尿酸値が一度は高くなるが、7例が第4週目から陰性となる。屠殺時の血糖値は対照群と変わらず。

本実験では、ウイスター系雄性ラットにSTZを投与して糖尿病性肝傷害を惹起せしめるとともに、これに灸療法を施して、肝組織を観察したところ、灸がSTZ糖尿病性肝傷害に対し、有効に作用することが証明された。

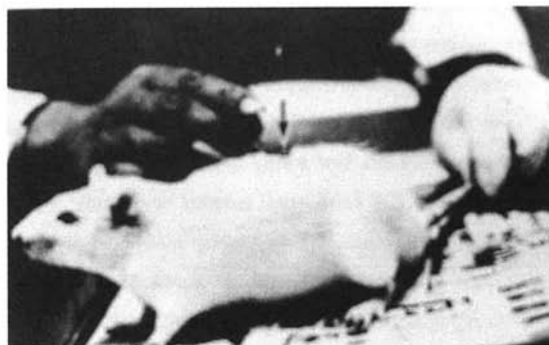
(1) STZ単独投与によって糖尿病が発症するとともに、肝組織も傷害を受け、とくに肝細胞において細胞の機能低下とともに、グリコーゲン顆粒の減少、グリコーゲンエリアの縮小、脂肪滴の増量などのほか、細胞の部分壊死による二次ライソゾームの増加が認められた。

また細胞の計画的死といわれるアポトーシス (apoptosis) による特殊な細胞壊死が、多数出現し、これが活性化したKupfer星細胞によって貪食される所見が認められた。

(2) 一方、STZとともに灸治療を行



→天門穴に施灸をしているところ←



←天門穴に施灸をしているところ

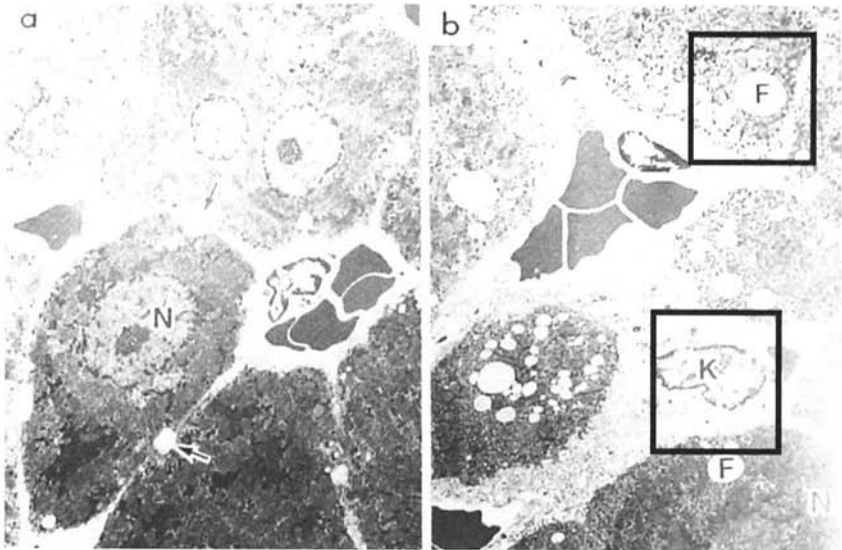
なった天門穴施灸群と天平穴施灸群では、両者で多少の差はあるものの、いずれも、STZによる肝細胞の傷害がほとんど正常に近く修復された。

(3) これらのSTZによる肝傷害に対する施灸効果については、形態計測とその後統計処理によって、STZによる肝傷害が天門穴および天平穴の施灸によって修復されたことが証明され、統計学的にもこれが裏付けられた。

#### 4. 結論

以上の所見のごとく、STZによる糖尿病性肝傷害が、天門穴および天平穴の施灸によって修復され、施灸がSTZによる糖尿病性肝傷害に対し有効に働くことが、超微形態学的、形態計測的ならびに統計学的に証明された。

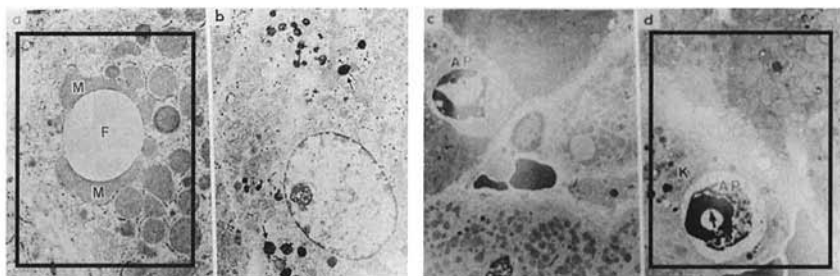
#### 電子顕微鏡所見



第1群 (対照群の肝組織)

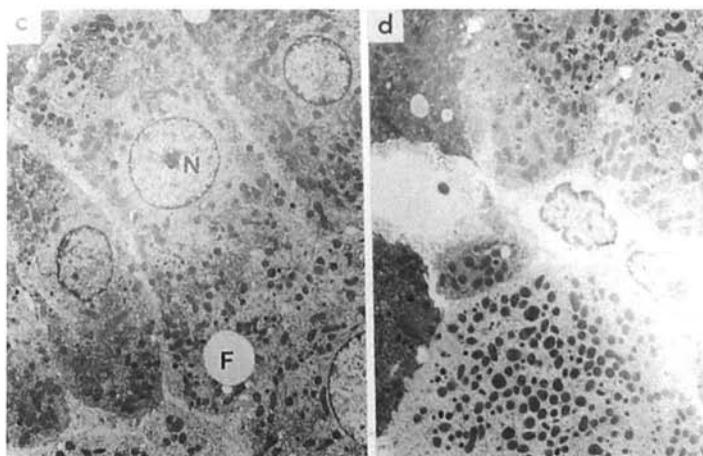
第2群 (STZ 単独投与群) 多数の脂肪滴が出現

## AP アポトーシス細胞



(STZ 単独投与群) 脂肪滴  
(F) を分解し、エネルギー  
源としていること。

第 2 群 (STZ 単独投与群)  
K Kupffer 星細胞



第 3 群 (天門穴施灸群)  
所見を示す。

第 4 群 (天平穴施灸群)  
3.4 群共に殆ど正常肝組織に近い  
所見を示す。

(中井さち子 鍼灸学博士 トライデントスポーツ健康科学  
専門学校専任講師／(財)国際科学研究財団研究員／藤田保  
険衛生大学研究員・中和医療専門学校非常勤講師)  
指導教授Ⅱ 渡 仲三 (医学博士・名古屋市立大学名誉教授)

# 老いの生きがい

伊藤 元

定年を迎え高齢者と言われる年齢になり、毎日が日曜日になったとき、世間からは「生きがいを持ちなさい」と声高に言われた。やっと制約のない毎日になったのに、なぜ「生きがい」というシロモノを探さなくてはならないか不満であり、その言葉に強く反撥した。しかし毎日が日曜日になると、自分の生活をつくらなくてはならない。これは大変な仕事だと感じた。

そのころ市民大学の募集があり、参加した。この大学は、午前中専門の異なる先生の講義があり、午後には趣味の時間で一人の先生について指導を受けるかたちである。私は俳句に興味をもっており、我流では駄目だと思っていたので入会した。

午後は二時間ほどで、前半が講義、後半が句会で、生徒の出した句の互選と先生の選んだ句の発表というかたちをとっている。最初から句会を行うと言われ、びっくりした。今まで俳句らしい句を作ったことがない私にとつては大変な作業であった。入らなかつたほうがよかつたかと後悔した。しかし入った以上最後までと、腹をくくってついていった。

人間は不思議なもので、制約されたかたちで実行してゆくと、苦痛と思っていたことが楽しみになり、夢中になるものである。毎日手帳と鉛筆を片手に、歳時記を参考書にしつつ句を作るようになった。同じ教室の人も「自分が集中できるものをもつことは楽しいことですね」と言われた。

私は今まで「生きがいをもちなさい」という言葉に反撥を感じていたが、俳句を習うことよって「生きがい」とは、「自分が集中できるものをもつ」ということだと悟った。定年後高齢者になり、毎日が日曜日になると、自分の生活は自分でつくらなくてはならない。誰も助けてはくれない。制約のない生活は気は楽な部分もあるが、むしろ「どうしたらよいか」という不安のほうが大きいのではないかと思う。世の男性が定年後自分の生き方がわからなくなりノイローゼになるといふ話は、よく耳にする。それは「自分が集中できるもの」をもつことができなかつたのではないだろうか。

脳の老化防止には脳を使うこと。「頭を使えば使うほどよくなる」と言われている。私は俳句を作ることを今後も続けてゆきたいと思っている。自分の体は自分が守る気持ちが大切ではないだろうか。

ヘルパーに寄り添い回る葡萄園

はまなすの実一つ拾い旅終る

燕の子ためらい見せて朝はなれ

オホーツクの霧に沈める花園かな

納沙布のさっぽろに霧笛きりふエのひびき海霧うみきり深し

# 「オムツ」体験で感じたこと

江川美晴

私はシステムエンジニアとして、いわゆる男性社会で楽しく生きていましたが、女性としての能力を全面的に発揮したいと一念発起し、管理栄養士を目指して四年前に大学に入学しました。

いざ大学に合格しますと、ずいぶん年下のクラスメイトにどう接していけばよいのか……と思い悩むこともありました。

そんな折り、家政学部の三谷嘉明教授の心理学を受講したことからご指導を受けることになり、何人かの仲間と〈生涯発達心理研究会〉というサークルを創設しました。

活動を始めて間もなく、中日新聞で〈日本向老学学会〉で活躍されている高橋ますみさんの記事を見し、さっそくご連絡を差し上げました。高橋さんは、学生である私たちの活動をご理解くださり、快く交流をお受け頂きました。この〈日本向老学学会〉のみなさんとの出会いは、私たちの活動に刺激と方向づけをいただくことになりました。

高齢者を理解したいと、現代的課題は何かについて勉強会をしていた折り、朝日新聞で「オムツに頼らないで」の記事を目にしました。

「オムツ」の是非を話し合いましたが、「気持ち悪いだろうから嫌だろうね」という内容に終了しました。



ふと、「オムツって本当に気持ち悪いのかな？」と疑問が湧きあがり、「オムツを体験してみる？」と提案したところ、「体験してみよう」ということになり、みんなで一緒にドラッグストアに行き、「オムツ」選びをしました。

「オムツ」の種類が多さにまず驚かされ、機能、色、柄、サイズに関して各社の宣伝が踊り、人に見えるものではないにもかかわらず、デザインへのこだわりの多様さにも驚かされました。しかし、最大のポイントは価格で、想像以上に高価なので、いろいろな角度から検討し、やっと二種類の「オムツ」を選択しました。

いよいよ「オムツ」体験ですが、各人が家庭で「オムツ」をつけ、排尿することにしました。

いざ、尿意を感じた時にそれを着用し、排尿を試みましたが、出るべきものが出なくなっていました。オシッコはしたい！ だのに出ない！ どこをどう緩めるのか、力を入れるのか……、本当に考えてしまいました。

かなりの時間をかけ、みんな体位を変えたり非常に苦勞をし、なんとか排尿を終えました。毎日、何度も苦にすることなく行なっている排尿がこんなにも大変なものであるかを痛感しました。

あと一種類しないといけない……ということが、かなりのストレスとなりましたが、何とか、二種類を体験しました。大学に行くと、みんな体験を話したかったのか、全員の口から「オムツ」のことが熱く語られ、迫力ある話し合いになりました。しかし、体験の感想は、「出ない」「苦勞した」「尿漏れが気になる」などの話題ばかりでした。

そこで、漏れ対策として、パットを購入し、追加体験をすることにしました。（大変なのにどうしてそこまでしようと考えたのか今考えると不思議ですが……）。それでも、完全に漏れが防げたわけでは

ありませんでした。

実際、毎日「オムツ」を使用されている人が、こうして「オムツ」を選びに来られるのなら、それも楽しいだろうと感じました。同時に「オムツ」の使用をどのように感じられ、どのように熟達されておられるのだろうか、と考えさせられました。他人に「オムツ」交換される時はどう感じ、何を希望されているのだろうか？「オムツ」使用にいたる経過ほどのようであったのだろうか？ など、考えは展開します。

「オムツ」体験をきっかけに高齢者の方の精神的、身体的、社会的、情緒的な諸側面についても深く知りたいと思うにいたりました。それには私たちのほうから積極的に高齢者の方がたに直接学ぶことであると痛感しています。

(名古屋女子大学家政学部 食物栄養学科四年)

## 日本向老学学会入会のご案内

「日本向老学学会」入会の手続きは「日本向老学学会」事務局で行なっております。申込ご希望の方は事務局宛ご連絡ください。早速申込書と会費納入書を送らせていただきます。

◆入会申込および問合せ先／「日本向老学学会」事務局

〒四五九一八〇〇一 名古屋市緑区大高町伊賀殿一〇七 高橋学習センター内

TEL 〇五二一六二二一四九二五 FAX 〇五二一六二四一六九五〇

◆会費等について 会員／正会員 入会金 二、〇〇〇円 年会費 八、〇〇〇円

学生 入会金 〇円 年会費 四、〇〇〇円

# 介護保険制度見直しに対する提言書

## 高齢化社会をよくする女性の会・大阪

### 第一部 見直しの基本的な考え方

#### I. 見直しの基本的な考え方

二〇〇〇年、介護保険制度は、高齢者が介護を要する事態になっても自立した日常生活を送ることができるように、必要な支援を提供するという目的をもってつくられました。私たちはこの目的に賛同し、これによって介護の社会化を推進すること、私たちが必要なときによりよい介護を受けられることに期待を抱きました。

発足当初より、「走りながら考える」ということが前提で、いろいろな課題を積み残したまま出発しました。施行後四年の間に、認定制度の問題点、ケアマネジメントサービス提供の不十分さ、痴呆高齢者のケアが置きざりにされているなどの大きな課題が明らかになってきました。同時に介護保険制度の目的そのものが軽視される風潮が早くも登場しています。そして今回の見直しでは、ともすれば財政理論が優先されてしまっています。

私たちはこの状況に深い危惧を抱かざるをえません。超高齢化の中で保険財政を維持する方法の模索

は大切ですが、一方で「自立とは何か」「生活を支えるとはいかなることか」「尊厳のある暮らしとはどういうことなのか」「真に必要な支援とはどのようなものか」「これからの社会はどうあるべきか」を追求する視点をもたねばなりません。私たちはこのような視点に立ち、市民、利用者の立場からの、見直しを提言いたします。

介護保険は市民のニーズによって育てる制度を理念としています。私たち市民の声が政策に反映されることを強く願ってやみません。

#### A. 介護は権利です

憲法二五条は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民に保障しています。介護保険制度の理念もここから発しています。私たちは、たとえどのような重度の要介護の状態になっても尊厳を保って生きていく権利があります。そしてこの権利を実現するのは国の責務です。

#### B. 自立した日常生活を支援することが介護です

自立した日常生活とは、毎日の生活の仕方について自分で選び、決定し、社会生活を営むことです。障害のために独力ではこのような生活を送ることが困難になった場合に、必要な支援を提供し、日常生活を送れるようにすることが介護の目的です。高齢者の場合、加齢によって障害の程度は進んでいきます。痴呆が進行し、自己選択・決定が困難であっても常に必要な支援を提供することが「介護」です。

C. 介護保険制度は福祉政策の一環であり、保健医療政策と連携しなければなりません。

現行の介護保険法の目的は、高齢者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な保健医療福祉サービスを提供することにあります。介護保険制度は福祉政策の一環として位置づけられなければなりません。

医療との連携は、介護を必要とする高齢者には、とりわけ重要であり、介護ケアに大きく関わります。また終末期の「医療」と「介護」は相互不可分に結びついています。

## II. 見直しに際しての視点

### 1. 基本的な視点

#### A. 生活支援の重要性

日常生活を送るということは、朝目覚め、床を離れ、衣服を着替え、食事を用意し、食事を摂り、後始末をし、住いを清掃し、衣類を管理し、食品を購入・保存・管理し、寝床を用意し、就寝することであり、生活に関するすべてを自己決定することです。

これが「生きる」ということです。日常生活の支援とは「生きる」「このことの支援にほかなりません。この支援を「家事代行」として、低く評価することは、「生きる」ことを理解していないと言わざるをえません。

B. 高齢者の状態にふさわしい多様な支援を提供するという視点

高齢者の年齢は六五歳から一〇〇歳以上の広い層を含んでおり、個々の高齢者の状態は多様で、特異性があり、その心身の状態は大いに異なります。

一般的には次のことが言えます。

イ 年齢による違い

前期高齢者では介護が必要な人に適切な支援を提供するとともに、健康法や障害の予防、リハビリを行えば心身の状態を改善できることが多いのです。

後期高齢者になると、支援を受け、リハビリをしていても、次々に新たな障害が発生します。一歳、年をとれば、それだけ衰えます。新たな介護需要が生じ、さらなる支援を行い、生活レベルを維持することが必要になっていきます。

九〇歳前後から心身は急速に衰えます。舌の味蕾が濃い味しか感じなくなり、減塩食などの配慮より、その人の好みにあった味付けが大切になります。この年齢では心身状態の改善や維持が難しくなるので、支援の量を増やしながら安らかな最期に導くケアが必要になります。

ロ 痴呆の出現

年代にかかわらず重大なことは痴呆の出現です。厚生労働省による二〇〇二年要介護認定データからの推計によれば、要介護の高齢者の半数に、痴呆が見られます。その原因も多様で、アルツハイマー型痴呆三四%、脳血管型痴呆三三%、混合型一一%、その他の痴呆二〇%とされています。したがって痴呆の状況はさまざまで、身体障害状況と複合し、要介護の状態は百人百様であり、要介護度も要支援から要介護5までに判定されています。このようにさまざまなタイプの痴呆に応

じた介護ケアが必要となります。とくに介護上に問題を多く抱える行動障害のある痴呆者が、人生の最期を「真に人間としての尊厳をもって全うできるようなケア」の確立こそがすべての介護ケアの基本と考えます。

## ハ 環境の問題

何らかの支援を必要とする高齢期には環境は重要な問題です。とくに独居かどうか、家族がいるかどうかが要介護状態に深く関わってきます。とりわけ痴呆高齢者は環境の変化に順応するのが難しく、なじみのある環境で過ごすために、住居の改造や介護施設ができるだけ身近にあることが大切です。

以上のような問題が複合しており、高齢者の自立支援には多様性が求められます。

## ニ 生活リハビリの視点

リハビリには大別して二つの種類があります。

急性期のリハビリ 脳卒中などの病気や外科手術の後、専門家の指導によって訓練的なりハビリを集中的に行うことは大切なことです。この時期のリハビリをおろそかにすると、いわゆる廃用症候群になってしまいます。

毎日の生活の中でのリハビリ ADLリハビリともよばれる日常生活動作のリハビリは、家に帰って行わなければ意味がありません。たとえば、介助されながら食事を作ることが手や脳のリハビリになります。ガイドされながら、近くのスーパーに行くことが歩行のリハビリになります。生

活支援が巧まざるリハビリとなるのです。以上は在宅での例ですが、施設入居者にとっても、個人  
人の生活史に照らして考え出された日常生活的リハビリが必要となります。

二つの種類のリハビリとも重要な役割を果たしています。しかし、一般に急性期のリハビリだけ  
がりハビリとされ、生活のなかでのリハビリは軽視されています。生活支援や外出支援等の重要性  
をリハビリの観点からとらえていく必要があります。

#### ホ 自立の視点

自立とは誰の助けも借りずに暮らすことではありません。付き添いが必要になれば歩行困難になった  
ときに付き添いが提供され、行きたいところに行ける。加齢とともに歩行できなくなれば車椅子が  
提供され、行きたいところに行ける。これが自立です。

自分らしい生活を送れるように常に必要な支援を提供することが自立支援なのです。リハビリと  
いう観点からのみ一律に車椅子の使用を制限して「自立を促し」、結果として外出の自由を奪うよ  
うな考え方は本末転倒の議論です。

## 2. 痴呆判定とケアの確立

現行制度での最重要課題は痴呆高齢者への対応が十分でないことです。身体介護にはこれまで措置  
時代から培った一定のケアモデルがありますが、メンタルなケアは痴呆高齢者のみならず、一般の高  
齢者にも適切なモデルがありませんでした。要介護者全体の五割、特養施設入所者の八割が痴呆であ



るといふ報告もあり、痴呆高齢者ケア対策は急がれています。行動障害のある痴呆高齢者の多くは、グループホームや特養からも受け入れを拒否され、精神病院への入院を余儀なくされている実情もあります。

痴呆にはいくつかの原因があり、その原因によって症状も異なり、対応も個別적であるべきです。また痴呆があつても、住み慣れた環境の中であれば、衰えた能力を介護によって補い、自立した日常生活を送れる場合も多いのです。なじんだ環境の維持と適切な痴呆ケアの提供が緊急の課題です。

### Ⅲ. 持続可能な制度実現のために

#### 1. 介護保険施行後の状況

厚生労働省の介護給付実態報告二〇〇四年によれば、

イ 要介護認定者が増加しており、とくに加齢とともに重度の要介護が増大しています。

ロ 要介護認定度の比率は地域によってかなりばらつきがあります。これは認定が地域や調査員によつて大きな差が出てきているという私たちの調査結果を裏付けるものです。

ハ サービス利用の増大にともない給付も増大しており、給付受給者は三三五万人に達しています。

ニ 全体として施設サービス志向が強く、施設サービスの給付が増加しています。しかも市町村の実態を見ますと、各施設が非常に多くの待機者をかかえています。

施設を希望しても数年待たねば入れないという点は介護保険施行以前と変わっていません。

ホ 要介護状態の重度化とともに、在宅では生活支援中心から身体介護中心に、そして在宅介護から施設介護へと重点が移っています。

ヘ 限度額内の居宅サービス平均利用率は要介護4の区分が最高の利用率ですが、それでも四九・九%にすぎません。

施行直後四三%と比較して、それほど増加していません。サービスの不足もありますが、利用抑制が行われていることははっきりしています。権利であるということでも必要もないのに利用しているという見方は当たっていません。

また、新聞テレビ等の報道および私たちの見聞するところでは、介護用品事業者の販売競争、訪問介護事業者の架空請求、サービス押しつけ、事実上の現金給付、施設での介護用品の押し売り等、介護事業者のモラル・ハザードが起きています。要介護度が低い利用者をターゲットにした営業活動が盛んです。これは介護給付の増大の一因になっていると思われるます。

## 2. 持続可能な制度実現のために

このような状況のもと、障害者支援費制度との統合や二〇歳以上への被保険者の範囲拡大、給付の抑制が議論されています。しかし財政上の理由からのみの議論という側面が強いように思われます。

介護保険制度についても、障害者支援費制度についても、制度をつくる目的・理念である「障害をもつ人に対するケアの本来あるべき姿」への根本的な視点をベースにしない議論は、それこそ持続あ

る制度には繋がらないと考えます。

私たちはどのような高齢社会が望ましいのか、どのように介護の社会化をすすめるのか、そのためにどんな制度が望ましいのか、ということが、まず第一に検討され、その上で財政基盤をどうしているのか、どう工夫して財源となすのか、という順に、議論を進めていくべきだと考えます。

財源を最初から限定した上での議論は現状を改善し、より持続可能な制度をつくることにはけっしてならないと考えます。

## 第二部 制度見直しの具体的な提案

### I. 要介護認定制度の見直し

1. なぜ私たちは要介護認定制度の見直しが必要だと考えるのか

要介護認定とは、本来、その人が介護を必要とする状態にあるかどうかを判定するものです。要介護と判定された人が、どのような状態・環境にあるうとも自立した日常生活維持のための必要なサービスを受けることが、介護サービス受給の原則であり、要介護度でサービスの供給量を決めるものではありません。

一次判定ソフトによるシミュレーション結果などから、現行の一次判定は、申請者の状態を正確に

把握していないという批判があります。これを修正すべき二次判定も、本人に面接していない審査員が行うために、実態を把握しにくく、この結果、要介護度の認定は実態と乖離している場合が多くなっています。調査員により、また地域により差があり、利用者が感じる不公平感は制度への信頼を損なっています。また同じ要介護度であっても、年齢、痴呆の有無、環境、疾病の状況等により、介護の間も必要なサービスの内容も著しく異なってきます。これらの条件を考慮せずに、一律に支給の上限額を決め、サービス量の上限枠を先に決めてしまうやり方は、介護の実態に即していません。

現行制度は、必要がなくても全額を利用しようとする弊害を生む一方で、上限額いっぱいを使っても必要な介護が受けられず、多額の自己負担を強いられる利用者を輩出させることにつながっています。

持続可能な介護保険制度を目指すためには、無用の出費をなくし、必要なところに適正に費用配分される必要があります。このため多額の費用がかかる現行の認定審査制度の仕組みを変え、要介護状態にあると判定された人が必要なサービスを選択し、受給できるような認定制度にしていく必要があります。サービスの上限額は現行の最高限度と同じ程度に設定し、ケアマネジャーによるケアプラン作成の基本的なシステム自体は残すことで、過剰な受給の抑制を図ります。

## 2. 新しい要介護認定制度の提案

次のような点を基本に考え、新しい要介護認定制度を提案します。

1 要介護認定を「その人にとって介護が必要であるかどうか」の判定のみにし、要介護者の多様な状態にふさわしいサービス提供を可能にする仕組みに替えることが基本です。

2 介護度認定区分の見直しは、過剰な給付に繋がる恐れについては、サービス利用の上限額を現行の最高上限額と同じに設定し、個人の状況に応じた適正なケアプランの作成とチェックにより、過剰な受給は抑制されるはずで、適正なケアマネジメントが行われるためには、ケアマネジャーの資質が問題になります(後述)。また、利用者に分かりやすいケアモデルと提供できるケアメニューの提示の中から、選択できるシステムを準備し、納得できるケアプランが作成されることが必要となります。

3 具体的な一案として、次のような手順を踏んだ新しい要介護認定制度の仕組みが考えられます。

(1) 現行の「一次判定及び認定審査会」を介護の必要の有無の判定のみを行う「要介護認定会議」に改めます。

(2) 「要介護認定会議」は以下の人たちで構成します。

社会福祉士、保健師、看護師、介護福祉士など医療・保健・福祉関連の専門家で、認定調査の研修を受けた専任の「要介護認定員」で構成します。

(3) 「要介護認定員」により介護申請者への訪問調査を実施します。

「要介護認定員」が複数で訪問調査を行い、要介護状態をきめ細かく反映した調査書を作成します。現行の調査票を見直し、痴呆や環境面についての状態を把握できる調査項目に改めます。

(4) 「要介護認定会議」は調査に当たった「要介護認定員」による合議により行います。

本人に面接し、調査を行なった「要介護認定員」がかりつけ医の診断と意見を参考とし、必要に応じて課題となる面での専門家(専門医、理学・作業療法士等)の意見も求め、合議で判

定を行います。二次審査は行わず「要介護認定員」の合議判定をもって要介護の認定とします。

(5) ケアモデルとケアメニューの提示（後述）

要介護認定で要介護の認定を受けた人に対し、ケアマネジャーは該当するケアモデルとケアメニューを提示し、双方の話し合いで、選択・決定をします。

(6) ケアプランの作成とチェック

調査認定を行なった「要介護認定員」が要介護と判定した人に必要かつ適正なケアプランが立てられ、実施されているかのチェックを行います。

(7) 「要介護認定員」の身分は専任の独立職とします。

(8) 「要介護認定員」の所属

後述する総合福祉支援センターに要介護認定部門を設置し、そこに「要介護認定員」を所属させます。財源は、現行の「要介護認定」（訪問調査、医師の意見書、認定審査会など）の財源をあてます。

## II. 多様な要介護状態にふさわしいケアマネジメントとサービス体系の確立

### 1. ケアマネジメントの改革

多様な要介護状態にある高齢者に対し、自立した日常生活を送るための適切なサービスを提供

できるかどうかは適切なケアマネジメントの作成と実施ができるかどうかにあります。ケアプラン作成に際しては、現在のような施設在宅か、身体介護か生活援助（家事）かといった二者択一的発想を転換し、ケアは生活の場で行われることを認識し、対象者への自立支援を目的にした真に必要なケアプランをたてることを基本とすべきです。私たちは次のように提案します。

- ① ケアマネジャーは要介護認定調査員の資料を参照し、アセスメントを実施します。
- ② アセスメントに基づき 自立支援の視点に立ち、ADL面、日常生活の維持、環境面に配慮したプランを作成します。
- ③ 要介護認定員はケアプランの妥当性のチェックを行い、プラン見直し時の訪問、およびプラン更新への意見具申を行います
- ④ ケアマネジャーはケアプランの円滑な実施と要介護者の状態を正確に把握するために常時サービスマネージャーを招集し、実施する義務を負います。
- ⑤ 担当者会議はかかりつけ医その他の医師、関係する専門家の出席、または医療情報等の提供を要請できます。

## 2. ケアマネジャーの独立性の確保

適正なケアプラン作成のためにはケアマネジャー職は独立事業とし、独立性・専門性を保障することが必要です。

ケアマネジャーが事業所に所属している現在のシステムについては、利用者の側からも、ヘルパーの側からも大きな不満がありません。私たちの調査でも、前者からは、適正なケアプランがないこと、後者からは、不必要なケアと思える内容の作業までもが含まれていること、ひいては介護保険を不当に使っているという指摘などがなされています。介護事業者の中にも、要介護度の限度額いっぱいを使おうとする一種のモラル・ハザードがおきているのも事実です。

ケアマネジャーは事業者から独立し、利用者の側に立つて、ニーズを的確に把握したケアプランを作成し、これを事業者が確実に履行しているかをチェックする役割を担う存在として位置づける必要があります。

- ① ケアマネジャー職は独立事業とし、現行のサービス事業所の併設や事業所所属は禁止します。
- ② ケアマネジャーの職能・職域を明確にし、専門性を確保し、ケアマネジメントを専権項とします。
- ③ ケアカンファレンスを義務づけます。
- ④ 資質向上のため研修、資格更新制を取り入れます。
- ⑤ 独立して業務が行えるだけの介護報酬を定めます。



### 3. 新しいサービス体系とメニューの開発

現行のサービス内容や体系は、痴呆者へのケア、自立支援のためのケア、緊急時対応のケアなどのきめ細かいサービスメニューがありません。また施設介護と在宅介護、身体介護と生活援助といった画一的区分は、現場の介護の実情を反映していません。生活の場でのサービスメニューの開発や充実、サービス体系の見直しが必要です。

個々に対応するケアプラン作成のためには、日常生活の場での自立支援という視点から、多様な組み合わせが可能なメニューの開発する必要があります。そのためには、現行の介護保険対象外サービスの見直しをすることも必要です。

また施設の場合も、特養などは生活の場であることを認識し、ケアが困難であることを理由に、特養が入居者を選択したり、排除したりすることが起こらないような体制づくりが必要です。

私たちは、次のような固有のケアモデルに対応できるサービスメニューの開発を提案します。

- A 痴呆高齢者へのケア（生活支援とともに見守りケア・精神面のケアを重視することが必要です。医療との連携も不可欠です）
- B 独居高齢者へのケア（生活支援とともに見守り・精神面への配慮が重視されるべきです）
- C 自立を支援するためのケア（外出支援、安否確認、緊急通報システム、買い物、などへの支援が必要で、これらの支援が機能改善につながります）

D 寝たがり高齢者へのケア（医療看護との連携が必要です）

E ターミナルケア（見守り、精神面のケア。医療との連携が必要です）

F 緊急システム（在宅支援の一環として、定期的なサービス体系では処理しえない問題に対応できるサービスが必要です。特に痴呆のケースでは徘徊の搜索対応や見守りなどが不可欠です）

G 介護家族への支援（家族の一時休暇、休息の保障が必要です）

H 成年後見制度の利用支援（利用者の権利擁護のために、成年後見制度が容易に生かせるよう必要な関係諸費用を給付すると共に、市町村長の積極的な利用支援の推進が必要です）

それぞれのタイプのケアに必要な支援を多様なサービスメニューの中から選択し組み合わせ、適切なケアプランを作成すべきです。

在宅介護のメニューの例を提示してみます。

生活支援：一日の生活の流れに即したケアは、身体介護と家事支援を一体的に行うメニューでなければなりません。

調理食事ケア、清潔保持ケア、起床・就寝ケア、買い物ケア、移動外出ケア、衣生活ケア、住生活ケアなどのメニューが必要です

デイサービス：朝食つきデイサービス、夕食付きデイサービス、入浴のみ等の短時間デイサー

### Ⅲ. 介護保険法や省令などにヘルパーの職務や雇用を位置づける

質のよいケアの提供のためには、介護に従事する職員の資質の向上が必要です。

そのためには待遇の改善が急務です。

ヘルパー資格修了者二〇〇万人に対し実労働者は二六万四千人で、実労働者の八割が非常勤（二〇〇二年度）です。とくに訪問介護にいたっては在宅サービスの中核を担う存在でありながら、登録型が六割という実態があります。

登録型働き方の問題は、「直行直帰」勤務体制をとる事業所が多いために情報共有や技術蓄積がされにくく、また不安定労働と低賃金を生み出す要因になっている点にあります。これでは良質で

ビス、延長デイサービス、従来型のデイサービスなど多様なかたちのデイサービスが必要で、ナイトサービスは、とくに昼夜逆転の痴呆高齢者には不可欠なサービスです。ショートステイ：定期的ショートステイ、緊急ショートステイ、週一回等の短期ショートステイ、週一程度自宅に帰る逆ショートステイなど多様な形態が必要です。

見守りケアに入れるべき支援としては、たとえば次のような内容が考えられます。

社会生活支援：デイサービスだけでなく、地域の社会活動にも参加できるような支援、さらに買物や理美容の利用、近所の散歩などは精神活動に刺激を与えるので、支援内容に含めるべきです。

継続的なヘルプサービスの提供は望めません。介護報酬から支払われるヘルパー賃金システムが、登録型働き方を誘導する要因になっています。私たちは、介護報酬の労働者への適正な配分が示されるべきだと考えます。

また、登録型ヘルパーには、社会保険も適用されない場合が多く、職務の範囲が不明瞭であり、介護保険対象外サービスを要請されて板挟みになって苦しむなど、さまざまな問題が私たちの行ったヘルパー労働実態調査からも浮かび上がっています。

- ①登録型働き方を廃止し、短時間勤務者も労働者として明確に位置づけ、労働基準法遵守の徹底的指導・利用者宅間の移動時間、研修時間、業務報告時間、などへの支払い保障・生活できる報酬体系整備などを行うべきです。
- ②身体介護と生活援助の区分を廃止し、報酬一本化とすべきです。
- ③ヘルパーの職務を自立支援の介護の仕事と位置づけ、雇用規定を介護保険法に明確にするべきです。
- ④人材の養成・養成研修内容の充実（痴呆ケアへも対応）をはかるとともに、現任研修を義務づけ、資格更新制度を導入すべきです。

#### IV. 痴呆ケアメニューの開発

## 1. 痴呆ケアを総力あげて、早急に開発すること

痴呆ケアは未確立の分野であり、総力をあげて痴呆ケアメニューの開発を急ぐべきです。そのためには痴呆ケア開発研究機関の増設とケアワーカーなどの中から専門家を養成する、ならびに家族への研修の実施をすすめることが必要です。

### 痴呆ケアの開発にあたって重視すべき観点

#### A 精神的支援の重要性

精神療法、ないしカウンセリングを支援内容に位置づけるべきです。ヘルパーなどのケアワーカーにカウンセリング研修を実施して、利用者へのカウンセリング的対応を行うだけでなく、家族に対しても、本人への対応を学ぶため、および家族のストレスを受け止めるためにカウンセリングを行うべきです。

介護にかかわるケアワーカーへのストレスの解消のために、待遇の改善とともに、カウンセリングの実施はぜひ必要です。虐待防止にも役立ちます。

#### B 家族支援

痴呆高齢者と家族の関係は非常に難しく、他人の痴呆は冷静に対応できる人でも自分の肉親の痴呆へは対応できず、虐待に走る可能性があることが考えられます。プロのワーカーの介入と家族との定期的分離が必要です。

ナイトケアやデイケア、毎週の短期ショートステイ、長期の分離（休暇）などで家族を支

援する必要があります。分離は虐待防止にも役立ちます。

### C 専門家との連携支援

ケアプラン作成やケア会議への医師等専門家の参加をすすめるべきです。

## 2. グループホームの適正な位置づけを行うこと

痴呆対応型グループホームは事実上施設でありながら在宅介護とされており、適切な規制がないことは大きな問題です。福祉の視点を欠いた事業者などが経営する例もあります。開放性の確保、ケアワーカーの質と量の確保、立ち入り監査、無制限な事業者の参入への規制、医療との提携等を痴呆ケアに役立つよう推進するべきです。

## 3. 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の有効利用を推奨

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を利用しやすくし、介護サービス受給、財産管理などの権利を守ることは痴呆ケアの大切な要件です。

## V. 在宅介護支援センターを地域福祉システムの中核センターに発展させる

### 1. 新しい「総合福祉支援センター」の構成と役割

現在の基幹型在宅介護支援センターの構造改革を行い、地域福祉の核となる「総合福祉支援センター」に発展させます。新たなセンターの構成について次のような提案をします。

総合福祉支援センターは次の三部門で構成し、業務の概要は以下のとおりです。

**A 要介護認定部門**

介護保険適用の可否判定のための要介護認定員を置き、要介護認定、ケアプランチェックなどの業務を行います。要介護認定員は専任とします。とくに、痴呆症や高齢化に伴う「ほけ」症状を判定する仕組みをつくり、早急に精神科医を中心とした判定基準の作成を行います。

**B 地域全般の福祉相談部門**

地域パトロールなど、地域情報をキャッチできる体制をつくり、介護相談員、生活相談員などを配置します。緊急時対応（介護一一九番・二四時間対応）や虐待対応などの業務を行います。

**C 市民を中心とした介護保険にかかわるチェック部門**

利用者の視点に立ち、専門的な研修を経た意欲ある市民によるチェック機関の活用を奨励します。

以上三部門それぞれに専門性をもたせ、連携会議の義務づけを行います。

2. 新しい「総合福祉支援センター」の位置づけ

1 自治体の保健福祉事業との連携を常にはかることが重要です。

2 現行の特養等業者併設型在宅支援センターは事業者から切り離し、総合福祉支援センターの支  
部として独立させていきます。

3 必要な費用は、認定審査会の改革により不要となった経費をまわします。

## VI. その他

1. 人権侵害を防止するシステムをつくっていくことが必要です

1 虐待防止の方策を急ぐべきです。

ケアワーカー、施設、家族による虐待は深刻な問題です。公的な取り組みが必要ですが、虐待  
の相談、ケアマネジャー等による虐待防止の取り組みや介護施設への避難など介護保険施設や人  
材を活用すべきです。

2 施設等の事業者のチェック体制が必要です。

介護保険のチェック機関などの受け入れを事業者に義務づけることで、サービスの向上と、情  
報の開示を推進することが必要です。

2. 多機能小規模施設の整備を進めていくべきです

住み慣れた地域、住み慣れた家で、障害が生じても、家族が近くにいなくても安心して生活を続  
けていけること、在宅でいつでも必要なサービスが二四時間受けられることが制度として保障され  
ていなければなりません。また、在宅がさまざまな理由で不可能な場合においても、それまで住み



慣れた地域で生活できるような、介護の状況に応じて双方向に出入りの可能な特養などを含めた施設の整備が必要です。

大規模な郊外型の施設をつくるよりも、現在生活する地域内での多機能で小規模な施設の整備、配置を推進すべきです。

## おわりに

私たちは高齢社会のまったた中で、あるいは介護者として、あるいは介護職員として、あるいは要介護者として、そして市民として、悩み、苦しみながら、よりよい介護を求めてまいりました。いま、介護保険制度の議論の中で現場の声がともすればかき消されていくように思われてなりません。「この人を殺して私も死ねば、みんな楽になる」介護地獄におちていく人のつぶやきに耳を傾ければ、介護保険制度の後退ではなく、充実こそがいま求められている唯一のことであると、おわかりになるでしょう。よりよい介護保険制度の確立にむけての私たちの提案を利用者の声として検討し、生かしてくださることを強く願うものです。

### 「介護保険制度見直しに対する提言書」プロジェクトチーム

森俊江（プロジェクト責任者） 秋山佳子 宇野知代 角元典子 喜谷和子 日下部充栄  
熊野以素 玄場絢子 小林和子 小堀直子 澤井昌子 芝野和子 瀬能邦子 田中美智子  
田原由喜子 中尾敦子 本田博子 向井陽子 森田知代 山下恵 吉年千寿子

# 「子育て施策に当事者の声を」

竹上順子

(中日新聞 整理部)

子育て関連の取材をしていると、多くの制度が、当事者の思いとは離れたところで作られているのだなあ、と思うことにぶつかると。昨年、保育所の運営費の一般財源化や幼稚園との一元化を取材したときもそうだった。

政府の総合規制改革会議のある委員が「保育園も競争のある民間会社となるべきだ。さまざまな特色を出して経営努力をすれば、悪い保育園は淘汰され、良い園だけが残る」といった発言をしているのを会議録で読んだ。ああ、この人は雨の中、パソコンや資料入りのバッグと子どもの昼寝布団が入ったかばんを肩に掛け、まだ歩けない一歳児を抱っこして家に帰ったことなんて一度もないんだろうなあ、としみじみと思った。

多くの親にとつて「良い保育園」とは、まず、家が職場に近く、普通に仕事をして帰ってきて、迎えに間に合う時間まで開いているところではないだろうか。良い園があるからと遠く離れた保育園に行くことや、子どもの通う園が「淘汰」されそうだからと次の園を探すが、どれだけ現実離れしたことが分かっていないのだろうか。

私は今年三月末まで生活部に所属し、子育てや女性の仕事、健康を主に取材してきた。ちょうど自分が妊娠したころに配属されたので、取材内容と実際の生活が重なり合うことも多かった。とくに保育所は、身近で大きなテーマだった。

職場復帰してから一年の間に別居、離婚したために転居が続き、もうすぐ三歳になる息子が通う保育所は、今の園で三か所目だ。最初の園は「育児休業後に入れればどこでもいい」と決めた私立の認可園。次に行ったのは、認可外の共同保育所。そこは、年度途中に転居したため認可園に入れずやむなく選んだのだが、ベテランの保育士さんによる丁寧な保育に触れ、子育ての楽しさ、面白さに目覚めた。



# 筋金入り ボランティアの 「出張本屋」さん

## 柳澤つや子さん



柳澤つやさんは名古屋市内のみならず、近郊のどこかで市民活動に

よるフリーマーケットなどの催しがある」と知ると、そのチャンスを逃さない。

主催先に、書籍販売のスペースを交渉し、本の行商に出かける段取りをする。

『あごら』のバックナンバーをはじめ、友人たちの著作や彼女自身が感銘を受けた書籍などの販売に出かける。

ていく。

炎天下の公園で一日中、立ちっぱなしの販売をもともせず、『あごら』のバックナンバーが二冊も売れた！」と彼女は、本当に嬉しそうにいう。「一日中かけてたったの二冊」といぶかっではいけない。彼女は、良書が人の心をとらえ、ゆさぶり、

その生き方、考え方、はては人生をも変えることを知っているからである。

私自身も、三三年前、『あごら』創

刊号に出会って、ぱっと視界が広がり、生きる意欲を得たひとりでもある。〈あごら東海〉の設立、〈東海BOC〉への転進、そして現在のNPO法人〈ウイン女性企画〉へと伴走してきたからである。もし、『あごら』に出会えなかったら、どんな生き方をしてきたかは想像もできない。

つやさんにとつて、書籍を仕入れ、管理し、一冊ずついいねい人びとに手渡していくことが活動そのものであると容易に推察しうる。

彼女自身も読者と伴走しながら、生活の主軸をフェミニズム活動においている。

一九九二年一二月、法務省民法改正案中間報告、〈五年別居離婚〉条項に疑問をもったことが彼女が積極的

に活動し始めたきつかけであった。一九九三年五月に「五年別居離婚に反対し、女性の自立を考える会」を、弁護士、医師や「あごら」の仲間たち呼びかけて結成の一端を担い、この一一年間、隔月の集会の開催やニュースレターの発行など、事務局を担当している。

民法改正の三本柱は、①夫婦別姓選択制 ②非嫡出子の相続差別の撤廃 ③五年別居離婚・破綻離婚の条項の導入である。

彼女らは、一九九六年の通常国会に民法改正案が上程されるのではと危惧し、署名活動を全国展開し、国会請願を繰り返した。その功もあって、超党派の民法改正案には、五年別居離婚、破綻離婚の条項は含まれていない(詳しくは、『あごら』二二三

号「女性に有利? 不利? 五年別居離婚・破綻離婚」を参照)。また女性の離婚後の経済的自立が困難なため、年金分轄権の実現を目指して、厚生大臣(当時)に要望書を提出した。現在も条項導入の反対はもとより、離婚後の女性の生活保障や心のケアなどにも活動の場を拡げている。

これらの活動を通して、女性の経済的自立が重要であると考え、一九九五年一二月に提訴した名古屋市内の岡谷鋼機の「男女賃金差別」裁判を支援している(『あごら』二二三号・二九三号に掲載)。

一九九八年「高齢社会をよくする女性の会」の全国大会では、つや子さんは障害者問題を担当するとともに、経理を引き受け、黒字決算で終

ら評価された。その体験をきっかけに、障害者の高齢問題に関心をもち、市民立の、「日本向老学会」の設立に関与し、今年も「第五回学術総会 およびシンポジウム」の事務局責任者として大任を果たした。学会の設立以来、毎月の研究会へ向老学サロン」の運営も主宰している。

彼女は、おだやかで、目立つことを好まず、ご自分のグループ内での位置づけと役割をきちんと自己決定していて、ゆるぎない。周囲の仲間たちにもいつも柔軟に対応。常に社会的な弱者の立場に立ち、人権問題に対しては学生時代から学び続けている法律の知識にもとづいて、判断し、行動する信念の人、柳澤さんは、「あごら」の、そして「向老学会」の宝である。(高橋ますみ)

## ボーリング調査強行を許さない

浦島悦子

こんな理不尽がなぜ、まかり通るのだろうか? 「閣議」とも言うべき四月一九日未明の辺野古沖ボーリング調査強行(急を聞いて駆けつけた一〇〇人余の住民によつて押しとどめられた)が世論の指弾を浴びたので、今回は「正々堂々とやる」と那覇防衛施設局は言っていた。私たちも正々堂々と、非暴力の抵抗でこれを止めるつもりだった。九月九日に全県・全国から、県内移設は認められない、豊饒の海を守りたいという熱い思いを抱いて集まった五〇〇人の力で、それはできたはずだった。

しかし施設局は、「正々堂々」どころか遠く離れた南部・佐敷町の馬天港からこっそり調査船を出すという姑息な手段に出た。しかも、それを知つて時化しげの海へと漕ぎ出した市民・住民のカヌーや小型船を、おとり船まで使つた陽動作戦で翻弄し、まともな調査などできるはずもない高波の中で、とにかく「着手した」という既成事実をつくらうとしたのだ。

県民の九〇%以上が辺野古移設に反対しているにもか

かわらず、こんな卑劣な手段を弄してまで強行しようとするのはなぜなのか、私にはどうしても理解できない。沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故の衝撃も未だなまましいこの時期に、危険な普天間基地を一刻も早く閉鎖してほしいという市民・県民の悲願を、辺野古移設の加速へとすり替え、私たち地域住民が長年にわたつて要請し続けたのに、一顧だにしなかつた「住民説明会」を、私たちが望むもの(広く開かれ、納得のいくまで話し合う)とは裏腹のかたちで強行し、住民の質問のどれ一つにもまともな回答はできなかつたにもかかわらず、手順は踏んだと言うのは、愚弄するにも程がある。

ヘリ墜落事故が、沖縄は今なお米軍占領下にあることを白日の下にさらけ出したように、今回のボーリング調査強行は、沖縄が今なお日本の植民地であることをはっきりと示した。しかしながら、占領下の民も、植民地住民も人間なのだ。理不尽を許してはならない。人間としての尊厳を踏みにじらせてはならない。他者の尊厳を踏みにじる者は、

## 沖繩から

自らの尊厳をも足蹴にしていることに気づくべきだ。

私は、私たちは、今後も座り込みを続けるだろう、人としての尊厳を守り、人間を回復するために。私はけつしてあきらめない、この海が悪夢から解き放たれる日まで。この島が、殺戮や破壊の前線基地であることをやめ、いのち輝く本来の姿を取り戻す日をめざして。

以上は、「騙し討ち」に等しい那覇防衛施設局による九月九日のボーリング調査強行着手の直後、私が地元紙に投稿した原稿だが、一か月近く経つてもまだ掲載されないのが、たぶんボツになったのだと思う。悔しくて悔しくて、思わず涙が出たあのときの気持ち（それは、あの日、辺野古漁港にいたすべての人びとに共通の気持ちだったと思う）を多くの県民に共有してほしいと思つて書いたのに、残念だ。

沖繩の地元紙は、体制順応の著しい全国紙に比べ、その批判精神ははるかにまじだとは思つが、それでも最近、徹底して弱い者、庶民の側に立つという姿勢が揺るぎ、括弧付きの「中立」を装う傾向が感じられる。二―三日前には「全国地域安全運動」を宣伝する沖繩県警本部長の「寄稿」が投稿欄に掲載された。権力をもつ人びとは、いくらでも自分たちの表現手段を持っている。それをわざわざ投稿欄

に載せる必要はない。新聞の投稿欄は、自らの表現の場をもたない人びとにこそ広く開かれるべきではないのか。待てど暮らせど自分の投稿が載らないことも手伝つて、非常に腹立たしく思った。

辺野古のボーリング調査についても、九月九日の着手に關してはかなり大きく取り上げてくれたが、その後の報道はおざなりで、「今日もボーリング調査続行。反対住民はカヌーや船を出して抗議した」という簡単な記事が連日続いた。新聞だけが情報源というある友人は、調査が着々と進み、すでにボーリングの穴も開けられていると心配して、私に電話をかけてきた。私が、現在はまだボーリングの前の事前調査（ボーリング地点の海底状況を調べるための潜水調査）の段階であり、それも、私たちのカヌー隊や抗議船による必死の抵抗でほとんど進んでいないことを伝えると、ようやく安心したようだった。

辺野古に取材に来た新聞記者にその話をしたら、防衛施設局に問い合わせると、調査は肅々と進んでおり、それほど遅れないとの返事だという。「そんな『大本営発表』をそのまま書くのではなく、きちんと取材して真実を伝えてほしい。それに、今はまだ事前調査であつて、ボーリン

グはやっていないのだから、正確に書いてほしいと言ったところ、その後は「ボーリング調査」ではなく「ボーリングのための事前調査」と書いてくれるようになった。新聞社は新聞社で、「反対派に味方しすぎる」という、基地に賛成する側からの誹謗中傷に悩まされているらしい。

それに負けたわけではないと思うが、日が経つにつれ、地元も含むメディアのこの問題に対する関心は薄れ、現在はほとんど現地に取材陣の姿は見えない。調査をめぐる海上での攻防は目を追うことに熾烈になり、調査の遅れに焦る防衛施設局のなりふりかまわぬやり方がますます露骨になりつつあるというのに、それが多くの人びとに伝わらないのかもしれない。

私は九月九日以降、仕事も含めすべてをなげうち、毎日辺野古に通って海上での抗議・阻止行動に参加している。辺野古に座り込む女たちが「トォー、ナマヤサ。ナマサント、イチスガ（さあ、今だよ。今やらないで、いつやるの）」というチラシをつくって、座り込みや海上行動への参加を呼びかけ、宜野湾の女たちも「この海に杭を打たせたら、一生悔いが残る」という看板を立てた。とにかく杭を打たせない、海に穴を開けさせないために、今、やれる

限りのことをやるうと、みんな必死だ。

それでも海上での攻防はかなり激しい。防衛施設局は一隻五万円とも八万円とも言われる日当で漁船をチャーターし、調査船一二隻に二―三隻の「警戒船」を一組としてリーフの外内に二―三船団を出している。ベテランのウミンチュが操作する施設局側の船に対し、こちらは一〇艇前後のカヌーと四―五隻の小型船。それもボランティアの素人ばかりだが、この海を守りたいという強い思いだけは相手を圧倒している。船上からハンドマイクで、この海の豊かさや、地域住民として、子を持つ親としての思いを訴え、「命をなくくむこの海を人殺しの基地に変えないでください。基地建設のための調査をやめてください」と呼びかけると、調査船に乗っている若い施設局職員や受注業者の従業員たちがだんだんうなだれてくるのがわかる。彼らだつてこんな仕事はしたくないにちがいないのだ。まして、染まりそうに美しい、エメラルドグリーンの海を目の前にしているのだから。

数的にも技術的にも非力な住民側が、調査ポイントを調査させないようにカヌー隊が守る一方、抗議船は説得活動を行い、漁港の岸壁からも抗議の声を挙げる……という連



## 沖繩から

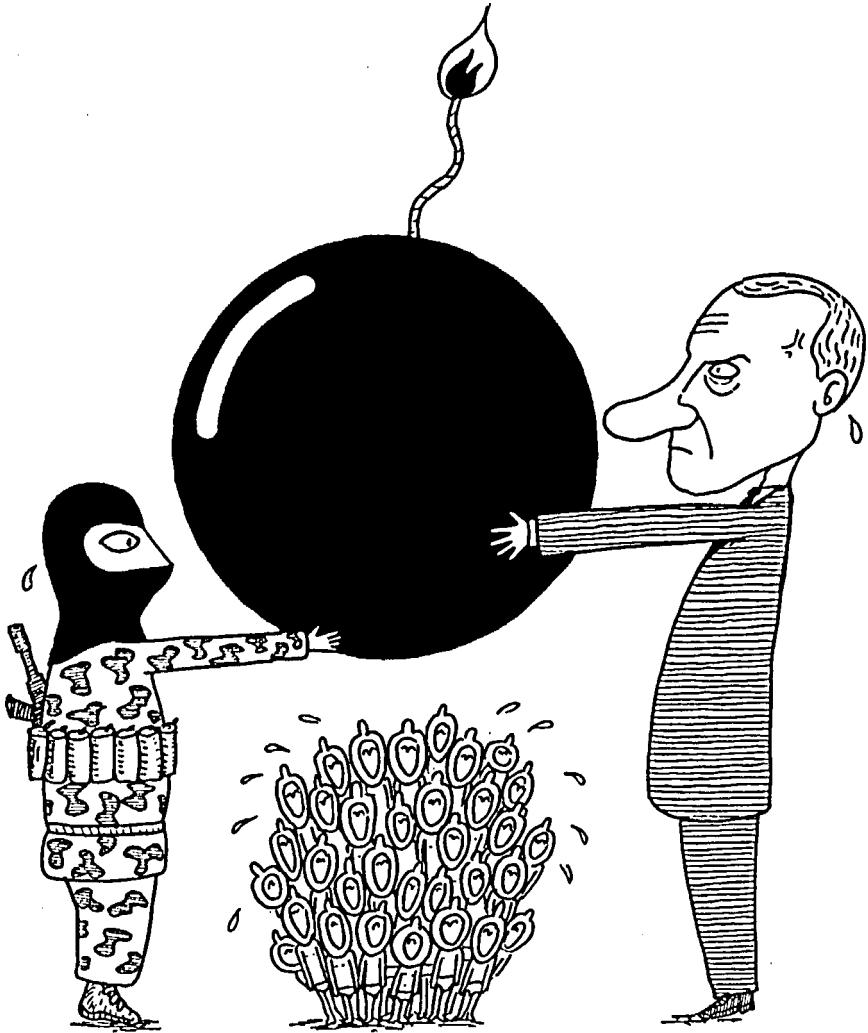
係プレーで調査を相当程度遅らせてきたのは大きな成果だが、施設局は「今年度中に（ボーリングも含め）調査を完了させる」と発表し、何が何でも調査を進めようとする姿勢を見せ始めた。

もはや説得の段階は過ぎたと、私も今週からカヌー隊の一人として海に出ている。一〇月とはいえず日中の陽射しはまだまだ強く、一日中海に出ているために、みんな真つ黒に日焼けし、私も知り合いに会うたびに、あまりの黒さにあきられているが、さすがの沖繩も、波しぶきで濡れて海風に吹かれると、もう寒い。ミーニシ（最初に吹く冬の季節風）がすでに吹き、冬に向けて海は荒れ始めている。私のように、ほんの一二日練習しただけのにわか漕ぎ手を含むカヌー隊が、次第に焦りを感じて対応も乱暴になった調査船側からの罵声を浴びながら、調査船にしがみついたり、ダイバーを説得したり、潜れる人は潜って調査ポイントを探し、カヌーと連携して調査をさせないよう周辺を廻ったり。これらをかなりの波の中でやるのだから、命がけだ。バランスを失って、あるいは、しがみついた調査船から突き飛ばされて転覆することも少なくない。

これからもっと寒くなるし、海も荒れる。九月九日から

カヌー隊で出ずっぱりの人にはもう体力の限界にきている。なんとしてもカヌー隊の人数を増やし、交替できるようにしなければと、カヌー隊大募集中だ。それに応募してくるのは女性が多い。いざというとき度胸が掘わっているのはやはり女だと、一人であなずいたりしているが、正念場はボーリングの櫓が組まれるときだ。それを考えると、船もカヌーも潜る人も、もつともつとほしい。辺野古のイノーがカヌーで埋め尽くされれば、ボーリングはおろか基地建設も確実に止められるのに、と思う。

海に出ていると、手薄になった座り込みを見計らって、陸上での作業ヤード建設が始まらないかと心配になる。海にも陸にも多くの人と、船のチャーター費を含め活動を支えるカンパが必要だ。そして、何より、現場でのがんばりを孤立させない世論の高まりが不可欠だ。小泉首相に、稲嶺・沖繩県知事に、「辺野古移設堅持」の政策を転換するよう、手紙、ファクス、電話、メール、あらゆる手段で働きかけてほしい。「人柱になつてもこの基地建設を阻止する」というおばあたちの思い、それを自らのものとして日々、海に出ている私たちの思いが、これを読んだあなたに届きますように。



大人たち 世界を歪ませ 子を殺し

# 黄土高原の小さな村の性暴力

## 中国山西省性暴力被害者の訴え 1 小俣光子

第二次大戦中に日本軍によつて性的奴隷とされて蹂躪された女性（以下、被害女性と略記）問題が、日本の社会に提起されたのは一九九〇年代になってからであり、一九九一年一月、韓国の金学順さんの勇氣ある告白によつて、日本社会はこの問題と正面から向き合わざるをえないこととなった。そして一九九一年二月から九四年にかけて、韓国在住の韓国人、在日韓国人、フィリピン人、オランダ人それぞれの被害者が、日本軍による性暴力被害への謝罪と賠償を求めて日本の裁判所に提訴した。しかし、中国と台湾の被害者については一九九二年二月に日本で開かれた「日本の戦後補償に関する国際公聴会」での報告まで、ほとんど日本の社会にあらわれてこなかった。

### 提訴への道のり

一九九四年秋、中国で戦争被害者の対日賠償請求の運動を行なってきた童増氏（国際法学）からの依頼を受けた日本の法律家が「中国人戦争被害法律家調査団」を結成し、中国人戦争被害者の被害を、七三一部隊<sup>①</sup>、南京事件<sup>②</sup>、無差別爆撃、性暴力被害者、強制連行などに分けて、具体的に調査する画期的な取り組みを行なった。その時、性暴力被害者問題に取り組んだ法律家グループが、翌九五年に幾

度も北京や太原に赴き、被害者と周辺の人びとの聞き取り調査を重ね、また、日本軍の山西省孟県における軍事活動・行動を調査し、分析し、さらに中国側の文献資料とも照合するなど、精力的な調査も行なった。

一九九五年四月、これらの調査によって明らかになった被害女性四人が、他の中国人戦争被害者（七三二部隊の被害者の遺族、南京事件の生存者等）とともに、日本政府に対し、謝罪と賠償を要求する申し入れを行なった。当時の内閣総理大臣は村山富市氏であったが、この申し入れに対して全く何の対応もしなかった。そこで、同年八月、被害者が日本政府を相手に性暴力被害への謝罪と賠償を求める裁判を東京地裁に対して起こした。

この裁判は中国山西省孟県西部前線三拠点に「警備」配置された日本軍部隊が、一九四二年末から四四年初めに引き起こした性暴力にかかわる裁判であり、性暴力を受けた四人の原告によって、一九九五年八月に東京地裁に提訴された「中国人『慰安婦』損害等賠償請求事件」第一次訴訟、九六年二月に二人の原告によつて提訴された同「事件」第二次訴訟である。

広い中国の戦場の中から、わずかに山西省孟県西部の、この六人が、九〇年代になって訴えることができたのは、後述する孟県の小学校の男性教師、張双兵さんと、同県に住む性暴力被害女性、侯冬娥さんの出会いが始まる。そして、中国の戦争被害者の対日賠償の請求運動を推進していた童増氏との、ある意味では偶然的な出会いとつながりによる。さらに九〇年代になって日本、アジア、世界各地で強まってきた「戦時下性暴力被害女性たちの声」を、法律家をはじめ、多くの女性、市民が受け止め、立ちあがったことがあげられる。その大きなうねりが、中国のこの小さな農村にも及び、彼女たちをエンパワーしたからである。

## 山西省孟県で何が起こったのか

一九三七年七月の盧溝橋事件をきっかけに日中全面戦争を開始した日本は、豊富な石炭と鉄鉱石を産する山西省の早期占領支配をもちろみ、陸軍中央は一〇月に省都太原の攻略を目指した山西作戦を発令した。一月太原城を占領。翌三八年一月孟県県城を占領して駐屯。県城に拠点を設置し、孟県全域の攻略に着手した。

日本軍の山西省侵攻に対して、中国側は山西省軍、国民政府中央軍が配備されて日本軍と戦闘。ほかに中国共産党の八路军が、山西省北部の山岳地域を根拠地にしてゲリラ戦を展開した。一九四〇年八月、八路军は全勢力を華北に傾け、華北の重要な鉄道にいつせいに奇襲攻撃を加えるなどして、日本軍に大打撃を与えた。この作戦に八路军の百余団が参加したところから、この戦いを「百団大戦」と名づけた。

八路军の爆発的な大攻撃に大きな損害を受け、皇軍としての面目を失った日本軍は、威信回復と報復のため、山西省全域に膨大な日本軍を駐屯させ、抗日根拠地、抗日ゲリラ地区に対して長期にわたり大規模な「燼滅作戦」、中国側のいう「三光作戦」焼光（焼きつくし）・掠光（奪いつくし）・殺光（殺しつくす）を展開した。

山西省は中国の黄河の中流域に位置し、北京からバスで約七時間で省都太原に着く。孟県は太原から車で数時間以上悪路を走った所にある典型的な黄土台地の村々であり、そこが問題の場所である。山西省は中国でも貧しい地方といわれるが、その山西省の中でも孟県は、麦もとれず粟が主食という、とくに貧しい地方の一つである。女性の多くは纏足し、売買婚・早婚が慣習であり、女性たちは家父長制

下の家族の保護と抑圧の中で生きていた。しかし、この地にもまた、厳しくも懸命に生きる人びとの穏やかな生活があった。

日本軍の来襲によつてすべては一変した。八路军の抗日闘争と日本軍の「肅正、討伐」が交錯するなか、農民たちの生きるための戦いは過酷なものとなった。それぞれの村がその置かれた状況のなかで、村を守り生活を守るために、さまざまな選択を迫られた。ある村は八路军とともに戦うことを選び、「抗日の村」として激しい「肅正、討伐」に立ち向かい、「燼滅」された。またある村は「表の村長」と「裏の村長」とをつくり、日本軍の暴行をなんとか避けつつ、抗日勢力とつながり続ける。ある村は維持会という日本軍に対する協力組織をつくつて厳しい要求に耐えつつ村を守ろうとしていた。それぞれのあり方は、あらゆる状況に対応して生き抜こうとする村々の必死の努力であった。

第一次・第二次あわせて六人の原告は、このような過酷な状況下に山西省孟県で、一九四二年から四四年にかけて日本兵によつて、同県の駐屯地、進圭社に拉致監禁され、連日強姦、輪姦などの性暴力を受けたのである。それら性暴力は偶発的な加害の結果ではなく、日本軍全体の作戦の無差別性・残虐性によるものであり、さらに、当時の日本人男性の女性蔑視や、中国人への民族差別に深く根ざす意識が、戦場という特殊な環境と、それが生み出す心理状態を通して表れたものであった。

## 今こそ この想いを—— 第一次訴訟

第一次訴訟の原告の一人、李秀梅さんは、山西省孟県西藩郷李庄村の農家に生まれ、六歳頃から纏足している。一年だけ学校に行ったが、自分の名前が辛うじて書ける程度で、字の読み書きはできない。

また話すのはおもに方言なので、家族や近所の人以外とはあまり会話が成り立たない。

数え年一四歳の時、突然日本兵が李さんの家に乱入した。泣き叫ぶ李さんは口につめものをさされて暴力的に拉致され、日本軍の駐屯地、進圭社に連行された。中国人から没収した密洞ヤオトンに入れられ、昼は密洞、夜は砲台（トーチカ）に連れて行かれ、激しい性暴力を受ける毎日が始まった。

まだ生理をみない少女であった李さんは、不安・恐怖・ショックで食事も喉を通らなかつた。同じように捕らえられて隣にいた年上の侯冬娥さん（後述）が「ともかく何か食べないと死んでしまう。このまま死んでしまつたら、誰にもあなたが死んだことすら知られないで終わってしまう。生きて帰らなくてはならないのだから食べなさい」と励ましてくれた。五か月くらい経ち、李さんは脱出を試みるが失敗。逃げることも、死ぬこともならない李さんは、ある日、日本兵の中でもとくにひどい性暴力をふるう「赤ら顔隊長」に耐え難い怒りを感じ、死を覚悟して抵抗した。隊長は激怒して革のベルトで李さんの顔を叩き、バックルが目当たり失明。あらゆる暴力にあい半死半生になったところへ、知らせを受けて兄が急ぎ迎えに来た。李さんを見てすぐに兄は籠を買って求め、その中に李さんを入れて連れ帰った。母は監禁された李さんを取り戻すため親戚から六〇〇元借りて日本兵に渡したが、それでは足りないと断られ、李さんを救い出せず、絶望して首吊り自殺をはかった後だった。

一九九六年七月、李秀梅さんは原告として、はじめて、本人尋問のため来日した。李さんは小柄で顔立ちの整った、おばあさんである。李さんは、その時受けた暴行で今も右目が見えず、左目のわずかの視力に頼っており、殴られて骨折した肩の痛みも続いている。纏足された小さい足で、李さんが付添いに手をとられて入廷してきた時、私は思わず息をのんだ。

証言台に立った李さんは五〇年以上前の苦しい経験を、弁護士の問題に答えるかたちで、たんたんと

陳述した。ところが、質問が母親のことに及んだとたん、いきなり大声で泣き出し、だんだん体が硬直していった。付き添って来日した、張双兵さんが話しかけたり、中国の女性弁護士、康健さんが、背中をさすりながらなだめても、泣きやまなかった。裁判官もびっくりし、弁護士もおろおろして、ついに法廷は一時休廷となり、李さんが気を取り戻してから再開された。

拉致された彼女を、とり戻せなかったことを悲観して、自殺をはかった母親のことが、彼女にいちばん深い心の傷を与えているのだということを私は思い知らされた、これこそ、まさにPTSD（心的外傷後ストレス障害）の発作であった。

原告たちは、日本兵から暴行を受けた被害者でありながら、周囲の人びとからは、敵兵の慰みものになった、穢れた女と蔑まれ、さまざまな差別を受けて、まともな結婚はできなかった。まさに、二重の苦しみを背負いながら、半世紀以上、沈黙を守り、その理不尽さに耐えて生きてきたのである。

しかし、二〇〇一年五月三〇日の東京地裁判決は、彼女たちの訴えでた事実の認定さえ行わず、法律論だけで原告敗訴とする判決であった（法律論は次号で述べる）。

この判決は長い間、事実を口にすることもできずに苦しんだ末、ようやく「自分が悪いのではなく、日本軍が加害者なのだ」ということを公に認めさせ、謝罪と賠償を得ることによって、名誉を回復したいと考え、裁判に生きる望みをかけてきた被害者にとつて、「日本による二度目の被害」というほどの衝撃を与えた。

弁護団は高裁でこそ、彼女たちの被害に正面から向き合った判決を出させようと、立証に努力した。

昨年一月一七日、東京高裁において開かれた第一次訴訟の控訴審は、原告の一人劉面換さん、元日本軍兵士のK氏、石田米子岡山大学名誉教授（東洋史）の証人尋問が行われた。一般にこれまで地裁段



階での証人採用は行われているが、東京高裁での証人調べは、きわめてまれなことであった。しかもこの性暴力被害者の裁判で、元日本軍兵士の証言が法廷でなされたのは、これまで全く例のないことである。証人調べを迫ってきた弁護団側の確実な成果であろう。

まず、石田米子氏が、被害の歴史的背景と彼女たち被害者がどのような環境で暮らし、訴え出るにはどれほどの困難があつたかを述べた。そしてこの被害は、一部不良兵士や無軌道化した一部の部隊が引き起こした部分的、偶然的な加害の結果ではなく、日本軍全体の作戦の無差別性・残虐性によるものであること、とくに一九四一年後半以降の「治安戦」の展開が、農村部での住民支配において、構造的に生み出したものであり、部隊ぐるみの性暴力であつたということを詳細に明らかにした。

続いてK氏が、彼女たちの被害地域に隣接する地域で現地の女性を輪姦した経験を、なまなましく証言した。「ある日、一人の若い女性を私らの分隊が捕まえてトーチカに連れてきました。そのトーチカの中で私もいわゆる輪姦をやりました」「古年兵から輪姦するわけなので、自分の場合は三人目か四人目くらいに、おい、お前の番だと言われて、今思えば、ついふらふらとしたといえますか」「女性はただ裸のまま寝かされているだけ」「顔を見ても本当に無表情、声も何も出しませんし、ただ、そこに転がっているという状態」だったとのべた。

「今考えてみると、本当にすまないことをした、人間でないことをやったという思いがあるんですが、当時はそういう考え、意識は全然もっていなかった。おい、お前の番だと言われて、はい、というくらい調子でそういう行為に走ってしまった。みんながやっていけば自分がやってもどうともないんだというような意識しかもっていなかったんだろう」と、当時の心理状況を「戦場の心理」として語った。

K氏はその後、一九四四年に沖繩に移動、部隊はそこでほとんど全滅した。今まで中国人を殺す立場

だったのが、米軍に殺される立場になってみて、はじめて自分が中国でいかに残酷なことをしてきたかに気づいたという。

K氏は証言中、何度も絶句し、涙を流しながら証言し、中国人に心から謝罪したいと言った。そして、こういう事実はなかったといつて恥じない人たちがいることについても、「どのように覆いかくそうとも、私が経験した明確な事実があるから」と言い切った。

この日、最後に控訴人本人の劉面換さんが被害者本人として、いかに日本軍による拉致監禁で自分の人生が狂ってしまい、家族の生活が破壊されたかを証言した。

石田米子氏は、一九九八年一〇月に提訴された中国山西省性暴力被害者裁判の支援グループ（略称山西省明らかにする会）の中心メンバーでもあり、現地に頻繁に足を運んで、被害者と現地の人びとから、当時のこと、そして現在に至る被害者の暮らしぶりをつぶさに見てきた立場からの証言であった。石田証言により、K氏と劉面換さんの加害と被害の両面からの証言を裏づける、両面的な法廷となった。

本年七月二八日、一次訴訟の控訴審の結審が東京高等裁判所一〇一号法廷で開かれた。法廷では原告側弁護団五人が最終弁論を行い、判決日は二月一五日に決定した。裁判長は根本真氏。

原告弁護団の穂積剛氏は「いまに至ってもなお、国は事実関係の調査もせず、謝罪も賠償もしないで、被害者を放置、黙殺するという、不誠実な態度をとり続けている。本当の国の責任とは、謝罪、賠償し、二度と同様の行為を起こさないよう、後世に語り継いでいくことではないか」と結審後の報告集会で訴えた。

## 返してください 私の名誉を——第二次訴訟

第二次訴訟の原告の一人、侯巧蓮さんは、一九二九年孟買西藩郷峽掌村で生まれた。数え年一三歳の時、抗日の村長であつた父親は、日本兵と清郷隊（日本軍が自分たちの手足とするためにつくつた中国人の部隊）に捕らえられ、大勢集められた村人の前に引き出された。後手を縄で縛られ、こん棒でメツタ打ちされ、氣を失うと井戸の水をかけて意識が戻つたところをまた打ちすえられた。その後、父親と侯巧蓮さん、それと副村長の妻と娘二人、さらに妊娠中の女性ら五人の女性たちが、進圭社の日本軍駐屯地に連行された。

父親は立てないほど低い密洞にある穴ぐらの中に放り込まれ、ありとあらゆる方法で痛めつけられた。侯巧蓮さんは日本軍が没収した密洞に入れられ、連日連夜、日本兵から性暴力を受けた。四〇日後、母親が羊や家財を売り、また借金をしてつくつた七〇〇元の銀とひきかえに父親と侯巧蓮さんは解放された。生理も始まつていない侯巧蓮さんのからだはずたずたになり、ロバの背に乗せられて歸つてきた。一年くらい寝たきりの状態が続き、泣いたり、わめいたり氣が狂つたようになり、母親は「魂を抜かれた」と嘆き、必死で魂を呼び戻すお祈りをした。

一七歳の時、同じ郷の高庄村に住む伯母の紹介で、高庄村でいちばん貧しい羊飼いの張一忙さんと結婚した。羊飼いに嫁げば早起きの必要もなく、食事の心配もないから、精神を病む侯さんの負担が軽いだらうと判断した伯母のはからいであつた。しかしその後夫は腎臓病を患い働けなくなり、家族を養えなくなつた夫の申し出で離婚する。四人の子をつれ再び伯母の世話で同じ高庄村の農民李四柱さんと再婚して、二人の子をもうけた。

一九九八年七月、侯巧蓮さんは原告本人尋問のために来日した。車椅子の侯巧蓮さんは、裁判所での証言当日、五〇年以上前に自分の一生を変えてしまった経験を懸命に陳述した。各地の集会でも経験を語り「日本の若い人たちに事実を知ってもらいたい」「日本軍にひどい目にあわされたため私の頭は壊れてしまった。日本政府は一日も早く謝罪し、賠償をしてほしい」と訴えた。しかし、それらのことは叶えられないまま、一九九九年五月一日、脑梗塞で急逝した（享年七十一歳）。

戦争中に受けた性虐待と恐怖は、侯巧蓮さんの心に大きな傷を負わせ、生涯、その場面のフラッシュバックや悪夢に悩まされた。一九九七年一月に弁護団の依頼を受けて現地赶赴、被害者を診察した精神科医桑山紀彦氏の診断でも、侯巧蓮さんの重度のPTSDが確認された。

二〇〇二年三月二十九日に言い渡された第二次訴訟の地裁判決では、被害事実の認定がなされ、原告らが現在までPTSDの被害を受けていることも認定されたが、法律論は変わらず、請求棄却の判決であった。

今年六月二日、第二次訴訟の控訴審が、東京高裁で開かれた。中国山西省から張双兵さんと張粉香さんが証人として来日し、約三時間にわたって証言を行なった。証人の一人、張粉香さんは、侯巧蓮さんの長女である。

張粉香さんの証言は母親の深刻なPTSDを証言する内容であった。「母は気持ちが悪く落ち着いている時は、優しい思いやりのある人です。それが突然体を震わし、三角になった眼を大きく見開き、怖い形相で私たち子どもを殴ったり、夜寝ている時に突然飛び起き、裸で表に飛び出して走り回り何かわけのわからないことを叫ぶなど、気がふれたような行動をとることが頻繁にありました」。子どもたちは何度も殴られていたので母親の前ではいつも緊張していた。まだ小さい時は怖くて逃げ出すこともできず、

ひどく殴られて気を失ったこともあり、逃げ出した弟が外まで追いかけられたり、妹が殴られて血だらけになったこともあるという。

ところが気持ちが悪く落ち着くと平常心に戻り、涙を流して子どもたちを抱きしめながら「こんなお母さんになつてしまった」「かわいそうなことをした」と詫び、「自分でも、自分がやっていることが解らない」と泣いたという。子どもの頃は、よそのお母さんは優しいのになぜ自分の母親は暴力を振るうのか、理解できなかったが、それが日本軍による性暴力を受けたことが原因だと知ってから、「母親をかわいそうに思うようになった」と語った。

張粉香さんは、今でも暴力を振るう母親を止めようとしている自分の夢をみたり、いつも頭痛がして眠れないので、薬を飲んでいと言ふ。これもPTSDの第二次被害の典型である。このように性暴力の被害はその後の被害女性たちの一生を支配し、さらにその子どもの世代にまでも影響が及ぶ深刻な被害であることが明らかになった。

もう一人証言に立つた張双兵さんは、一九五三年に山西省孟県西藩郷羊泉村で生まれ、現在羊泉小学校教師である。一九八二年高庄小学校に勤務していた時、授業で児童をつれて山に植林をしての帰り、周囲の畑はすでに粟の取り入れが済んでいるのに、まだ取り入れの終わらない畑の一角で、苦しそうに一人で粟を刈り取っているおばあさんに出会った。このおばあさんを児童たちと手伝ったことが縁で、このおばあさんが戦争中日本軍から性暴力を受けた侯冬娥さんであることを知り、その体験を聞いたことをきっかけとして、孟県西部の同じ被害を受けた女性たちの聞き取り調査を始めた。そして被害女性たちが人間の尊厳と名誉を回復するために立ちあがり、日本政府に謝罪と賠償を求めて提訴する道をきり開き、それを支えた人である。

侯冬娥さんは「山西一の美人」と噂された美しい女性であった。その噂を聞きつけた日本軍によって、進圭社、駐屯地に連行され、激しい性暴力を受けた。二〇歳の時であった。それが原因で幼いわが子から引き離され、夫から捨てられた。性暴力を受けたことにより子どもを産めないからだになった侯さんのその後の生活は、筆舌につくし難いという。張双兵さんが会った時は三人目の夫で、戦時中に梅毒にかり、言葉も不自由な人であったという。貧困と人びとの偏見に苦しみながらも沈黙を守り続けていた侯冬娥さんが、張双兵さんの説得でようやく過去の体験を語った。そのことにより、同じ被害を受けた他の女性たちが勇気づけられ、自らを語る決意をしたという、まさに侯冬娥さんはこの問題のキーパーソンであった。

一九九二年六月、北京在住の童増氏の「中国は日中共同声明で日本に対する戦争賠償を放棄すると宣言したが、中国国民の受けた損害に対する賠償請求権は放棄していない。だから中国人の戦争被害者は日本政府に賠償請求ができる」という新聞記事を読んだ張双兵さんは、被害女性の聞き取り調査資料を童増氏に送った。そして侯冬娥さんに自分の名譽を回復するために提訴をうながした。彼女はそのような道があることを知った時、声を上げて泣いたという。そして自らの尊厳を回復しようと立ちあがり、そのことに最晩年の生きるのぞみをかけた。

同年一二月東京で開かれた「日本の戦後補償に関する国際公聴会」に参加するため、張双兵さんに伴われて、侯冬娥さんは万愛花さんと村を発った。しかし往路の途中で病気になるに無念にも家に引き返した。この公聴会には万愛花さん一人が参加した。侯冬娥さんの病いはその後も回復せず、日本の土を踏むことなく一九九四年苦難の生涯を閉じた。

張双兵さんが聞き取り調査を行なった山西省の被害者は六〇人を超えるが、生存者は二二人になって

しまった。中国でどれほど多くの女性が被害を受けたのかを知ることは不可能であるという。また、胸の中を訴えることなく性暴力を受けた後、あるいは、性暴力に抵抗したために虐殺された多くの被害女性がいることも忘れないでほしい。そしていまだに日本政府があの中日戦争で中国人民に与えた被害について、責任をとろうとしない態度に、周囲の人びとは「日本政府はおばあさんたちが死ぬのを待っているのか」と聞く。いま解決しないと、中国人は日本という国や国民について、「他国に被害を与えながら謝罪も補償もしない国」という認識を定着させてしまふ。また、中には「中国は、いま発展しているので、いずれ日本を追いこし、将来仕返しをすればいい」という人もいるという。裁判官が人間としての良心に従って判決を出されることを切望すると訴えた。

第二次訴訟の控訴審の結審が、本年七月二一日に東京高等裁判所一〇一号法廷で開かれた。法廷では、冒頭に、裁判官にできるだけリアルに当時の状況を認識してもらえよう、中国人元「慰安婦」を支援する会の代表班忠義氏が、原告や周囲の人びとを現地で取材した『中国山西省の女性たち』のビデオを上映し、原告弁護団が最終弁論を行なった。弁護団長大森典子氏は、裁判官に「人間として共に考え、決断してもらいたい」と語りかけた。そしてとくに「裁判所という権能をもった国家機関は何をなすべきか」を問いかけた。

また、穂剛弁護士は「日本軍の蛮行に対し、今に至ってもなお国は事実関係の調査もせず、謝罪も賠償も行なっていない。こういう恥ずべき政府を選んでいる戦後世代のわれわれにも責任がある」と語り、「自分は戦後補償の事件を担当して、日本が過ちを正しく認め謝罪することのできる国になってもらいたいために弁護士になった」と述べた。そして裁判官に「あなた方の責任はこの訴訟で、国に謝罪と賠償を命ずる判決を書くことをおいてほかにはない」と強く迫り、期せずして傍聴席から大きな拍手がわき

あがつた。弁護団、傍聴人が大きなたまりとなつて、裁判官に迫つたために、それに気圧されて裁判長も拍手を制止できなかった、と私には思われた。

判決日は「追つて指定（未定）」。裁判長は江見弘武氏。

（東洋史研究者）

註

(1) 七三一部隊 一九三六年六月、中国の黒龍江省ハルビン市郊外平房地区に、日本軍が作った細菌研究施設のことである。各地の憲兵隊に逮捕された、抗日戦士、一般市民を「ソ連諜報員」の名目で、「特移扱」として七三一部隊に送り、細菌戦、凍傷、毒ガスなどの実験材料として使われた。彼らは人間であることを抹殺され、「丸太」と呼ばれた。その数三〇〇〇人以上とも言われる。

(2) 南京事件 一九三七年一月はじめから、三八年三月末まで、日本軍が、当時の中国の主都、南京攻略戦と南京占領時に、南京特別市（南京地区と近郊六県）で、民間人と、捕虜に対して行なつた残虐行為の総称。

(3) 纏足 女性の足を人為的に小さくする旧中国の風習。四、五歳頃から足の親指を除く、四指を足底に折り曲げて包帯のように長い地厚な布できつく縛り、発育をさまたげ小さいままにする。踵から爪先まで約一〇cmが理想とされる。女性美・官能美の一条と称される。起源は諸説あるが南唐にまでさかのぼる。漢民族に広く行われ、とくに山西省が盛んであり、原告らが育つた頃までこの風習が残つた。原告六人のうち劉面換さんは纏足される苦痛を泣いて嫌がり、それを見かねた母親が途中で諦めたので自然足、あとの五人は纏足されている。



- (4) 売買婚 旧中国において、金銭契約によって妻を得る婚姻形式。正規の手続きをふんだ婚姻にも「納采」(結納)の儀があり、新婦側に各種の金品を贈る。露骨で直接的な売買婚としては、貧困の夫妻で生計が維持できない場合、別の男性と契約して一定年限の間、妻を質に入れ、本夫は毎年所定の金額を受け取る「典妻」(租妻)の風習もあった。
- (5) 窰洞ヤウドウ 黄土高原固有の住居の様式である。堅い黄土の崖や斜面を利用して横穴を作り、住居とした。夏は涼しく冬は暖かい。また倉庫や家畜小屋にもこの様式が使われる。
- (6) 康健 一九五三年生まれ。一九八二年に弁護士になる。現在北京で一〇人を擁する法律事務所を経営して活躍中。同じ国の女性たちの被害が回復されていない不正義を正したいと、現地取材の一番困難な仕事を引き受けるなど、日本の弁護士団に協力している。
- (7) PTSD (心的外傷後ストレス障害) ト라우マを受けた人が、時間の経過の中で、それによってストレスを感じ、精神的な苦痛を受けるものである。トラウマとは、人間が体験する上で著しく苦痛を伴い、生きる希望を打ち砕き、大切な人間関係を崩し、二度と立ち上がれないかと思うほどの出来事に遭遇して、心が傷ついた、その状態をいう。
- (8) 班忠義 一九五八年中国・遼寧省撫順市で生まれる。八二年黒龍江大学卒業。九一年上智大学大学院修士課程修了。九三年『曾おばさんの海』で第七回ノンフィクション朝日ジャーナル大賞受賞。九五年中国人元「慰安婦」を支援する会をたちあげ、代表として現地被害女性の医療、生活面の支援を続けている。二〇〇四年夏、中国、雲南省で日本語教育の実践のため帰国。

(以下、次号に掲載)



「砂漠」と聞くと、さらさらの砂が見渡す限り続き、ピラミッドやヤシの木が点在し、ラクダが悠然と歩いているような、どちらかと言えばロマンチックなイメージを思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。

これまで福岡正信さんの手伝いとして十一か国を訪れ、緑化活動に携わってきました。活動を通して「砂漠」には大きく分けて三種類あるように感じています。

「粘土の砂漠」一〇〇年前には熱帯雨林もずいぶんあったアフリカやインドは、かつての植民地政策などにより、大規模農園（プランテーション）で単一の換金作物を作ったことが要因となって、急速に砂漠化したまだ若い砂漠。

「礫（れき）砂漠」二五〇〇年前に文明が栄えたギリシャやローマは、神殿や貿易船造りなどでおびただしい数の木々が伐採されたため、山の土壌が洗い流されて石灰岩や大理石がむき出しになっている。

「砂の砂漠」時代をさらにさかのぼり、およそ四〇〇〇年前に栄華を誇ったと言われるエジプトや中国は、礫が風化して砂となっているところ。

日本には、四季があり、梅雨があり、台風も来て、「砂漠化」があまり身近な問題として感じられませんが、世界の砂漠化は刻々と進行しています。中国政府が一九九九年一月に発表したデータによると、中国の砂漠と砂漠化している土地を合計すると、なんと日本の国土の七倍にあたる二億六二〇〇万ヘクタールということです。この四、五年、黄砂もひどく、三〇年後には北京も砂に埋もれてしまうだろうと、遷都の話さえささやかれているほどです。

現在起きている地球的規模の砂漠化は、自然発生というよりもむしろ人為的な自然破壊が引き金と

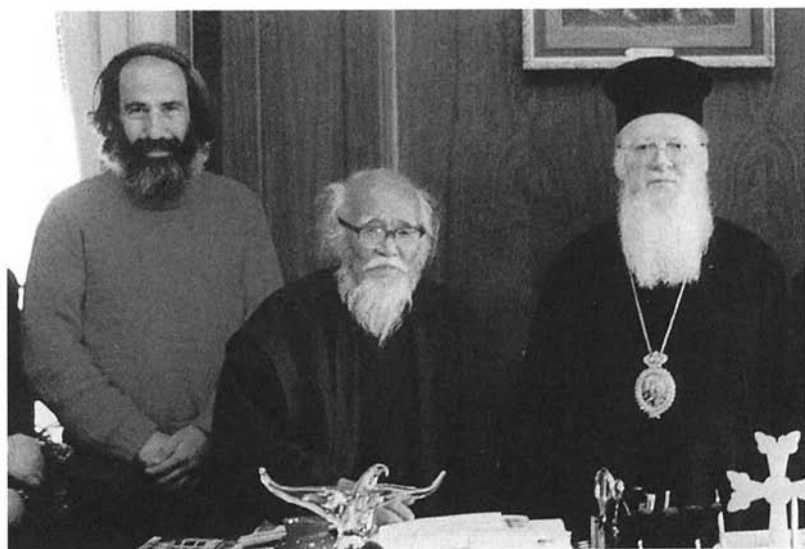
なつて進んでいると言えるでしょう。

## ギリシャで始まった緑化

今年オリンピックが開催されたギリシャでは、一九九八年から粘土だんごによる緑化活動が本格的に始まっています。

二四年前、福岡さんの自然農園に半年間滞在したギリシャ人、パノス・マニクスさん（五四歳）が中心となつて、毎年春と秋の年二回、粘土だんご蒔きが行われています。その様子は昨年五月一八日にテレビ番組「素敵な宇宙船地球号『神々の大地を守る・ギリシャ・粘土団子の実力』（テレビ朝日）で放映されました。

九七年の初夏だったと思います。パノスさんから福岡さんに宛てた手紙が届きました。そこには、二〇〇四年にアテネで開催されるオリンピックに向けて、ギリシャ政府は国土の緑化に力を入れたいが予算がないこと。そこで、種と



ギリシャ正教のバルソロミュー大主教(右)と会談した福岡正信さん。  
左端がパノスさん(1988年3月)

粘土さえあれば緑化活動ができる粘土だんごを農業省や環境省に進言したところ「やりましょう」ということになったこと。一万ヘクタール（百平方キロメートル）という広大な面積に粘土だんごを蒔く計画を立てたので指導してほしい、といったことが書かれていました。

その頃、私はかつてのパノスさんのように、福岡さんの農園で手伝いをしていました。電気、ガスはない昔ながらの囲炉裏の生活で、日の出とともに起き、日が沈んだら寝る、自然に沿った暮らしです。囲炉裏ばたで読んだパノスさんからの手紙は、とても衝撃的でした。一万ヘクタールついていたどのくらいの広さなの？ 種や粘土はどのくらい必要なの？ どうやって集めるの？ 粘土だんごをつくる人は？ 場所は？

福岡さんは日頃から「一〇キロ四方にうすい緑が生えれば、その気候を変えるきっかけとなる」とおっしゃっていました。それを実行しようというのだから、パノスさんはすこいなあーと、心底思いました。

当時はわからなかったのですが、一万ヘクタールという広さは、ほぼ東京の山の手線の内側の大きさで、その広さを緑化するのに必要な種の量は十二トンです。

福岡さんと一緒に、これまで経験したことのない大規模な粘土だんごづくりの手伝いに、ギリシャへ飛びました。そこには種も人も集まっていました。閉鎖された果物選別所が作業場となっていました。

これまでにギリシャ全土で約二万ヘクタールに蒔いたそうです。芽吹いても山羊や羊に食べられたり、山火事で燃えたり、解決しきれない問題もありますが、アテネ近郊の丘陵地は、五年間で約五〇ヘクタールが緑を取り戻しています。緑化を推進している自治体からは、一ヘクタールあたり三〇ユーロの補助金をもらっているということです。

(つづく)

われら

「わが」日本国憲法

民主的で平和的  
建設的

世界の平和と

人類の福祉に

貢献しようとする  
決意を示す

普遍的な

個性豊かに

文化の創造を

めざす教育を

普及徹底

「なげればならぬ」

ここに  
日本国憲法にの精神に  
則して

この理想の実現は  
根本において  
教育の力に  
まづべきものである

われらは  
個人の尊厳を重んじ  
真理と平和を希求する  
人間の育成を  
期するところとす

教育の目的を明示して  
新しい日本の  
教育の基盤を  
確立するため

この法律を  
制定する

教育基本法前文  
古川ひろし 謹啓

# あごら室 読書

『人類史の中の人口と家族』

木下太志・浜野潔編著

(晃洋書房)

定価 二五二〇円

最近公表されて話題を呼んだ、日本の合計特殊出生率のさらなる低下は、驚きとともに危機感を煽るものとして注目を集めている。果たして人口増加は善で、人口減少は悪なのか、という命題は、解き難く複雑で、また深刻でもある。

開発、環境、南北問題、そしてリブ  
ロダクティヴヘルスライツなど、  
地球規模での問題意識をかかえる者にとつて、あらためて人類の誕生から今日まで命をつないできた、この気の遠くなるような長い時間を「人口と家族」という切り口で編集された本書は、まさに象徴的である。

「人口と家族に興味を持つ人びとにわかりやすい初めての本を目ざした」と編者は、はしがきで述べているが、そのきっかけとなったのは、歴史人口学者、速水融氏が京都の日本文化研究センターにおいて組織された共同研究会であり、それに拠って活動を続けてきた研究者たちが、人類史のそれぞれの時代を分担して執筆。したがって文化人類学、考古学、経済学、社会学、教育学など多岐に亘る専門分野の研究者たちが共通の認識を持つための教科書がほしかった、とも述べている。研究者たちのテキストが、専門と一般の

垣根を越えた入門書として提示された恩恵に浴する喜びを、本書は次のような構成で存分に与えてくれる。

第一章 狩猟採集社会の人口

第二章 農耕の起源と人口

第三章 歴史人口学の誕生とその成果

第四章 妊娠・出産・子育て―歴史人口学と社会史の対話

第五章 家族と世帯の研究史―文化人類学と歴史学を中心として

第六章 人口史料の比較近世史

第七章 近代化の過程と人口転換

第八章 人口高齢化と家族―地域性を中心にして

第九章 人口、自然環境、開発―人類





## の新しいチャレンジ

人類の誕生以来の歴史の九九・七％は狩猟採集民社会であって、それ以降今日までの僅か〇・三％に当たる文明時代ですら曖昧模糊として限りなく不透明である。

漸く歴史人口学の成立によって近世社会の暗部に光があてられ、日本では、宗門改帳を基に家族復元法という手法で当時の家族の規模や家族構成、出生や死亡そして婚姻など、人口の動態をデータとして集計し分析を加えることで人口と家族の研究に画期的な成果をあげることができた。

歴史人口学の成立から僅か五〇年に過ぎないが、人類史のなかの人口と家族という壮大なプロジェクトに挑戦する学際的な交流と、各専門分野の間の対話の中から誕生した入門のテキストとして、本書の価値は、こよなく高い。

(二〇〇三年刊 二二三頁 21×15)

(福田光子)

### 『憲法は押しつけられたか』

加藤 周一著

(かもがわ出版)

定価 六〇〇円

憲法が危うい。九条が危うい。改憲の動きが高まるなか、日本の知性と良心を代表する文化人による〈九条の会〉が今年六月発足した。この〈憲法九人アピール〉の呼びかけ人の一人、加藤周一氏のかつての講演をまとめたブックレットの一冊が、各地の学習会でテキストとして使われている。

戦後、憲法は誰が誰からおしつけられたのか。日本政府が連合国軍総司令部から押しつけられたという説には、早くから幣原喜重郎氏の提案説が証言されている。軍国主義からの離脱を宣言した新憲法を大部分の国民が歓迎していたことは、当時の毎日新聞の世論調査によっても明白なことであり、政

府が国民に押しつけたのはむしろ明治憲法であると、明治憲法成立の経緯を説き、「明治政府は欽定憲法という形で国民代表が入っていないところで決めたまま国民に押しつけたもの」と結論づける。

明治憲法と今の憲法にはいろいろな違いがあるが、最も大きな違いは、天皇主権から国民主権に変わったこと、つまり国民のための国家なのか国家のための国民なのかという原理の問題を明らかにしている。

この本は憲法をめぐる三つの問題として三部に分け、Iは憲法の成立過程、IIは憲法の内容、IIIは憲法の解釈とい



う三部で構成されている。

特に大事なのは、憲法第九条の解釈、  
信教の自由、教科書の調査、政教分離、  
表現の自由など、それぞれ柱を立てて  
明快な論理を展開し、読む者はいつし  
かその確かな論理にはまっけていく。

最後に暴力の国際的管理の必要性を  
強調し、「そこに導くには日本国憲法の  
方向性しかない」とこの短いブックレ  
ットを締めくくっている。

あごら読書室欄では、毎月一冊、憲  
法に関する本を読者から紹介してい  
ただくことを提案したい。(福田光子  
一九八九年刊 六七頁 21×15)

### 『二〇〇三年の三六五日』

橋本 勝著

(ふゅーじょんぶろだくと刊)

定価 一一二六〇円

一月から『あごら』に掲載を始めた  
橋本さんの絵は、「数万語にまさる一

枚の絵」と熱烈に歓迎されているが、  
筆者の橋本さんは、二〇〇一年一月一  
日から、毎日一枚、その日の出来事を  
風刺マンガにするという、希有な作業  
を続けておられる。

大好評の二〇〇一年版に続き、〇二  
年版を刊行、そして〇三年版が、この  
ほど刊行された。

一月一日、未年<sup>みとし</sup>のスタートに始まっ  
た二〇〇三年は、(平和のシンボル・羊  
のイメージとはまったく逆に、三月二  
〇日、米軍の空爆開始。以来連日、言  
語に絶する悲劇が続いた。その悲劇を  
卓抜した表現で示したこの本は、「生  
涯で決して忘れてはならない二〇〇三  
年の記録」としても、座右の書とした  
い本である。

毎号の『あごら』で、お気づきのよう  
に、橋本さんの線は、いつも簡潔だが、  
そのためにかえって大量の情報を内  
包している。しかも、この上なく鋭い  
告発でありながら、そこに無限のユー

モアがある。だから、何度観ても見あ  
きない。今日の日本で最高の漫画家・  
ジャーナリストだと、私は思っている。  
橋本さんの親友の石川文洋さんは、

「橋本さんの本は」どの絵も文どピツ  
タリと合って、見る人に、風刺が伝わっ  
てくる。一日一日、どのページの絵も  
美しいが、(添えられた)文のすべて  
に(自分は)共鳴する。国内外での出  
来事に関する勝さんの怒り、悲しみ、  
喜び、感動……。二〇〇三年度版には  
イラクに大軍を送ったアメリカに対す  
る怒りが随所に現れている。」と激賞  
しておられる。お手もとにぜひ一冊、  
常備していただきたい。(斎藤千代  
二〇〇四年刊 新書判三七〇ページ)



# 横井久美子 35周年記念コンサート

歌は私に教えてくれた  
この世にどれほどの悲しみと痛みがあるかを  
歌は私を清めてくれた  
命あるものはすべて善きことのために存在すると  
たとえ 大地が悲鳴をあげ  
憎しみが大空を覆っていても  
こんなにも私が 人生を美しく  
人々を愛しく感じるのには歌があったから  
歌にありがとう 35年もありがとう

歌って 愛して  
時代の風をなかで、共に生き、歌い続けて35年。歌は時をこえて。  
まなざしは時代をつらぬき、うたごえは今も聞く人のこころを動かす。  
歌って愛して、夢を見ながらたまたかいたい。

## SING the LOVE LOVE the SONG



出演 ● 安田雅司郎(ギター) / 劉哲志(ピアノ)  
杉田真実(ヴァイオリン) / 小林展明(ベース)

特別出演 ● Sandra Joyce (バウロン、歌手)  
Niall Keegan (アイリッシュフルート)

サンドラ・ジョイス、ナイル・キーガンは、共にアイルランドのリマリック大学で、アイリッシュミュージックの講座をもつ一方、アイルランド伝統音楽のすぐれた演奏家として海外でも活躍中。

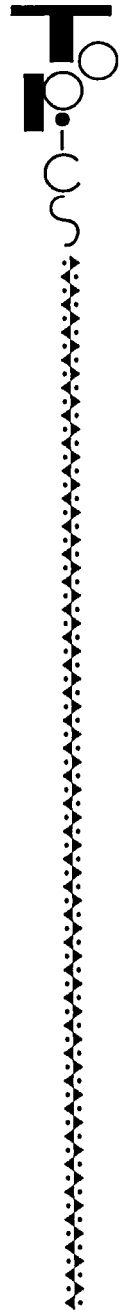
2004年11月13日(土)  
愛知芸術文化センター  
・コンサートホール  
052-971-5511

PM6:00開場 PM6:30開演  
入場券3,500円(当日4,000円)

●横井久美子事務所 〒186-0002 東京都国立市東3-18-15 TEL 042-573-3465 / FAX 042-577-7410  
kumiko@y.email.ne.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~Tg4k-ykl/>

2004年11月21日(日)  
東京国際フォーラムCホール  
03-5221-9000

PM1:00開場 PM1:30開演  
入場券 指定席ペア10,000円  
指定席 5,500円、自由席3,500円(当日4,000円)



## 野村証券「コース別人事」訴訟で勝利の和解

コース別人事で差別され続けていた野村証券の女性差別撤廃訴訟は、一〇月一五日、東京高裁（横山匡輝裁判長）で和解が成立。被告の野村証券は、原告全員への解決金支払と、在職中の原告三人を総合職の課長代理とすることを認めた。

証券会社で女性が男性と変わらない働きをしていることは衆目の認めるところだが、「コース別人事」を理由に、昇格・昇進・賃金のうえで大きな差別が公然と続いていた。これを変革しようと一九五〇年代から六〇年代にかけて入社した女性社員一三人が一十年前告訴したものだ。

裁判の結果は証券業界だけでなくすべての女子労働者から注目されていただけに、「男女を総合職と一般職に分けるコース別人事処遇は改正男女雇用機会均等法に違反する」とした、一審の東京地裁の初めての判断を支持し、慰謝料など計約五六〇〇万円の支払を命じ、在職中の原告三

人全員が総合職の課長代理に任命されたことは、今後の女性労働者のために、大きな希望となった。

## 東京都の「ジェンダーフリー」、混合名簿禁止」方針に女性四三団体が抗議

東京都では石原都知事が、かねてから「ジェンダーフリーなるグロテスクな運動」など、不穏な発言を繰り返していたが、都の教育委員会が「教育現場での用語として、ジェンダーフリーを今後使用せず、混合名簿は禁止」を検討し始めたことに対し、全国組織四三団体二千万人から成る〈国際婦人年連絡会〉は、「ジェンダーフリーや混合名簿の禁止を行わないこと。東京都教育委員会は、教育基本法第一〇条に示すとおり真に男女平等な教育が行われるよう教育諸条件の整備確立につとめること」という要望書を、東京都教育委員会に提出。同文を、清水司 東京都教育委員長と、国分正明、鳥海巖、米長邦雄、内館牧子の四教育委

員にも送付した。

## 高里鈴代さん那覇市長選に

米軍ヘリ墜落など危機感でいっぱいの沖縄。「沖縄の中心、那覇の市長選に革新派を」と、参院選の前から動きがあったが、強力な保守派現知事が立候補を表明、革新系候補者の擁立に難航していた。

糸数慶子さんの当選に力を得て、「市長選でも革新共闘を」と「生涯一市議」を主張する高里さんをようやく説得、一月一五日に向けて激しい選挙選が始まった。「本土から公明党の大応援団が駆けつける」のが恒例の沖縄の選挙。ヤマトの女性たち、大挙して応援に行きましよう。

## 五・四・三・二・一

「女性と市民を閣僚に」を小泉内閣のキャッチフレーズに当初五人だった女性閣僚は、その後一人減りまた一人減り、またまた一人減って、ついに二人に。その二人のうち一人、南野法相は国会答弁で集中砲火を浴び、退陣寸前。残る一人、小池百合子さんはイラク侵攻に賛成した人。沖

縄・北方長官とは……。

それにもお手伝いさんを第一秘書にしていた小野清子さん、大臣をやめることで無罪放免とは、辻元さんとあまりにも対照的。

## 女性差別の東京・荒川区長追放される

既報、「女性差別の男女共同参画基本法案」を出して、東京ばかりでなく全国の女性の非難を集めた東京・荒川区長、藤沢志光氏は、その後、汚職が発覚して逮捕され、区長を辞職した。あれほどの女性差別条例が区議会を通るような荒川区は、やはり問題があったと、都民も納得。

一月一四日施行される区長選には、同区教育委員長の上野和彦・東京学芸大学教授が「荒川の名誉を回復する区民の会」の代表を辞任して立つ。

## DV告発逆恨み殺人被告、逆転死刑確定へ

服役することになったのは、強姦を告発した女性のせいだと、自分が強姦した女子会社員(四四)の住所を、出所直後から探し回り、二か月後、女性の住む東京・江東区

団地内のエレベーター内で女性を包丁で刺して殺害、現金やクレジットカードの入ったハンドバッグを奪った殺人犯は、一審の無期懲役判決を不服として上告していたが、一〇月一三日、最高裁第二小法廷（滝井繁男裁判長）は、上告を棄却。二審・東京高裁の死刑判決が確定した。

近年、殺人犯でも死刑にならない例が多いが、最高裁小法廷は「特異な動機に基づく身勝手な犯行で、遺族の被害感情は極めて激しく、社会に与えた影響も大きい」と、一審の無期懲役よりも重い死刑としたもの。

被害者は正義感の強いフェミニストとして知られた優秀な活動家で、多くの女性たちに惜しまれていただけに、東京地裁の「被害者は一人。極刑がやむを得ないとまでは言えない」という判決には、「たった一人であるうと、なんの罪もない人を殺してよいのか」と、憤慨の声があがっていた。

諸外国の判例でも、強姦犯は、服役してもその性癖が改まらず、出所後また強姦を繰り返す例が多いという。この悲惨な事件を契機に、「強姦犯の慣習性」を科学的に調査し、入所中にその改善を計ること。改まらないうちは出所させないことを、国は責任をもって検討してほしい。男性は強姦を軽く考えがちだが、女性にとっては生涯心身の傷となる重い犯罪であることも、理解してほしい。

## 北京の精神を推し進めよう 二〇〇五年へ向けてアジア太平洋高官会議

九月七日―一〇日、タイ・バンコクのESCAP本部で、北京プラス10へ向けてのアジア・オーストラリア地域の各国高官会議が開かれた。

アフガニスタン女性課題省大臣ハビバ・サラビ氏を議長に、ESCAPメンバー国と準メンバー国、計四五か国（アフガニスタン・オーストラリア・アゼルバイジャン・バンラデシユ・ブータン・カンボジア・中国・中国香港・フィジー・フランス・インド・インドネシア・イラン・日本・カザフスタン・キリバス・朝鮮民主主義人民共和国・キルギスタン・ラオス・マレーシア・モルディヴ・ミクロネシア・モンゴル・ミャンマー・ナウル・ネパール・オランダ・ニューカレドニア・ニュージールランド・パキスタン・フィリピン・ロシア・サモア・シンガポール・ソロモン諸島・スリランカ・タジキスタン・タイ・トンガ・トルコ・英国と北アイルランド・アメリカ合衆国・ウズベキスタン・ベトナム）が、アジア太平洋地域の状況を話し合った。

討議の結果、「北京十5以後、多少の成果はあったものの、貧困・武力紛争・女性に対する暴力等は、依然として

深刻な状況にあり、政府だけでなく、女性団体・宗教指導者・地域社会を基盤としたNGOを含む協力が不可欠である」ことで合意。引き続き北京行動綱領を継承し、その実現につとめるという「バンコク・コミュニケ」を提出して終了した。

このESCAPハイレベル会議は、二〇〇五年三月、ニューヨークで開かれる第四九回女性の地位委員会(CSW)での「北京行動綱領実施の世界的見直しと評価の、アジア太平洋地域会議」として開かれたものであり、バンコク・コミュニケの内容は、来年のCSWでの協議の資料の一つとなる。

## 米国が九・一一事件調査報告発表

九・一一テロの真相を調査中だった米国の〈独立調査委員会〉は、一〇か国、一〇〇〇人以上の関係者に面接、八月二二日、最終報告書を発表した。

報告書によると、「米国政府は、クリントン政権もブッシュ政権も数年前からアルカイダ対策を立て始めたが、テロを国家安全保障の最優先課題としなかったことが想像力の欠如につながった」と発表。さらに、CIAやFBIの

追及不足や連携の悪さも指摘し、議会に、チェックの役割と責任を求めている。一方、〈悪の枢軸〉のトップに置いたイラクはアルカイダとはむしろ敵対関係にあり、アルカイダはイランと深く結びついていた」とも発表した。〈悪の根源〉と想定して国土も国民も荒廃させたイラクに対する責任には、一言も触れていない。

## 殺人「一五年で時効」に賛否両論

このところ、殺人後一五年を経過した犯人からの自由が相継ぎ、被害者の遺族らからは「時効一五年は短すぎる」という怒りの声が続出している。

法相の諮問機関・法制審議会は、公訴時効期間を二五年に延長するように求める答申を出した。開会中の臨時国会に刑法の改正案が提出される見込み。

検察筋では「被害者や遺族の悲しみに時効はないという意識が高まっている」と、時効の延長に賛成の意見が多いが、「古い事件は担当者の変更などで証拠収集が難しい」の声も。

これに対し日弁連は、「古い事件は、被告人・弁護人にとって証拠を集め立証するのが困難」と反対を表明している。

## 野村証券“女性差別”裁判緊急報告集会

一〇月二五日、野村証券裁判、ついに勝利の和解！

一八日夕方、緊急報告集会が東京・全労連会館で開かれた。この日正午のニュースを聞いて駆けつけた人も多く、勝利の幕を掲げた会場は超満員。

応援団長・増田れい子さんはじめ、主だった応援団員が次つぎに登場して祝辞。割れるような拍手、また拍手。

続いている原告一人ひとりの挨拶は、思いあふれて言葉がとぎれる人も出たほど。四月の応援団結成集会の時は、「私たちは男性に一步も後れない仕事をしているのに賃金は半額」後から入った若い男が、どンドン昇進して「上司になる」と、心の底から絞り出すような告発に、話し手も聞き手も涙を流したが、今度は感涙。

一一年間の裁判闘争の間に、原告の一〇人は定年となり、「やっと三人の課長が生まれた。私たちも課長になりました。やっと」との定年退職者の声は、ひとときわ胸に迫った。

子どもを育てながらの共働きの日々の中での裁判、せ

めて三年早かったら……と思わずにはいられなかったが、一一年粘り抜いてこそその勝利。一一年間、よくも頑張ってくださいと、〈あごろ〉から駆けつけた四人は、散会后も、「これでまた次の裁判が勝利する」と、お祝の盃を傾けながら終電車まで喜びあった。

(内)

## いのち輝くなはの街 市民とつくるうくりんな市政

自公連立の現職市長に対抗馬がやっと決まった。

あの高里鈴代さんが、やっと決心してくださいました。

一〇月一六日、那覇市民会館大ホールは、熱気に包まれた。糸数慶子さんの参院選で初めて成功した革新共闘。那覇市長選も共闘で！と、社大・社民・共産・民主の政党と、市議会の〈社民社社ネット〉〈日本共産党市議団〉〈自民クラブ〉の会派、連合県労連などの労働団体に加えて、九五年のレイプ事件以来、結束をいっそう強くしてきた女性団体が連帯。ついに高里さんを決心させたのだ。



『生涯一市議』のつもりでしたが、辺野古沖ボーリング調査が始まったこと、沖国大へり墜落のショックで、決心しました。今の翁長市政は、S A C O を容認し、普天間基地の辺野古移設をベターだとしている。へとまりんを立て直すと言いながら防衛施設局を入れた。伝統工芸館の移動後は自衛隊が入る。財政を理由にしながら実際は基地容認。市民が市政の中にオープンに入れるシステム、市民が主権者として登場できる仕組みをつくりたい。強いリーダーシップの市長ではなく、市民の状況、市民がかかえている問題に、市民と一緒に取り組みたい」と、鈴代さんらしい、やさしさに溢れ、しかも凛とした決意表明に、この集会に先立って結成されたヘクリーンな市政をつくる会(共同代表＝親泊前市長、糸数参院議員ほか)を軸とした、市民・革新連合の熱い思いは、さらに燃え上がった。

一月二四日、必ず吉報を全国にお届けしますよ。(K)

## 日本縦断徒歩の旅——六五歳の挑戦 石川文洋写真展

ベトナムでアフガンでソマリアで、戦場のすさまじさ

悲しさを、身を挺して伝えてこられた石川さんの写真展が、一〇月一三—一九日、銀座松坂屋で開かれた。

六五歳という年齢になって、あえて徒歩で北海道から故郷の沖繩まで日本を縦断された文洋さん。写真展の最終日はトークもあると聞いて、会場に駆けつけた。

旅の間の衣服・靴、使った三台のカメラまで展示されている会場で、文洋さんの写真は、光と温かさにあふれていた。そして、初めてうかがうお話も、写真と変わらぬ感動的だった。

朝日新聞社社員という、カメラマンとしては日本でも最高の場を得ながら、四〇代で自らその(会場)を捨て、世界でも選りに選りて厳しい戦場の現実のただなかにいた続けた文洋さんが、六五歳の節目に、自転車といえど乗物には決して乗らず、一日二三キロ、あえて徒歩で日本を縦断することを自らに課し、それを実行。

悲壮感は、みじんもなく、あふれるような人間への愛、大地への愛、ふるさとへの愛が原点であることを、写真とお話から感じとった。やさしく温かな魅力にあふれる写真の素晴らしさはいつものことだが、その写真を撮ったご自身が語りかけてくださるトークもステキで、久しぶりに目も心も洗われるしあわせに包まれた。

旅行で一番助かったのは、ある地点から二三キロ先の  
次の地点を計算して、毎日の宿を確保しておかれた夫人  
の協力だったと、しみじみと語られたが、風も、光も、  
出会うすべての人も大切になさるように、奥様もさぞ大  
切にしておられるのだろうと、うれしかった。

美しい絵や写真を観たり、心に沁みのお話を聞くくら  
い幸せなことはない。文洋さんは、これからも挑戦を続  
けるおつもりだという。肩の凝らない挑戦が、百歳まで  
続くにちがいない。

久しぶりにたくさんの元気をいただいた。  
(千)

### おひらきプレゼントを10名の方に

『おひらき』でとりあげてほしいテーマ、  
その他お気づきのことをハガキでお知  
らせください。先月読書室でご紹介した  
倉田侃司氏著『おふくろのいる風景』を  
抽選で10名様にプレゼントします。

### 新沖縄フォーラム

## けーし風 第四号(二〇〇四年九月号)

### 特集 基地と開発をのりこえる根っこ

特集にあたって(島山淳) / ハイインタビュV 辺野川の盛り込み 人々の思い  
(村山友子・眞那朝政正・宮里隆夫・稲橋政吉 聞き手・風高比叟) / 八座談  
会V(金子鴻を守る会) の闘争を振り返って(崎原盛秀・安里悦治・天願尚吉  
・照屋萌子・平良良樹 聞き手・内海正三) / ハイインタビュV シマへのこた  
わりと自立の模索(具志堅男 聞き手・玉代勢草・島袋安奈・島山淳)

【米軍ヘリ墜落事故緊急報告】仲里あつし / 中鉢助助 / 仲宗根香織 / 新垣功央  
シマだより 石垣 / 宮古 / 那覇 / 中頭 / 山原 / 水良部 / 大島 / 関西 / 関東

●金曜集会の現場から④ (國政美恵)

●北の風・南の風 アイヌとハワイアンの文化交流 / 竹内渉 / バレスチナの物作  
りの場で起きていること / 早尾賢紀 / 抵抗運動の想像力 / 阿部小涼 / 痛みに敏  
感でありたい / 宮内秋緒 /

●佐賀真美術館だより (佐賀真道夫)

●沖縄・いま 六・二三沖縄国際反戦集会と交流会報告 / 知念ウシ / 全野党共闘  
の意味 / 新崎盛暉 / 偶感 (三九) / 岡本恵忠

●沖縄環境ネットワークだより17 (内海正三)

●沖縄この三カ月(宇根悦子) ●強口冷口(高良勉)

●読者の集い 那覇 / 関西 / 関東 ●編集後記

■定期購読の申込みは、はがきかFAXでお願います。こちらから郵便振  
替用紙をお送りしますので、ご希望の方は、年間四分分(二千円) または  
二年間八分分(四千円)を「送金下さい。」

\*バック・ナンバーあり。

★発行所

〒901-0075 那覇市国場五二二 ワリアアパート106号

【電話&FAX】(098) 833-1848

E-mail: newwin@das.plala.or.jp

## 知ること知らせること

サッカーのアジアカップの試合が行

われた中国で、観客の日本選手に対する感情的ともとれる対応に、まゆをひそめた人も多かったと思う。しかし、だから中国人はきらいだと片付けてしまうのではなく、なぜ彼らはあんなに激しく反応するのだろうか、ちょっと立ち止まって考えてみたい。

中国人「慰安婦」の裁判で明らかになった日本軍兵士の蛮行は、平和な今の日本ではおよそ想像することすら難しい。しかし、もし自分たちの一三歳や一五歳の娘が、侵略して来た国の兵士にそんなめに遭ったら、あなたはその国を許せるだろうか。罪も何もない親や兄弟が殺されたら、国中にそ

うした被害者があふれたら……六〇年たつてもこの恨みは、国民の間に消えることはないに違いない。

しかしこれがあの一五年戦争の実際の姿だった。そうだとすれば現在に生きる私たちは何をしなければならぬのだろう。

今に生きる私たちの歴史的な責任は、この事実を知り、かつ広く知らせ、その事実を心にきざんで謝罪し、次の世代に伝えること、このことをおいてほかにはない。

それでももちろん私たちの祖父であり、父である、かの兵士たちの運命もしっかり知る必要がある。それはこの国で再び息子や孫が加害兵士に仕立てられることが起こらないために。

(小俣光子)

## 中国人「慰安婦」訴訟にご協力を

この号で小俣さんがご紹介下さった、中国人「慰安婦」訴訟は高裁の審理を終え、判決を迎える段階になっています。「この被害者に正義が実現するように」という多くの国民の声が裁判所を動かします。公正な判決を求める署名にぜひご協力ください。

また、もっと詳しくまた映像で事実を知っていただくために、ビデオ『山西省の女性たち』をご覧いただきたいと思えます。少人数でもお話があればビデオをもって伺います。弁護士の補足のご説明もできますので、お声をかけてください。

中国人「慰安婦」訴訟弁護団 大森典子  
(連絡先：町田法律事務所) 〇四二一

七二八―七五二一・FAX〇四二一  
七二九―三五一四)

中国人「慰安婦」裁判を支援する会

西野瑠美子 (連絡先：安達洋子)

T/F〇三―三九九〇―七五八三

## パラリンピック

オリリンピックを珍しく観た影響で、パラリンピックも、ほとんど毎日観続け、感動しました。

「障害」が、部位やその重さによって細かく分かれ、どんな人でも参加できるようになっているのですね。いま寝たきり状況の方も、ご家族の方々も、きつと励まされたことと思います。ジーンと胸が熱くなりました。

気になったのは、オリリンピックの金メダリストには〈県民栄誉賞〉〈市民栄誉賞〉などが贈られるのに、パラリンピックの方には何も贈られないこ

と。パラリンピックの方々にこそ贈ってほしいし、出発の時もお帰りの時も、町や市を挙げて讃えてほしかったと思いました。〇八年の北京では、ぜひ実現させたいですね。(東京 斎藤千代)

## 古田クン

◆名うての球団代表たちを相手に一歩も退かず、かといつて決して感情的にならず、情理を尽くして説得。初のストライキを実行し、見事に目的を遂げた姿に感動しました。

考えてみると国鉄などの民営化が進む前は、ストは日常茶飯事で、それなりに成果をあげていましたね。それが逆に反感にもつながったことなども思い出しました。

古田クンの今度のストの結果、業界のなかでも最も保守的な野球業界も大変身しそう。フェミニズムの運動も、

古田クンに学ぶところが大きいのでは……と思いましたが、市川房枝さんや田中寿美子さん亡きあと、求心力のない運動をどう盛り上げていくのか、難しいところ。でも、ここで「何か」を学びたいと思います。

(東京 石川ひろみ)

◆憲法があぶない！ 毎日じっとしておられない思い。『あごら』を読んでいるような方は、沖繩ことばで言えばワジワジイ思いだろう。

しかし、その思いをストレートに打ち出しても、大勢の人の心は揺さぶれない。古田君が成功したのは、「未来の子どもたちのために」という展望をきちつと掲げたのがすばらしかったと思う。

『あごら』は、庶民からお金を集めて大新聞と広告代理店をうるおす「紙上広告」ではなく、印刷費は『あごら』

が全額負担して〈誌上デモ〉の号を三度も出した。こういう思想信条のブレない雑誌を毎号出し続けているという現実は大い。みんながもつと関わり、どんどんアイディアを出そう。

古田クンのアイディアと勇気に、「選手ごときが」と見下した大球団主は、その不動の地位を奪われた。長年沈黙していた民衆がドツと動き、「何十年経っても変わらないサ」とあきらめていた野球界がいま一新しようとしている。「政治はもう変わらない」と、みんながどこかであきらめきっていた間違いを、ここで思い切り刷新しよう。

まず〈あごらのあごら〉に、アイディアを、ことばを、夢を、ドツと送りませんか。(東京・町田市 古田博見)

### うれしかった

◆ヌエックでの出会いを心から感謝致

します。沖縄のことを心から考えていて下さる方がたくさんいらつしやることを知り、とても嬉しく、胸があつくなりました。特別な集まりを持つて下さり、熱心に語りあつて下さり、ほんとうに有難うございました。

基地がなくならないかぎり終戦はありません。沖縄の人びとは皆、心の中に消えない核として戦争の悲しみが住みついています。一日も早く消える日が来ることを、平和な安らかな沖縄となることを心から祈つてやみません。ありがとうございます。

(沖縄・浦添市 仲里博恵)

### メール

最近、携帯電話のメールの使い方をおそわり、メール交換をやりとりすることができるようになりました。

相手方に、「こんにちは」とひと言

送つてみては、「とどいた？」とTELする幼稚さからはじまりました。思いを文字ボタンを押して、というのがもどかしく、返事がめんどろに思われました。消しては打ち直し、頭が痛くなりました。しかし、通信費はメールの方がだんぜん安いのです。今では、だいぶ慣れました。

連絡網は、転送ですみますし、便利です。ただ、「今、映画観てきた。『パイオハザード2』おもしろかったよ」というようなメールが、深刻な問題がおきて悩んでいる時に送られてきて、返事のしようがなかった時がありまして。ムカツときても、すぐに話せないのです。心の中にためこんでしまうほかないのです。手紙じゃないから、話し言葉でオツケーという気軽さですが、「意味不明」という返事が返ってきた時があり、ショックで、その晩、電話

して説明しました。

メールはいつ届くのか予想がつかないし、相手がいつ見てくれて、返事をくれるのか、くれないのか、わかりません。大事な話はメールではしない約束で、友達がどうしてるか、てっとり早くコミュニケーションできる手段として、互いに忙しい身なので——メール交換しています。お互いに、気が向いたらということ。

メールでも ひらがなばかりの

我が息子 漢字変換よけい混乱

(東京・新宿区 天野尚美)

### あいらを読んで

〔2007年〕 毎日生きてるお互い同士

◆まず浮田さんのお話にひきこまれました。戦争中のご苦労、ひとつひとつ身につまされました。おつれあいは戦地。おなかをすかせている育ち盛りの

お子さんたち。私たちの世代よりは、ご苦労もひとときわ大きかったことがよくわかります。そして戦後、ひとまわりまたひとまわり大きく羽ばたいていかれたお姿。日本の女性史としても貴重な証言です。こんな方に地の塩賞が贈られたこと、ほんとうにうれしく思いました。

へたくさんの地の塩のような女たち〈お金を出しあつたという〈地の塩賞〉も、すばらしい企画ですね。振込用紙が入っていました。また少しでも基金が集まったでしょうか。長く続くとを祈っています。(千葉 沢和子) ◆反戦…この言葉の意味の深さをしっかり脳に刻み、考えて行動します。

私も時々、「戦争をなくすには、どうすればいいのか」を考えます。この地上のすべての人が戦争を憎まなければ、戦争は永久になくならないと思うのです。また、「やられたらやり返す」(目には目を)の考え方を捨てなければならぬと思います。

聖書に手を置いて神に誓う米国大統領(米国人)がなぜ抑止力の意味も込めてテロ報復を行うのかも、わかりません。私が小学生の頃、「やり返すだけでは何も解決しない」「右頬を張られたら左頬を差し出せ」と担任に教えてもらい、なるほどそうだと思つたものです。当時、これは私たち児童の常識にもなっていました(しかしケンカはよく起きました)。この現代に、

(富山市 山本夕起子)

◆浮田久子氏の「戦争とわたし—受賞のお礼に代えて」を興味深く拝読しました。氏の戦争体験から平和研究・運営までを、時折涙ぐみながら読みました。

なおも聖書に手を置いて誓う米国大統領

領が、「啓典の民」である、同じ神を信じる人びとを軍事力で抑え込む不毛さ、殺す悲惨さ、もし、米國大統領が本当に神を信じているのなら、その神によって大統領・米國民自身が滅ぼされるのでは？と思つてゐるのは私だけでしょうか。

翻つてこの日本を見ると、イラクのできごとは、他人ごとになつてゐるのもよくわかります。アジア諸國が「日本人は信用できない」と昔から言うのもわかります。なぜなら、あれほど反省した戦争（軍事國）を、再び九条を廃止して軍隊を持つてゐるようになるという氣運で起こそうというのですから。司馬遼太郎のエッセーを読むと、日本人は、大昔から信用できない民族だつたようですね。私にはこの「恥の文化」こそがすべての元凶のように思えてなりません。少なくとも「罪の文

化」の方が正直、誠実という意味では信用できる。

『あこら』、とてもまじめな良い雑誌だと思ひます。ただもつと読みやすく、手に取りやすく、「プロのデザイナーがデザイン・レイアウトをやつてゐる」と思われる誌面構成にした方がいと思ひます。誤字や変換ミスも見られるのは残念です。

（東京 ヨコヤマ・シュージ）

◆ご批判、ありがとうございます。全くご指摘のとおりです。三〇〇号から大幅に改善したいといろいろ相談してあります。

お気づきのことは今後ともどしどしお知らせください。（事務局）

## 「299号」闇を照らす閃光II

◆参院選〈あこらめいと〉の活躍の報告の中で、「近藤正道さん 革新無所

屈新潟で初勝利」がタイトルになっていましたが、新潟では革新無所属の共闘で、黒岩宇洋さんが参議院補欠選挙ですでに一度勝利しています。

（新潟・青海町 鈴木勢子）

◆近藤正道さんの当選を祝つて「内助の功の尚代さんにも、改めて感謝の乾杯」とありましたが、『あこら』が「内助の功に感謝」とは！ このような書き方は許せません。

（新潟市 植木知枝）

◆鋭いご指摘ありがとうございます。お詫びして訂正します。四九ページ、タイトル、初勝利は「勝利」に、終わりから四行目、「内助の功の尚代さん」を「近藤尚代さん」に訂正します。

間髪を入れず厳しくご注意ください。〈あこらめいと〉に改めて感激しました。今後とも、どんな小さな誤りでもどしどしご指摘下さい。（編集部）

## 『編集後記』

◆〈へあごろ〉 創刊号に出会ってから、もう三二年が過ぎました。

『へあごろ』へ投稿したことから、モノを書くことを覚え、書いたことから人と人との輪が広がり、会員の方々からのお励ましを得て、〈へあごろ東海〉へウイン女性企画」と、ゆるやかなネットワークができました。そのご縁をベースに、〈日本向老学学会〉をお呼びかけして、この夏には、「第五回學術総会シンポジウム」を開催、今回、「向老学」を特集させていただきました。「向老学」は、人間が「老いに向かつてどう生きるか」をテーマにしていますから、既成の学問体系にはないテーマも受け入れている「市民立」の学会です。研究者のみならず、一般の方々も会員登録、毎月第二水曜日の午後二時から「向老学サロン」でお互いの

研究の「進捗状況」を語りあっています。この号で興味をお持ちになった方は、どうぞご参加ください。(高橋ますみ)

◆毎月一回「つながれつとNAGOYA」で勉強会をしている日本向老学学会の自主グループ〈へあごろ向老学サロン〉。参加者は一五名ほどで平均年齢は六〇代半ば、女性と男性の比率は二対一。男女共学の生涯学習で、先ず自分を知らう、自分はいったい何者か、ということでご自己開示をしていきます。その過程でその他大勢の一人になることの重要性に気づいた人、生きがいを見つけた人。何よりも互いの信頼関係が生まれたことがうれしいことです。

研究の「進捗状況」を語りあっています。この号で興味をお持ちになった方は、どうぞご参加ください。(高橋ますみ)

◆毎月一回「つながれつとNAGOYA」で勉強会をしている日本向老学学会の自主グループ〈へあごろ向老学サロン〉。参加者は一五名ほどで平均年齢は六〇代半ば、女性と男性の比率は二対一。男女共学の生涯学習で、先ず自分を知らう、自分はいったい何者か、ということでご自己開示をしていきます。その過程でその他大勢の一人になることの重要性に気づいた人、生きがいを見つけた人。何よりも互いの信頼関係が生まれたことがうれしいことです。

世代を超えて、肩書きがなくてもお互いを尊重しあい、対等な立場で共に老いていくプロセスを研究し、さらに老人保健施設や老人ホームの見学、時には温泉へ出かけたり……と、お楽しみも企画。最近では、なごや福祉用具プラザで用具の必要性と使い方の説明を受けました。加齢と共に体の機能低下による用具の使用生活を悲観的にとらえるのではなく、「思考を変えざるなごし」で、積極的な新しい生き方ができることに気づく。鶴見和子さんの言う、「元の体に戻ることはできないが、新たな生き方」の発見です。

全国に向老学サロン大ネットワークの実現を夢見ています。地域で向老学サロンを立ち上げたいと思っておられる方、是非ご一報を。(柳澤つや子)

「298号の編集協力者」

天野尚美／内田大介／内田文子  
荻原有希／尾上利久／黒澤照代  
桑原ちえ子／斎藤千代／斎藤 涼  
高橋ますみ／中島克子／柳澤つや子

「へあごろプレゼントを一〇名の方に」  
詳細は「二二ページ」をごらんください。



# 目次で振り返る『あじむ』三〇年

(一九九六年九月～一九九七年六月)

「世代連鎖」(愛はそこにあるのか)

鈴木 泉

「いじめ」アメリカの学校事情

ストラウド・啓子

日米高校校則比較

オーストラリアで一年を過ごして

東山 久子

アメリカ・ケンタッキー州デヴィス・カウンティ

高校の校則と日本の高校との対比

佐野・柴野

「中学生の目から」

いじめられている人へ

楠田 浩司

同世代から見た「いじめ」

津野 学

「教育者・専門家の視点から」

ここから出発させなければ!

秋本 良司

登校拒否・いじめについて考えること

芳村 信

不自然すぎるサル

夏井 紀明

いじめる・いじめられる

前川 知子

漂白される子どもの心

清野 初美

岡山でCAPPをはじめました

市場 恵子

「グループ紹介」

〈宇和島市高校生友の会〉の戦士たち

秋本 良次

「提言」いじめで死ぬ子を出さないために

愛媛・教育と子どもの人権を考える会

めじゃーなりすとのめ「標準」という名の縛り

川崎 治子

二二二号 一九九六年九月 ￥1300

〈松山〉「いじめ」を考える

巻頭言 「親として大人として」

AGORAZEIN

「いじめ」を考える 〈あ〉松山の話し合いから

安藤源孝／石崎 幸／梅林徳美／奥川睦／

高田順子／高橋史子／夏井紀明

青野 篤子

「母親の目から」

「みんな違っていいんだよ」

「お母さんごっこ」するのがイヤなんよ

まるごと認め合う関係を

渦中からの報告

人の親になるといふこと

「親であること」

高田 順子

芥川 光江

高橋 史子

石崎 幸

西中美佐子

有栖 泉

気になる英語 横ならび

奥川 睦

二二三号 一九九六年一〇月 ￥957

〔考察〕今、教育に欠けているもの

清野 初美

〈あざら自立の心理学〉私たちが「安全」をつくる

〔資料〕こどもの権利条約

沖繩から 基地返還アクションプログラム(素案と解説) ほか

阪神から 被災市民の暑い夏―神戸市西区・仮設団地は棄民

政策の展示場か ほか

TOPICS 男女共同参画審議会九月十七日までNGOの

意見を受付「沖繩の米軍用地強制使用のための特別立法に

反対する百万人署名運動／年収二三万円以下の主婦の方

国民年金届け出をお忘れなく／二二世紀に向けて「女性と

戦争責任」を考える ほか

集会から 右翼に襲われても屈せず！「加害責任問い、アジ

ア共生めざす八・二五平和集会・平和行進」 ほか

あこら読書室 青木悦「アスファルトのたんぼぼー」「いじめ」

は戦後社会の総決算―流水達也・菊地修『若草幼稚園物語

語り語りおろし・流水達也』鳥山敏子『賢治の学校 宇宙

のこころを感じて生きる』大平健『やさしさの精神病理』

山田太一『親ができるのは「ほんのすこしばかり」のこと』

〔資料〕「男女共同参画ビジョン」―二二世紀の新たな価値の

創造 (説明と概要) 男女共同参画審議会発中

巻頭言 選挙で「沖繩を「いのち」を守りたい 斎藤 千代

AGORAZEIN 私たちが「安全」をつくる

芦澤礼子／桑原ちえ子／斎藤千代／沢宮容子／しまようこ

田中喬子／田村伴子／内藤園子／湊 温子／山田絵理子

総選挙に女性の風を！ 二人の〈あこら〉会員が立候補

兵庫三区 岡崎ひろみさん／宮城一区 岡崎トミ子さん

報告 チェチェンで何があったのか―反戦で結ばれた母親たち

チェチェンの問題は全世界・全人類の問題

〈日本山妙法寺〉寺沢 潤世

ロシアに対する国際的資金援助が惨劇を拡大した

〈チェチェン母親協会〉マディナ・マゴマドワ

素手で「戦争」に立ち向かった女たち

〈ロシア兵士の母親委員会〉マリア・キリバツワ

めじゃーなりすとのおめ カメラで伝えたいもの 小長谷康乃

気になる英語 ポリテイカリー・コレクト 奥川 睦

TOPICS トイシで写真を撮られた！「サティ北浦和店・

セクハラ事件」に抗議 新しい研究の輪を―三重大学地域

共同センター ほか

集会から「子育てを終えたらパートで議員」／大久野島で公開

シンポジウム「毒ガス島から」 ほか

沖繩から 今こそ沖繩の声を！ 沖繩の〈あごら〉会員から

メッセージ ほか

阪神から いま阪神は…… 福を転じて福にしています ほか

あごら読書室 ベティ・リアドン／山下史訳 『性差別主義と

戦争システム』寺澤潤世 『天に轟け、地に潤せ』

あごらのあごら

一三三三号 一九九六年二月 ￥1300

〈九州〉どうする？均等法

巻頭言 平等が欠落してしまった！共同参画 船越 仲子

女性労働白書の「ウン」と「マコト」 福田 光子

〔私の職場〕 小村 明子／森崎 民子／石本 宗子

〔現場からの報告〕

変えていくのは私たち

—コース別という名の男女差別—

兼松の六人を応援する〈是正の会〉

いま、JRの職場では 〈星砂の会〉事務局

男女賃金差別訴訟に勝訴して

〈東京〉変えよう均等法ネットワーク

〈名古屋〉ワーキングウーマン

〈大阪〉ワーキングウイメンズ・ネットワーク

(株)石崎本店・女性差別賃金訴訟を闘う川原洋子さんを支援

する会

雇用機会均等法Q&A

質問1 均等？ 平等？ 福祉？

質問2 「コース別」って、男コース、女コースのこと？

質問3 女子のみ募集は女性に有利な取扱い……なんて

言わせない

質問4 どなたにお得？男女別仕事分担

質問5 女の定年、昔は三五歳、今は二七歳、なんじゃ

こりゃ？

質問6 セクハラは女性の働く権利の侵害

質問7 飾りじゃないのよ法律は

質問8 カロースンは嫌!!

均等法・各地の動き —グループ・団体の活動から—

〈福岡〉変えよう均等法—福岡ほか

〈資料〉 婦人少年問題審議会における審議状況 (概要)

〈資料1〉各地のグループが出した要請書・提言の要求

〈資料2〉各地のグループが出した答申への意見書

〈追悼〉伊藤ルイさんを悼む

小島サカエ

AGORAZEIN 初めての「小選挙区制選挙」を終えて

荳澤 礼子／渥美 節子／飯岡 祐保／斎藤 千代

中村 道子／野村三枝子／比田井牧子

集会から 福岡男性学セミナー自主講座 ほか

TOPICS女性の社会進出が子どもものいじめの原因?ほか

テレビから すすむ地下水汚染の由来は ほか

めじゃーなりすとのめ「特ダネ」考

元村有希子

語りかけたいあなたへ

大里 知子

沖繩から「沖繩から訴えるー基地のない未来をともに」一坪

反戦地主が日比谷で集会 ほか

阪神から 震災が教えた「ありがとう」／「被災地に公的援

助を!!」ほか

女ひとりドケチ旅12 ポーランド(1)

辻 みゆき

あこら読書室 高里鈴代『沖繩の女たち』女性の人權と基地・

軍隊 今堀和友『老化とは何か』文玉珠・森川万智子『ピ

ルマ宣戦師団の「慰安婦」だった私』大日向雅美『母性

は女の勲章ですか?』

あこらのあこら

二三四号 一九九六年二月 ¥1030

〈新刊〉+〈あこらワイン〉

女性と女性センターつくる・つかうを考える

巻頭言 私たちの垣を取り払う

高橋ますみ

〈ウィルホール〉を満杯にするまで

渋谷 典子

わたしたちの女性センター

―四日市女性センターの誕生

板倉加代子

女性センターを考える

木村 泰子

なかま・女性施設 そして私

柏木はるみ

こんな女性センターがほしい

―女性行政の総合化と女性問題解決のために―

埼玉の女性政策を進めるネットワーク

女性センター 行って使って「私のひとこと」

設備・立地条件・利用条件・主催講座・行事、相談窓口・パー

トナーシップ・託児

全国女性施設連絡先

さいとうちよ

ウィルあいちで 風S(ふうず)を始めました

どいゆきこ

行きました見ました(ふうず)

小森ひとみ

めじゃーなりすとのめ ダイエット哀話

奥川 睦

気になる英語 スカムバッグ

〈随想〉「科学的結婚」の再検証

—キール大学へ研究論文を提出—

石田 路子

意見／異見 五年別居離婚・破綻離婚条項の導入に反対する

二宮 純子

グループから 五年別居離婚に反対し、女性の自立を考える

会／平等は世界の流れ—変えるのは私たち

岡谷鋼機女性差別裁判原告

藤原真砂子

集会から 女性と人権リレートーク／リブ温泉台宿の旅／

『ほおずきの詩』出版記念パーティー ほか

TOPICS いよいよ大詰め均等法／芝信金・男女差別訴

訟東京地裁で勝訴 ほか

テレビから メディアは、どう伝えたのかアンペイドワーク

(無報酬労働)

沖縄から 海上ヘリポートは危険！ 女たちが反対声明／強

姦救援センター (REICO) 一周年／「安保」が人を

ひき殺す ほか

阪神から 「国」が「国民」を救う制度を！ 国会前で「被災

地再現 座り込み」／「そごう」一万人署名を！ パート解

雇と闘う女性たち／市民による防災フォーラム開催 ほか

女ひとりドケチ旅13 二度目のポーランド 辻 みゆき

あいらのあいら

一二三号 一九九七年一月 ￥1250

〈沖縄〉'97も沖縄から—人権・環境・差別を問う—

巻頭言 女性と子どもの「人としての尊厳」のために

桑江テル子

AGORAZEIN 今日も明日も……煮えたぎる沖縄—

現地からの発信—

伊良部裕子／内海 (宮城) 恵美子／浦島 悦子／

桑江テル子／高里 鈴代／渡久地澄子

沖縄から 軍事基地・海上ヘリポートに反対声明

阪神から 震災から二年—被災地は今

めじゃーなりすとのめ 学びつつ書く 松村由利子

語りかけたあなたへ2 まなざし 大里 知子

TOPICS 『男女共同参画二〇〇〇年プラン』発表／自治

労が「男女共同参画雑誌」発行 ほか

テレビから 借金大国ニッポン—なぜ借金が、どうすれば良

くなる？

あこら読書室 家族社 『家族』一〇人が語るフェミニズム』

天野正子 『生活者』とはだれか—自立的市民像の系譜—

とぐち玉子 『みんなの看護・市民として看護婦として国会

議員として』

あこらのあこら 新年メッセージ 女から女へ 女たちへ

〔資料〕 男女共同参画二〇〇〇年プラン（男女共同参画推進本部）

第一部 基本的考え方

第二部 施策の基本的方向と具体的施策

I 男女共同参画を推進する社会システムの構築

II 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

III 女性の人権が推進擁護される社会の形成

IV 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献

二二二六号 一九九七年二月 ￥883

あこら創刊号復刻版

女が働くこと

走る

まず自分の手で

ママたちもつと自信を持って

非権力的な女性こそ

働く母として保母として

主婦も働く女性

出産退職の経験から

松谷みよ子

三枝佐枝子

伊藤 佑子

田中喜美子

松浦 和子

平岡ふき子

中田かほる

共働きを調査して

1 働く妻の姿から

2 妻に望む

作文 カギツ子

働く女性は過保護か―働く婦人と労働基準法をめぐって―

婦人労働者と保護法

現行労基法は婦人に対し過保護である 東京商工会議所

母性としての女性はもつと保護されるべきである

流動的な現実を直視してカベを破ろう

職場の声から

―保護は必要―保母にはもつと保護を

重量制限がない人間

バスの車草は生理休暇が必要

タイピスト二十年生の体験から

決して過保護ではない

―前進的な改正を―

職場以外での負担を軽く

量的にだけ制限される婦人の職場

おかげでカシコクになりましたが

―問題はそれ以前に―

BOCC生活研究部

さいとういづみ

赤松 良子

山本まき子

影山 裕子

山田 洋子

松下 邦子

大沢みね子

小川かほる

安達智恵子

梶谷 典子

佐田 昭子

松浦 朝子

中田かほる

働くことを特別視しないで

青木やよひ 管理職という名のもとの無保護

ミス・タイプの悲しみの中で

「母性」を問い直して

保護は男性にこそ必要

生理休暇は必要か―医師の立場から―

使用者は女性の生理を理解し、労働者は職業観に立つこと

婦人衛生面からだけでは論じられない

一九七二年の婦人界をふりかえる

あなたの創造力をこそ預託ください

青木やよひ

玉田紀美子

小田 宏子

平田 佑子

柳 雅子

齊藤 一

齊藤 信彦

新聞切抜帳

BOCC創造銀行

二二七号 一九九七年三月

〈新刊〉なぜ今「自賛史観」か

¥1030

巻頭言 気がつけば二十五年

〈特集〉なぜ今「自賛史観」か

◆在日朝鮮人からの訴え

もはや黙っているべきではない―なぜ私は「憂慮する朝鮮

人・アピール」への賛同を呼びかけるのか 徐 京植

齋藤 千代

「自由主義史観研究会」「新しい歴史教科書をつくる会」等の

動きを憂慮する在日朝鮮人のアピール

◆韓国市民からの抗議

日本の国会議員、学者たちおよび極右勢力の日本教科書

「慰安婦」内容削除活動は即時中断されねばならない!!

右派勢力の教科書攻撃に関する略年表

資料1 「従軍慰安婦」記述削除要求関係

〈緊急アピール〉中学教科書から「従軍慰安婦」記述の

削除を要求する 自由主義史観研究会

「新しい歴史教科書をつくる会」創設にあたっての声明

資料2 自治体とNGOの決議と反論

岡山県議会／新潟県栃尾市議会／岡山市花グループ

「女性の人權」という帆を持ち直して 市場 恵子

資料3 月刊『SAPIO』に対する福岡県市民団体の申し入

れと『SAPIO』の回答

資料4 インターネットで流された「教科書是正デモ」のお知

らせ

資料5 日本教育会熊本支部による藤岡信勝氏講演会に対する

市民の抗議行動

資料6 長崎県西彼杵郡琴海町議会に地元右翼団体が出した請

願書と市民の抗議行動

資料7 女性団体による「新しい歴史教科書をつくる会」への

抗議書

テレビから 朝まで生テレビ 「従軍慰安婦問題と歴史教科書」

沖繩から〈基地・軍隊を許さない行動する女たちの会〉 総会

を聞く／沖繩県、アメリカへ女性要請団を派遣 ほか

阪神から いま、神戸は、いま、私は／「被災者に公的援助を」

市民議員立法修正案発表

集会から「自由主義史観」Ⅱ「自画自賛史観」を批判する／

三重大学公開シンポジウム「女性政策と草の根の女性活動」

―そのパートナーシップを考える―

あじらのあじら

二三八号 一九九七年四月 ￥10000

〈新刊〉「わたしの声」を国会に

巻頭言「わたし」の声が届かない。「わたし」の心が押しつ

ぶされる――。

斎藤 千代

押しつぶされまい「わたしの心」

やっぱり廃止させるしかない小選挙区制選挙を闘って

岡崎ひろみ

国民の意思反映せぬ小選挙区制  
つぶされないぞ女たち

藤田 スミ

「女性問題」への公約を訊く―立候補者への公開質問状調査報告

国広 陽子

資料1 各地の女性グループへの呼びかけ文

資料2 調査結果について会員への報告

オオカミの「おカミ」には、だまされないぞ 大原 立子

やったぞゼネスト仮装行列! from にいがた

あじらめいと 3・3女のゼネストを呼びかけた山崎久民さん

特措法「改悪」に抗議する

◆米軍用地特措法の改正に反対する要請決議

〈沖繩・特別措置法改正を許さない女たちの会〉

◆米軍用地特措法「改正」に反対する市民共同アピール

◆女たちの緊急共同声明

私たちは「駐留軍用地特別措置法」改悪に反対します

〈NOーレイブ NOーベース 女たちの会〉

◆米軍用地特別措置法改悪を阻み、五月三日に全国で抗議の  
声を巻きおこしましょう

〈憲法を生かす会 結成アピール

TOPICS ケンタッキーフライドチキンのセクハラに抗

議!／大田区議会へチャレンジしたい女性をバックアップ



します！／＼市民の声・東京』結成／いよいよ結成／均等  
法改正に異議あり！』ほか

集会から 秋田セクハラ裁判に抗議／ゴーマン史観論破集会  
めじゃーなりすとのめ もっと工夫を！ NGOの台所

大久保真紀

気になる英語 パーチャル・リアリティー

奥川 睦

沖繩から 沖繩県収用委員会の公開審理／特措法改悪に反対

する沖繩緊急行動 ほか

阪神から 被災者への「公的援助法」求めて集会／自主仮設

住宅「長田夏の家」 ほか

意見／異見 ごみは資源―「自区内処理」から「自区内分別

の原則へ」

佐藤 禮子

語りかけたあなたへ3 自分を褒めること

大里 知子

報告・フジモリ政権の正体

―メディアから伝わってこないもう一つのニュース

キャロル・アンドレアス(訳 サンディ・サカモト)

◆新連載◆母を語る①

八一歳 今も現役 完全燃焼 私の母 下村 満子

あこら読書室 広田寿子『女三代の百年』／辻元清美『転職

して、国会議員になった』

あこら試写室 『大地と自由』 ケン・ローチ監督

二二九号 一九九七年五月 ￥1143

◆新刊◆なぜ今「自賛史観」かII

巻頭言 憲法を愛して五十年 寿岳 章子

続・なぜ今「自賛史観」か

◆シンポジウム◆今こそ「考える歴史教育」を

「自賛」「自虐」史観を考える

〈パネリスト〉井上 澄夫／山田 朗／米田佐代子

〈コーディネーター〉斎藤 千代

◆資料◆

教科書の「従軍慰安婦」記述削除を求めた右派勢力の地方

議会攻勢の結果一覧

中学校の歴史教科書の中の「従軍慰安婦」(掲載面紹介)

教育出版／清水書院／東京書籍／帝国書院／日本書籍／

大阪書籍／日本文教出版

TOPICS 〈中国人「慰安婦」裁判を支える会〉結成 岡

山の女性グループが「世界の常識 岡山のヒジョーシキ」

出版 ほか

集会から 国連婦人の地位委員会について聞く会、憲法施行

五〇周年集会を、各地で開催 ほか

気になる英語 セレンディビティ

奥川 睦

沖繩から 4・19集会「沖繩とわたしたち」／復婦から二五

周年、沖繩でピースアクション／東京では〈沖繩は生きぬ

くぞ!5・15集会〉 ほか

阪神から『公的援助法』いよいよ大詰め／仮設住宅での健康

障害 深刻化

語りかけたいあなたへ4 鏡の中の街角

大里 知子

〈連載〉母を語る②

倒れていまだやまず―母、住井すゑ

増田れい子

あこら読書室 いま学びたい近現代史／韓国 of 歴史

あこらのあこら

一三〇号 一九九七年六月 ￥1300

〈新宿〉なぜ今「自賛史観」か III

巻頭言 日米戦時マニユアルの出現

増田れい子

なぜ今「自賛史観」か―消すことのできない真実―

「慰安婦」問題の教科書記述をめぐって

吉見 義明

女性の視点で「慰安婦問題」を考える

松井やより

「従軍慰安婦を教科書に」をどう思うか

宝塚第一中学校三年生の作文から

本田 芳孝

「自賛」「自虐」史観に思う

前田 亨子

そのときあなたは声が出ますか？

―ケンタッキーフライドチキン・セクハラ事件への証言

TOPICS 納得できない「新・日米安保」／憲法改悪へ

重大な一歩／女子保護規定、ついに撤廃 ほか

集会から ウィン祭り一九九七／こうえん「こどもに生命の

輝きを」／シンポジウム「教科書に真実と自由を」 ほか

気になる英語 P.T.S.D (ポスト・トラウマティック・スト

レス・デイスオーダー)

奥川 睦

沖繩から ガイドライン見直し中間報告に強い反発／「名護

ヘリポート基地建設」を許さない ほか

阪神から 「災害被害者等支援法案」市民議員 議員立法が

継続審議へ

語りかけたいあなたへ5 母の手

大里 知子

〈連載〉母を語る③

祖母・母・そしてわたし―女三代の百年

広田 寿子

「FUSJ1300号」に想う

あなたの一言をお待ちしています

同封ハガキで、どうぞ!

〈あごら〉は、人と人が出会うひろば——

思い悩んだとき、もっと豊かに生きたいとき、流れを変えたいとき……  
心おきなく話し合える仲間がいる。——そんなひろばが、北海道から沖縄  
まで、いつのまにか広がりました。

雑誌「あごら」を軸に、よりよい自分と社会を目指すゆるやかな連帯。  
どの部門にも「長」は置かず、自分を変え、社会を変える——  
「病床からでも参加できる運動」が、モットーです。

会費は月刊『あごら』の誌代込みで月額七百円。一年前払いが原則ですが  
ご相談に応じます。入会金は二千円。ハガキ・FAX・メール・電話を  
頂ければ、申し込みカードをお送りします。

〈BOC〉の登録もどうぞ……

一九六〇年に生まれた〈BOCバンク・オブ・クリエイティブティ〉は、  
〈創造力の銀行〉。あなたの創造力や特技、希望の報酬をご登録ください。  
各国語翻訳・通訳・企画・調査・取材・編集・校正等の専門職のほか、どんな  
〈創造力〉でも歓迎！ ただし、半年以上〈あごら〉会費の方に限ります。

連絡先

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
電話 03-3354-3941 (代) FAX 03-3354-9014  
Eメール XLV05467@nifty.com #414boc@mb.infoweb.ne.jp  
ホームページ <http://homepage2.nifty.com/agora1/>

あごら 298号 (10月号) さわやかに老いる

●編集 あごら新宿

●発行 2004年10月20日

●発行所 BOC出版部

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル 3F

●TEL 03-3354-3941(代)

●FAX 03-3354-9014 ●E-mail XLV05467@nifty.com

●定価 本体1100円+税

●振替 001000-0-5264 BOCあごら編集部



9784893061485



1920036011001

ISBN4-89306-148-8

C0036 ¥1100E

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

定価 本体1,100円+税

企画・編集・翻訳…  
何でもご相談ください



創業1960年—  
女性専門職集団  
**BOC**

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

☎03-3354-3941 FAX3354-9014

E-mail XLV05467@nifty.com



各種プランニング  
各種調査

取材・撮影・編集  
校正・デザイン・レイアウト  
各国語翻訳その他



男女共同参画の  
BOCシニアも

スタートしました。  
ベテランの知恵と経験を  
お役立てください。

倉田侃司 おふくろのいる風景  
米寿を迎えた母の、六年にわたる介護の日々を、温かくユーモラスに綴る、六五歳の大学教授の(男の介護)。——読むほどに、自分もやさしくなる本。

大田昌秀 沖縄差別と平和憲法  
日本国憲法が死ねば「戦後日本」も死ぬ  
「私は強い危機感を以て本書を書いた。書きながらも表現しようもない絶望感にとらわれざるを得なかった。が、基地沖縄に住む私たちには、諦めたり絶望するゆとりはないのだ」——少年兵として沖縄戦を戦って以来の憤りと悲しみをこめて、膨大な資料に基づき、明治憲法からも日本国憲法からも適用除外されていた「沖縄の現実」をえがく。本土の人間は一人残らず読んでほしい。

四六判 240頁  
1800円(本体)

A5判 464頁  
3800円(本体)

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4

TEL 03-3354-3941 FAX 03-3354-9014

E-mail XLV05467@nifty.com

サイレントマイノリティのBOC 出版部